

平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする 地震に係る被害状況等について

※これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。

平成 28 年 8 月 1 日
12 時 00 分 現在
非常災害対策本部

1 地震の概要

(1) 4 月 14 日 21 時 26 分に発生した地震

ア 発生日時

- ・平成 28 年 4 月 14 日 21:26

イ 震源地（震源の深さ）及び地震の規模

- ・場所：熊本県熊本地方（北緯 32 度 44.5 分、東経 130 度 48.5 分）、深さ 11km（暫定値）
- ・規模：マグニチュード 6.5（暫定値）

ウ 各地の震度（震度 5 弱以上）

震度 7 熊本県熊本（益城町宮園）

震度 6 弱 熊本東区佐土原、熊本西区春日、熊本南区城南町、熊本南区富合町、玉名市天水町、宇城市松橋町、宇城市不知火町、宇城市小川町、宇城市豊野町、西原村小森

震度 5 強 玉名市横島町、熊本中央区大江、熊本北区植木町、菊池市旭志、宇土市浦田町、合志市竹迫、熊本美里町永富、熊本美里町馬場、大津町大津、菊陽町久保田、御船町御船、山都町下馬尾、氷川町島地

震度 5 弱 熊本県阿蘇、熊本県天草・芦北、宮崎県北部山沿い

エ 津波

- ・この地震による津波のおそれはなし。

(2) 4 月 16 日 1 時 25 分に発生した地震

ア 発生日時

- ・平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分

イ 震源地（震源の深さ）及び地震の規模

- ・場所：熊本県熊本地方（北緯 32 度 45.2 分、東経 130 度 45.7 分）、深さ 12km（暫定値）
- ・規模：マグニチュード 7.3（暫定値）

ウ 各地の震度（震度 5 弱以上）

震度 7 熊本県： 益城町、西原村

震度 6 強 熊本県： 南阿蘇村、熊本市中央区、熊本市東区、熊本市西区、菊池市、宇城市、合志市、大津町、宇土市、嘉島町

震度 6 弱 熊本県： 阿蘇市、熊本市南区、熊本市北区、八代市、玉名市、菊陽町、御船町、美里町、山都町、氷川町、和水町、上天草市、天草市

大分県： 別府市、由布市

震度 5 強 福岡県： 久留米市、柳川市、大川市、みやま市

佐賀県： 佐賀市、上峰町、神崎市

長崎県： 南島原市

熊本県： 南小国町、小国町、産山村、高森町、山鹿市、玉東町、長洲町、甲町、芦北町

大分県： 豊後大野市、日田市、竹田市、九重町

宮崎県： 椎葉村、高千穂町、美郷町

震度 5 弱 愛媛県： 八幡浜市
 福岡県： 福岡市南区、遠賀町、八女市、筑後市、小郡市、大木町、広川町、筑前町
 佐賀県： 白石町、みやき町、小城市
 長崎県： 諫早市、島原市、雲仙市
 熊本県： 荒尾市、南関町、人吉市、あさぎり町、山江村、水俣市、津奈木町
 大分県： 大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市、玖珠町
 宮崎県： 延岡市
 鹿児島県： 長島町

エ 津波

- ・ 津波注意報発表 4月16日 1時27分
- ・ 津波注意報解除 4月16日 2時14分

(3) 地震活動の状況

【4月14日21:26以降に発生した震度6弱以上の地震】

| | | | |
|-------|-------|------|-------|
| 4月14日 | 21:26 | 震度7 | 熊本県熊本 |
| | 22:07 | 震度6弱 | 熊本県熊本 |
| 15日 | 0:03 | 震度6強 | 熊本県熊本 |
| 16日 | 1:25 | 震度7 | 熊本県熊本 |
| | 1:45 | 震度6弱 | 熊本県熊本 |
| | 3:55 | 震度6強 | 熊本県阿蘇 |
| | 9:48 | 震度6弱 | 熊本県熊本 |

【震度4以上の地震の発生推移】(気象庁8月1日07:00)

○4月

| | | | | | |
|-------|-----|-------|----|-------|----|
| 4月14日 | 12回 | 4月20日 | 1回 | 4月26日 | 0回 |
| 4月15日 | 12回 | 4月21日 | 2回 | 4月27日 | 0回 |
| 4月16日 | 45回 | 4月22日 | 1回 | 4月28日 | 3回 |
| 4月17日 | 11回 | 4月23日 | 0回 | 4月29日 | 1回 |
| 4月18日 | 5回 | 4月24日 | 0回 | 4月30日 | 0回 |
| 4月19日 | 4回 | 4月25日 | 1回 | | |

○5月

| | | | | | |
|-------|----|-------|----|-------|----|
| 5月1日 | 0回 | 5月11日 | 0回 | 5月21日 | 0回 |
| 5月2日 | 0回 | 5月12日 | 1回 | 5月22日 | 0回 |
| 5月3日 | 0回 | 5月13日 | 1回 | 5月23日 | 0回 |
| 5月4日 | 3回 | 5月14日 | 0回 | 5月24日 | 0回 |
| 5月5日 | 3回 | 5月15日 | 0回 | 5月25日 | 0回 |
| 5月6日 | 0回 | 5月16日 | 0回 | 5月26日 | 0回 |
| 5月7日 | 0回 | 5月17日 | 0回 | 5月27日 | 0回 |
| 5月8日 | 0回 | 5月18日 | 0回 | 5月28日 | 0回 |
| 5月9日 | 0回 | 5月19日 | 0回 | 5月29日 | 0回 |
| 5月10日 | 0回 | 5月20日 | 0回 | 5月30日 | 0回 |
| | | | | 5月31日 | 0回 |

○6月

| | | | | | |
|------|----|-------|----|-------|----|
| 6月1日 | 0回 | 6月11日 | 0回 | 6月21日 | 0回 |
| 6月2日 | 0回 | 6月12日 | 1回 | 6月22日 | 1回 |
| 6月3日 | 0回 | 6月13日 | 1回 | 6月23日 | 0回 |
| 6月4日 | 0回 | 6月14日 | 0回 | 6月24日 | 0回 |
| 6月5日 | 0回 | 6月15日 | 0回 | 6月25日 | 0回 |
| 6月6日 | 0回 | 6月16日 | 0回 | 6月26日 | 0回 |
| 6月7日 | 0回 | 6月17日 | 0回 | 6月27日 | 0回 |
| 6月8日 | 0回 | 6月18日 | 1回 | 6月28日 | 0回 |
| 6月9日 | 0回 | 6月19日 | 0回 | 6月29日 | 1回 |

| | | | | | |
|-------|----|-------|----|-------|----|
| 6月10日 | 0回 | 6月20日 | 0回 | 6月30日 | 0回 |
|-------|----|-------|----|-------|----|

○7月

| | | | | | |
|-------|----|-------|----|-------|----|
| 7月1日 | 0回 | 7月11日 | 0回 | 7月21日 | 0回 |
| 7月2日 | 0回 | 7月12日 | 0回 | 7月22日 | 0回 |
| 7月3日 | 0回 | 7月13日 | 0回 | 7月23日 | 0回 |
| 7月4日 | 0回 | 7月14日 | 0回 | 7月24日 | 0回 |
| 7月5日 | 0回 | 7月15日 | 0回 | 7月25日 | 0回 |
| 7月6日 | 0回 | 7月16日 | 0回 | 7月26日 | 0回 |
| 7月7日 | 0回 | 7月17日 | 0回 | 7月27日 | 0回 |
| 7月8日 | 0回 | 7月18日 | 0回 | 7月28日 | 0回 |
| 7月9日 | 1回 | 7月19日 | 0回 | 7月29日 | 0回 |
| 7月10日 | 0回 | 7月20日 | 0回 | 7月30日 | 0回 |
| | | | | 7月31日 | 0回 |

○8月

| | | | |
|-----------|----|--|--|
| 8月1日(～7時) | 0回 | | |
|-----------|----|--|--|

※8月1日7時現在、震度1以上を観測する地震が1,943回発生。

※7月26日(0時～24時)においては、震度1以上を観測する地震が0回

2 人的・物的被害の状況

(1) 人的被害(4月14日からの累計) (消防庁8月1日10:00現在)

(人)

| 場 所 | 死亡 | 重傷 | 軽傷 |
|-----|----|-----|-------|
| 福岡県 | | 1 | 17 |
| 佐賀県 | | 4 | 9 |
| 熊本県 | 64 | 592 | 1,395 |
| 大分県 | | 4 | 24 |
| 宮崎県 | | 3 | 5 |
| 合計 | 64 | 604 | 1,450 |

【参考1】熊本県における死者数の内訳(熊本県より報告7月31日13:30現在)

- ・警察が検視により確認している死者数 49名
- ・震災後における災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病による死者数(※市町村において災害が原因で死亡したものと認められた死者) 10名
- ・6月19日から6月25日に発生した被害のうち熊本地震との関連が認められた死者数 5名

※このほか、震災後における災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる死者数(※正式には市町村に設置される審査会を経て決定)17人(熊本県)

※このほか、分類未確定分の負傷者数 140人(熊本県)

【南阿蘇村立野地区阿蘇大橋周辺での活動状況】

5月1日をもってヘリ、監視カメラによる捜索へ移行

6月1日、地上における捜索を実施(熊本県警察本部機動隊・管区機動隊及び鑑識課員約100名、阿蘇広域消防本部約20名)

(2) 建物被害(消防庁情報:8月1日10:00現在)

| 都道府県名 | 住宅被害 | | | 非住家被害 | | 火災 件 |
|-------|------|----|----------|----------|-----|---------|
| | 全壊 | 半壊 | 一部 破損 | 公共 建物 | その他 | |
| | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | |
| 山口県 | | | 3 | | | |
| 福岡県 | | 1 | 230 | | 1 | |
| 佐賀県 | | | 1 | | 2 | |

| | | | | | | |
|-----|-------|--------|---------|-----|-------|----|
| 長崎県 | | | 1 | | | |
| 熊本県 | 8,543 | 27,561 | 125,454 | 243 | 2,289 | 16 |
| 大分県 | 6 | 164 | 5,454 | | 37 | |
| 宮崎県 | | 2 | 20 | | | |
| 合 計 | 8,549 | 27,728 | 131,163 | 243 | 2,329 | 16 |

※このほか、分類未確定分の住家被害数 3 棟

3 避難の状況

(1) 避難指示・避難勧告発令状況（消防庁情報：7月31日13:30現在発令中のもの）

避難指示：1市1町（179世帯 408名）

避難勧告：2市1町1村（955世帯 2,172名）

| 都道府県名 | 市区町村名 | 避難指示 | | 避難勧告 | |
|---------|-------|-------|------|-------|-------|
| | | 対象世帯数 | 対象人数 | 対象世帯数 | 対象人数 |
| 熊本県 | 熊本市 | | | 2 | 5 |
| | 宇土市 | 71 | 100 | | |
| | 宇城市 | | | 12 | 34 |
| | 南阿蘇村 | | | 802 | 1,786 |
| | 御船町 | 108 | 308 | 139 | 347 |
| 合計（発令中） | | 179 | 408 | 955 | 2,172 |

(2) 避難所の状況（各県からの報告）

【熊本県】

・避難所数68箇所 避難者数3,229名（7月31日13:30現在）

| 市町村名 | 避難所数（箇所） | 避難者数（人） |
|-----------------|----------|---------|
| 熊本市（くまもとし）※1 | 23 | 708 |
| 宇土市（うとし）※2 | 2 | 30 |
| 宇城市（うきし）※2 | 6 | 149 |
| 美里町（みさとまち）※2 | 3 | 9 |
| 大津町（おおづまち） | 2 | 21 |
| 阿蘇市（あそし）※2 | 1 | 7 |
| 高森町（たかもりまち）※2 | 3 | 0 |
| 南阿蘇村（みなみあそむら）※1 | 9 | 833 |
| 西原村（にしはらむら）※2 | 1 | 58 |
| 御船町（みふねまち） | 4 | 203 |
| 嘉島町（かしままち） | 1 | 72 |
| 益城町（ましきまち） | 13 | 1,139 |
| 計 | 68 | 3,229 |

※1：7月29日13:30現在の数値等を記載

※2：7月30日13:30現在の数値等を記載

（参考 最大 避難所数855箇所 避難者数183,882名（4月17日9:30時点））

4 その他の被害状況

(1) 土砂災害（国土交通省情報：8月1日10:00現在）

○土砂災害発生状況190件

・土石流等 57件（熊本県54、大分県3）

・地すべり 10件（熊本県10）

・がけ崩れ 123件（佐賀県1、長崎県1、熊本県94件、大分県15件、宮崎県11件、鹿児島県1）

(2) 河川（国土交通省情報：8月1日10:00現在）

ア 国管理河川

・これまでに確認した堤防等の被災に対して、堤防天端のひび割れ補修などの応急対策を全て完了（6河川172箇所）。

・堤体の変状が比較的大きい11箇所について、緊急的な復旧工事を全て完了。

イ 都道府県・政令市管理河川

- ・一般被害：なし
- ・河川管理施設等被害全 48 河川 322 箇所

| | | |
|-----|--------------|-------------------------|
| 大分県 | 1 河川 1 箇所 | 応急対策済み |
| 熊本県 | 44 河川 318 箇所 | 応急対策済み |
| 熊本市 | 3 河川 3 箇所 | 1 箇所は復旧工事完了、2 箇所は応急対策済み |

(3) ライフラインの状況

ア 電力（経済産業省情報：8月1日 10:00 現在）

○九州電力管内

- ・停電：4月20日（水）19時10分、がけ崩れや道路の損壊等により復旧が困難な箇所を除いて、高圧配電線への送電完了。大規模な土砂崩れにより送電が困難となっていた阿蘇市、高森町、南阿蘇村においては、全国から手配した電源車の活用により通電していたところ、4月27日（水）送電線の仮復旧工事が完了し、4月28日（木）21時36分、系統からの電力供給に切り替えを完了。
- ・停電戸数：0戸 ※風雨の影響等により、今後も一時的な停電が発生する可能性がある。
【最大 47 万 7000 戸停電（4月16日 2:00 現在）】

イ ガス（経済産業省情報：8月1日 10:00 現在）

○西部ガス管内

- ・供給停止：4月30日（土）13時40分、熊本市周辺の供給区域における復旧作業を完了し、家屋倒壊その他の事情により供給再開ができない需要家を除くすべての需要家に対するガスの供給を再開。
- ・供給停止戸数：0戸（4月30日（土）13:40 時点）
【最大 10 万 5000 戸供給停止（4月16日 9:00 現在）】
※熊本県内で供給している、西部ガスを除く4事業者（九州ガス、山鹿都市ガス、天草ガス、大牟田ガス）については、供給支障は発生していない。

○簡易ガス（九州全域）

- ・4月28日中に、熊本県内の全ての簡易ガス供給団地（計101団地）で供給停止が解消。【27日時点では3団地で停止】
- ・他県は被害情報無し。

○LPガス（九州全域）

（九州全域：2500事業者（うち熊本県434、大分県245））

- ・LPガス販売事業者：熊本県内（434社）のうち4販売所（事務所等）が損壊したが、現在営業中。

ウ 石 油（経済産業省情報：8月1日 10:00 現在）

- ・燃料の応援要請への対応については、4月16日に発動した石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」を5月15日に終了。今後も需給状況を注視し、必要に応じて迅速に対応。
- ・熊本県内SS（計797）：現時点で約9割超（736ヶ所）の稼働を確認

エ 水 道（厚生労働省8月1日 8:00 現在）

（ア）断水状況

- ・断水解消済み（7月28日）

【最大 44 万 5857 戸断水（各自治体の最大断水戸数の累計）】

※家屋等損壊地域（約610戸）を除いている。

※熊本市は、4月30日18時に、熊本市全域に水道水が供給できるようになり、水が出ない場合は市民に対して連絡を促すとともに、引き続き、他の地方公共団体や関係団体と

連携して漏水の調査・修理を行う旨プレスリリースした。

・下水道：処理施設（国土交通省 8 月 1 日 10:00 現在）

| 都道府県名 | 市町村・流域等名 | 下水処理場名 | 対応状況 |
|-------|----------|-------------|-----------------------|
| 熊本県 | 水俣市 | 水俣市浄化センター | 応急対応により、必要な処理機能を確認 |
| 熊本県 | 菊池市 | 菊池浄水センター | 被害軽微につき発災前と同様の処理機能を確認 |
| 熊本県 | 阿蘇市 | 阿蘇市浄化センター | 被害軽微につき発災前と同様の処理機能を確認 |
| 熊本県 | 大津町 | 大津町浄化センター | 被害軽微につき発災前と同様の処理機能を確認 |
| 熊本県 | 御船町 | 御船浄水センター | 被害軽微につき発災前と同様の処理機能を確認 |
| 熊本県 | 嘉島町 | 嘉島浄化センター | 被害軽微につき発災前と同様の処理機能を確認 |
| 熊本県 | 益城町 | 益城町浄化センター | 応急対応により、必要な処理機能を確認 |
| 熊本県 | 熊本市 | 東部浄化センター | 被害軽微につき発災前と同様の処理機能を確認 |
| | | 西部浄化センター | 被害軽微につき発災前と同様の処理機能を確認 |
| | | 南部浄化センター | 被害軽微につき発災前と同様の処理機能を確認 |
| | | 中部浄化センター | 被害軽微につき発災前と同様の処理機能を確認 |
| | | 城南町浄化センター | 被害軽微につき発災前と同様の処理機能を確認 |
| 大分県 | 別府市 | 別府市中央浄化センター | 被害軽微につき発災前と同様の処理機能を確認 |

※その他の処理場については、被害なし

(イ) 応急給水の実施状況

・被災自治体からの給水車の派遣要請に対し、全国の水道事業者が、応急給水を実施。
(最大 108 台体制)

オ 通信関係（総務省情報：7 月 29 日 10:00 現在）

○固定電話：NTT 西日本 全て復旧。

※ただし、電話局と住宅等の間で不通状態の回線あり（住宅等の復旧に合わせて回復見込み）。

○携帯電話：停波基地局数 全て復旧

○PHS：停波基地局数 全て復旧

※停波の主な原因は、伝送路断等と推測。

※復旧作業ができない立入禁止箇所を除き、概ね復旧作業が完了。

※現時点で全ての市町村役場の通信の疎通を確認。避難所は、通信可能な状況。

※隣接局のエリアカバーや移動基地局車等の運用によるサービスの復旧について、携帯電話 3 社の HP に掲載済

| | 事業者 | 被害状況等 |
|------|----------------|---|
| 固定電話 | NTT 東日本 | ・被害なし |
| | NTT 西日本 | ・交換機収容ビルの収容回線については、全て復旧。 ※電話局と住宅等の間で不通状態の回線あり（住宅等の復旧に合わせて回復見込み）。 |
| | NTT コミュニケーションズ | ・被害なし |
| | KDDI | ・被害なし |
| | ソフトバンク | ・全て復旧 |
| 携帯電話 | NTT ドコモ | ・全て復旧 |
| | KDDI (au) | ・全て復旧 |
| | ソフトバンク | 【携帯】 ・全て復旧 【PHS】 ・全て復旧 |

○避難所及び行政機関の通信確保対応状況

・避難所における通信確保状況

携帯電話による通信は、ほぼ確保。

ほぼ全ての避難所において無料 Wi-Fi アクセスポイントを設置済。

携帯電話用の充電器（チャージャ）の配備を経済産業省と連携して展開中。

- ・通信事業者の保有する機器の貸与
特設公衆電話を合計35台。
衛星携帯電話を合計555台。
無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) アクセスポイントを合計約324台。
携帯電話充電器 (マルチチャージャ) を合計約423台。
等を避難所及び行政機関に配備 (詳細は後述)。

カ 放送関係 (総務省情報 : 7月29日 10:00 現在)

<地上放送 (テレビ、AM、FM) 関係>

| 都道府県 | 事業者 | 被害状況等 | 最大被害数 |
|------|------------------------------------|---|--|
| 熊本県 | ○NHK南阿蘇局 (テレビ、FM) | ○停電後、非常用発電機の故障により停波。 →4月17日(日)発電機の修理により復旧 (停波時間は、18:20~10:45 (16時間25分)) | ○6,372世帯 (一部は他の中継局 (阿蘇局) の放送で視聴の可能性あり。) |
| | ○NHK大矢野湯島局 (テレビ総合・教育) | ○停電後、非常用電源の給電停止により停波。 →4月16日(土)13:19 発電機を持ち込んだため復旧。 16:09 商用電源が復旧 (停波時間は、9:26~13:19 (3時間53分)) | ○169世帯 |
| | ○NHK (AM) | ○被害報告なし | ○被害報告なし |
| | ○熊本放送蘇陽北局 (AM) | ○アンテナ破損により停波 →4月18日(月)15:45 アンテナの修理により復旧。 (停波時間は、4月16日(土)1:25~4月18日(月)15:45(62時間20分)) | ○約1万世帯 |
| | ○民放4社(テレビ) | ○熊本局 4月16日(土)地震発生直後、停電のため放送中断したが、手動で発電機を起動し復旧。その後商用電源復旧。(停波時間1:57~2:30 (33分)) ○砥用局 4月16日(土)停電後、非常用発電機が停止して停波したが、発電機を再起動・復旧。その後商用電源復旧。(停波時間9:55~11:20 (1時間25分)) | |
| | ○南阿蘇局 (NHK (TV・FM)、民放テレビ4社、民放FM1社) | 地震発生後の停電以降、非常用電源で放送継続していたところ、従来の場所では燃料補給が困難となったため、 ・民放FM(1社)は5月9日(月)、民放テレビ4社は16日(月)、NHK(TV・FM)は、18日(水)にそれぞれ仮設中継局(観音桜展望台)からの放送に切替 | ○県内8か所で非常用発電機を使用していた。 |

| | | | |
|-----|--|---|---------|
| | | え。 ・この切替えの後一部地域で難視聴が発生しており、NHK・民放で連携して対応中。 | |
| 大分県 | ○NHK（テレビ、AM、FM） ○民放（テレビ3社（うち1社AM兼営）、FM1社） | ○NHK、民放とも被害報告なし | ○被害報告なし |

○災害時における放送の確保

・臨時災害放送局の開設等による生活情報の提供

甲佐町（こうさまち）及び御船町（みふねまち）が、総務省配備の設備の提供を受けて、臨時災害放送局（FM）を開設（甲佐町：4月23日、御船町：4月25日、益城町：4月27日）し、被災者に向けたきめ細かい生活情報を提供。

・被災者へのラジオの配布

4月20日（水）、9市町村からの要請を受け、被災者の生活情報の確保のため、経済産業省の協力を得て、ラジオ2,500台（うち900台はソニーより、1,000台はパナソニックより無償供与）を確保。総務省九州総合通信局から各市町村に対し、ラジオを県内ラジオ局の周波数表を添えて配布（4月22日、23日・合計2,080台）。

5月7日（土）、九州総合通信局から御船町にラジオ20台を追加配布。

5月9日（月）、九州総合通信局から益城町にラジオ200台（うち100台はNHKより無償供与）を追加配布。

5月11日（水）、新たにラジオ1,030台確保し（全てソニーより無償供与）、15日（日）、益城町にラジオ925台、御船町にラジオ5台を追加配布。

<コミュニティ放送関係>

○熊本県：放送継続中（3社）

○大分県：放送継続中（3社）

| 都道府県 | 事業者 | 被害状況等 | 最大被害数 |
|------|--|--------------------|---------|
| 熊本県 | ○熊本シティエフエム →臨時災害放送局へ移行（4月18日～4月30日） | ○放送継続中（停電により短時間停波） | ○停波1件 |
| | ○その他のコミュニティ放送（2社） | ○被害報告なし | ○被害報告なし |
| 大分県 | 3社 | ○被害報告なし | ○被害報告なし |

<ケーブルテレビ>

全世帯復旧（4月28日（木）5:00時点（57世帯）から縮小）

○熊本県：復旧済（3社）、確認済（7社）

○大分県：復旧済（2社） ※17社については被害なし

○佐賀県：確認済（13社） ※13社については被害なし

○宮崎県：確認済（7社） ※7社については被害なし

| 都道府県 | 事業者 | 被害状況等 | 最大被害数 |
|------|-----------------|--------------------------|--|
| 熊本県 | ○ジェイコム九州 | ○全世帯復旧 | ○22,760世帯 （4月14日（金）発生の地震による視聴不可世帯1,244件を含む） |
| | ○たかもり光ネットワーク(株) | ○一部商用電源復旧、発電機燃料到着により放送再開 | ○2,619世帯 |

| | | | |
|-----|-------------------|----------------------|----------|
| | ○小国町 | ○4月19日(火)12時仮復旧 | ○68世帯 |
| | ○その他のケーブルテレビ(7社) | ○確認済(7社について設備被害なし) | ○被害報告なし |
| 大分県 | ○大分ケーブルテレコム | ○4月16日(土)13時45分復旧 | ○9世帯 |
| | ○日田市 | ○4月17日(日)17時復旧 | ○1,100世帯 |
| | ○その他のケーブルテレビ(17社) | ○確認済(17社について被害なし) | ○被害報告なし |
| 宮崎県 | 7社 | ○確認済 (7社について被害なし) | ○被害報告なし |
| 佐賀県 | 13社 | ○確認済(13社について被害なし) | ○被害報告なし |

<防災行政無線関係>

熊本県益城町 一部子局1局が機能停止のため一部地区で使用不可。→復旧

(4) 道路 (国土交通省情報: 8月1日10:00現在)

ア 高速道路

・被災による通行止め: 0区間

※解除済み

道路名: 宮崎自動車道

区間名: えびのJCT~都城IC 4/16 1:26(規制開始) ~ 4/16 09:30(規制解除)

道路名: 南九州西回り自動車道

区間名: 八代JCT~津奈木IC 4/16 1:26(規制開始) ~ 4/16 16:00(規制解除)

4/19 17:54(規制開始) ~ 4/19 22:10(規制解除)

道路名: 東九州自動車道

区間名: 大分米良IC~佐伯IC 4/16 1:26(規制開始) ~ 4/16 20:00(規制解除)

道路名: 宇佐別府道路

区間名: 安心院IC~速見IC・JCT 4/16 1:26(規制開始) ~ 4/17 15:00(規制解除)

道路名: 日出バイパス

区間名: 速水IC・JCT~日出IC 4/16 1:26(規制開始) ~ 4/17 15:00(規制解除)

道路名: 大分自動車道

区間名: 速水IC・JCT~日出JCT 4/16 1:26(規制開始) ~ 4/21 00:00(規制解除)

鳥栖JCT~日田IC 4/16 1:26(規制開始) ~ 4/16 6:30(規制解除)

日田IC~玖珠IC 4/16 1:26(規制開始) ~ 4/17 21:00(規制解除)

玖珠IC~湯布院IC 4/16 1:26(規制開始) ~ 4/18 23:15(規制解除)

湯布院IC~日出JCT 4/16 1:26(規制開始) ~ 5/9 22:40(規制解除)

日出JCT~別府IC 4/16 1:26(規制開始) ~ 4/21 0:00(規制解除)

別府IC~大分IC 4/16 1:26(規制開始) ~ 4/17 21:00(規制解除)

大分IC~大分米良IC 4/16 1:26(規制開始) ~ 4/16 20:00(規制解除)

道路名: 九州中央自動車道

区間名: 嘉島JCT~小池高山IC 4/14 21:28(規制開始) ~ 4/26 15:00(規制解除)

道路名: 九州自動車道

区間名: 古賀IC~南関IC 4/16 1:26(規制開始) ~ 4/16 6:30(規制解除)

南関IC~植木IC 4/14 21:37(規制開始) ~ 4/15 12:00(規制解除)

4/16 1:26(規制開始) ~ 4/16 6:30(規制解除)

植木IC~益城熊本空港IC 4/14 21:28(規制開始) ~ 4/15 22:30(規制解除)

4/16 1:26(規制開始) ~ 4/29 9:00(規制解除)

益城熊本空港IC~嘉島JCT 4/14 21:28(規制開始) ~ 4/29 9:00(規制解除)

嘉島JCT~松橋IC 4/14 21:28(規制開始) ~ 4/26 15:00(規制解除)

松橋IC~八代IC 4/14 21:28(規制開始) ~ 4/15 14:00(規制解除)

4/16 1:26(規制開始) ~ 4/26 15:00(規制解除)

八代IC~えびのIC 4/14 21:28(規制開始) ~ 4/15 14:00(規制解除)

4/16 1:26(規制開始) ~ 4/16 16:00(規制解除)

えびのIC~栗野IC 4/16 1:26(規制開始) ~ 4/16 9:30(規制解除)

道路名: 長崎自動車道

区間名: 東脊振IC~鳥栖JCT 4/16 1:26(規制開始) ~ 4/16 6:30(規制解除)

イ 直轄国道

- ・被災による通行止め：1 区間

| | 路線名 | 地点名 | 被災状況 | 備考 |
|---|---------|-------------------|------|--|
| ○ | 国道 57 号 | 南阿蘇村 81k100 付近 | 斜面崩壊 | 通行止め開始：4 月 16 日 1:25～ 迂回路あり 通行止め延長 (L=3.6km) |

※「○」は通行止め中

※解除済み

道路名：国道 3 号
 地点名：坪井川橋 184k100 4/16 3:31 (規制開始) ～ 4/16 8:40 (規制解除)
 道路名：国道 3 号
 地点名：松崎跨線橋 184k360 4/16 02:07 (規制開始) ～ 4/16 21:00 (規制解除)
 道路名：国道 57 号
 地点名：立野跨線橋 83k700 4/16 02:27 (規制開始) ～ 4/16 16:00 (規制解除)
 道路名：国道 57 号
 地点名：宇土跨線橋 125k300 4/16 06:40 (規制開始) ～ 4/16 20:00 (規制解除)
 道路名：国道 57 号
 地点名：江津齋藤橋 111k360 4/16 02:51 (規制開始) ～ 4/16 22:10 (規制解除)
 道路名：国道 210 号
 地点名：日田市天瀬町～玖珠郡玖珠町 51k280～64k640
 4/16 21:05 (規制開始) ～ 4/29 07:00 (規制解除)

ウ 公社有料

- ・被災による通行止め：なし

※解除済み

道路名：福岡高速
 区間名：全線 4/16 1:26 (規制開始) ～ 4/16 6:30 (規制解除)
 道路名：松島道路
 区間名：合津 IC～知十 IC 4/16 1:26 (規制開始) ～ 4/16 8:00 (規制解除)

エ 補助国道

- ・被災による通行止め：5 区間

| | 路線名 | 地点名 | 被災状況 | 備考 |
|---|----------|------------------------|------|---|
| ○ | 国道 325 号 | 熊本県南阿蘇村河陽 | 落橋 | ・通行止め開始：4 月 16 日 (不明) ・迂回路あり ・通行止め延長 (L=1.2km) |
| ○ | 国道 445 号 | 熊本県御船町下鶴 | 法面崩壊 | ・通行止め開始：4 月 15 日 3:18～ ・迂回路あり ・通行止め延長 (L=2.0km) |
| ○ | 国道 445 号 | 熊本県御船町滝尾 | 落石 | ・通行止め開始：4 月 16 日 (不明) ・迂回路あり ・通行止め延長 (L=1.4km) |
| ○ | 国道 212 号 | 大分県日田市天瀬町 ～熊本県小国町杖立 | 落石 | ・通行止め開始：4 月 16 日 2:12～ ・迂回路あり ・通行止め延長 (L=2.3km) |
| ○ | 国道 212 号 | 大分県日田市大山町 | 落石 | ・通行止め開始：4 月 16 日 2:44～ ・迂回路あり ・通行止め延長 (L=0.1km) |
| | 国道 442 号 | 大分県大分市木上 | 落石 | ・通行止め開始：4 月 16 日 2:55～ ・迂回路あり ・通行止め延長 (L=0.6km) ・通行止め解除時間：6 月 29 日 15:00 |

※「○」は通行止め中

※解除済み

道路名：国道 445 号
 所在地：熊本県八代市 4/14 23:30 (規制開始) ～ 4/15 6:00 (規制解除)

道路名 : 国道 251 号
 所在地 : 長崎県雲仙市 4/14 22:30 (規制開始) ~ 4/15 6:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 218 号
 所在地 : 熊本県宇城市 4/15 00:53 (規制開始) ~ 4/15 17:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 498 号
 所在地 : 佐賀県武雄市 4/15 00:33 (規制開始) ~ 4/15 17:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 212 号
 所在地 : 大分県日田市天瀬町 4/16 2:10 (規制開始) ~ 4/16 14:30 (規制解除)
 道路名 : 国道 442 号
 所在地 : 大分県日田市中津江村 4/16 3:32 (規制開始) ~ 4/16 10:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 387 号
 所在地 : 大分県日田市中津江村 4/16 2:40 (規制開始) ~ 4/16 18:30 (規制解除)
 道路名 : 国道 387 号
 所在地 : 大分県日田市中津江村 4/16 4:05 (規制開始) ~ 4/18 10:30 (規制解除)
 道路名 : 国道 387 号
 所在地 : 大分県日田市上津江町 4/16 5:20 (規制開始) ~ 4/17 10:30 (規制解除)
 道路名 : 国道 218 号
 所在地 : 熊本県宇城市豊野町 4/16 4:20 (規制開始) ~ 4/16 15:30 (規制解除)
 道路名 : 国道 265 号
 所在地 : 熊本県山都町二瀬本 4/16 3:20 (規制開始) ~ 4/16 5:10 (規制解除)
 道路名 : 国道 387 号
 所在地 : 熊本県菊池市原 4/16 3:20 (規制開始) ~ 4/17 17:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 325 号
 所在地 : 熊本県大津町室 4/16 6:10 (規制開始) ~ 4/17 14:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 266 号
 所在地 : 熊本県熊本市東区画図町 4/16 5:40 (規制開始) ~ 4/17 9:50 (規制解除)
 道路名 : 国道 218 号
 所在地 : 熊本県宇城市豊野寺村 4/16 3:20 (規制開始) ~ 4/18 8:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 212 号
 所在地 : 熊本県小国町杖立 4/16 2:12 (規制開始) ~ 4/18 11:30 (規制解除)
 道路名 : 国道 443 号
 所在地 : 熊本県益城町寺迫 4/14 23:00 (規制開始) ~ 4/20 12:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 443 号
 所在地 : 熊本県益城町寺迫 4/14 17:00 (規制開始) ~ 4/20 12:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 443 号
 所在地 : 熊本県益城町寺迫 4/16 11:30 (規制開始) ~ 4/20 12:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 212 号
 所在地 : 大分県日田市大山町 4/16 2:25 (規制開始) ~ 4/21 7:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 325 号
 所在地 : 熊本県阿蘇郡高森町 4/16 12:00 (規制開始) ~ 4/21 9:30 (規制解除)
 道路名 : 国道 387 号
 所在地 : 大分県日田市上津江町 4/21 15:20 (規制開始) ~ 4/22 16:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 442 号
 所在地 : 福岡県八女市 4/16 4:50 (規制開始) ~ 4/25 7:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 265 号
 所在地 : 宮崎県東臼杵郡椎葉村 4/16 8:30 (規制開始) ~ 4/28 15:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 325 号
 所在地 : 熊本県南阿蘇村河揚 4/16 10:30 (規制開始) ~ 4/29 11:00 (規制解除)

才 都道府県・政令市道

8月1日 8:00 (迂回路あり・孤立なし)

被災による通行止め : 計 18 区間

- ・熊本県 17 区間 (落石 4、橋梁段差 1、路面段差 1、橋梁ひび割れ 1、橋梁ずれ 1、法面崩落 5、落橋 1、覆工コンクリート崩落 1、路肩崩壊 2)
- ・熊本市 1 区間 (橋梁ずれ 1)
- ・大分県 0 区間 (法面崩落 0)

(5) 交通機関 (国土交通省情報 : 8月1日 10:00 現在)

ア 鉄道

- ・新幹線の状況
九州新幹線 4/27 14:36 全線の運転再開
山陽新幹線 脱線なし
- ・在来線の状況
2事業者2路線運転休止

| 事業者名 | 線名 | 運転休止区間 | 運転休止 | | 運転再開 | | 主な被害状況等 |
|-------|-----|-------------|------|----|------|------|---|
| JR九州 | 豊肥線 | 肥後大津 ～阿蘇 | 4/16 | 始発 | | | ・赤水駅構内回送列車脱線 (4/16) 4/17 13:29 道路支障は解消 ・赤水駅～立野駅間土砂流入 (4/16) |
| 南阿蘇鉄道 | 高森線 | 中松～高森 | 4/16 | 始発 | 7/31 | 9:30 | |
| 南阿蘇鉄道 | 高森線 | 立野～中松 | 4/16 | 始発 | | | ・立野駅～長陽駅間トンネル 内壁クラック、橋梁に変状等 が認められ、詳細を調査中 |

※JR九州 豊肥線：赤水駅構内回送列車脱線事故について、運輸安全委員会が26～27日派遣して現地調査を実施

※代行バス等の運行

- ・JR九州 豊肥線：肥後大津駅～宮地駅間については、代行バス輸送を実施中
- ・南阿蘇鉄道 高森線：南阿蘇村と高森町が合同で、緊急通学バス輸送を実施中

イ 空港

○熊本空港

- ・管制官は4月19日管制塔での業務を再開
- ・ターミナルビルは、4月19日15時から部分再開し、5つの搭乗口のうち3つを運用。ターミナルビル運用開始後は、出発客・到着客とも同ビルを利用中。4月23日朝より、4つ目の搭乗口が運用可能となり、被災前の運航便数にも対応可能な状態まで回復。応急復旧を進め、5月19日から当面使用可能な4つの搭乗ゲートの全ての待合室が使用可能となった。6月1日午前より、5つ目の搭乗口も運用再開。本格復旧については、被害状況の詳細調査後、熊本県、民間ビル会社等の意向を踏まえ、検討。
- ・4月19日、一部の旅客便が運航再開（到着便は19便、出発便は6便）
- ・4月20日以降旅客便は、通常の約7割にあたる50便程度が運航中（搭乗率60%程度）
- ・4月28日より約8割の旅客便が運航中
- ・5月14日より約9割の旅客便が運航中
- ・6月2日より国内線全便が運航再開
- ・6月3日より国際線の一部が運航再開

ウ 港湾

| 都道府県名 | 管理者名 | 港格 | 港湾名 | 港湾地区名・海岸名及び被害状況等 |
|-------|------|------|-----|--|
| 熊本県 | 熊本県 | 重要港湾 | 熊本港 | ・橋梁両端ジョイント部にズレ。(応急復旧済、規制解除) ・フェリーへの車両乗降用可動橋に不具合あるため使用不可。(応急復旧済) ・岸壁背後の道路に亀裂。(応急復旧済) ・コンテナターミナルのガントリークレーンに不具合あり。(復旧済) ・官公庁船・漁船船溜まり浮棧橋のジョイント部破損。(使用可能) |
| 熊本県 | 熊本県 | 重要港湾 | 八代港 | ・エプロンの一部に沈下、クラック。(利用上の支障無し) ・臨港道路歩道・路肩の陥没。(復旧済) |

| | | | | |
|-----|-----|------|-----|--|
| 熊本県 | 熊本県 | 重要港湾 | 三角港 | <ul style="list-style-type: none"> ・エプロンの一部に目地開き、クラック。(利用上の支障無し) ・緑地歩道部のインターロッキング破損。(復旧済) |
| 大分県 | 大分県 | 重要港湾 | 別府港 | <ul style="list-style-type: none"> 【石垣地区】 ・岸壁の沈下、背後の液状化、水道管破裂による水吹き出し(応急復旧済) ・岸壁背後に小規模な陥没(立ち入り禁止措置を実施中) 【別府港海岸】 ・2地区に陥没(直径10cm 深さ30cm程度)。(立ち入り禁止措置を実施中) |

(6) 被災自治体庁舎 (総務省情報：7月29日10:00現在)

○熊本県内の次の市町村において、庁舎損壊等のため庁舎外に機能を移転。

- ・八代市(やつしろし)→千丁(せんちょう)支所へ
- ・人吉市(ひとよしし)→庁舎別館、スポーツパレス、カルチャーパレスへ
- ・宇土市(うとし)→市民体育館へ
- ・天草市(あまくさし)→庁舎新館へ
- ・大津町(おおづまち)→オクスプラザ、プレハブ仮庁舎へ
- ・益城町(ましきまち)→中央公民館、プレハブ仮庁舎へ

※ 熊本県庁市町村課に7/28(木)確認

○行政の受付窓口等の支援

- ・熊本県市町村課(行政書士会窓口)に対して、日本行政書士会連合会が協力できる具体的な内容(被災自治体の受付窓口や相談窓口への行政書士の派遣等)について、被災自治体への周知を依頼(4/28(木))
- ・日本行政書士会連合会に対して、被災自治体から要望があった場合に迅速な対応を取るよう協力依頼(4/28(木))

(7) 医療施設 (厚生労働省情報：7月29日時点)

- ・病棟の損壊等により、入院診療に制限がある病院：11病院

(8) 社会福祉施設等 (厚生労働省情報：6月16日10:00現在)

○高齢者施設の状況

- ・熊本県全域の1,234施設について、県庁及び厚労省にて確認したところ、人的被害は14施設24名(人命にかかる被害はなく、外傷・転倒・骨折等)、また、建物の被害は354施設(半壊、屋根の倒壊、壁の損傷等)。

○障害児・者入所施設の状況

- ・熊本県全域の78施設について、県庁及び厚労省現地対策本部等にて確認したところ、全施設に人的被害はなし。また、2施設の一部の建物が損壊。

○児童福祉施設等の状況

・児童入所施設

熊本県全域の30施設について、厚労省が県と市に確認したところ、全施設に人的被害はなし、物的被害は17施設。

・保育所等(5/30現在)

熊本県全域の保育所等の開園状況について、厚労省が市及び施設に確認。

保育所563施設のうち開園が562施設(開園率99.8%)

認定こども園88施設のうち開園が88施設(開園率100.0%)

地域型保育事業71施設のうち開園が69施設(開園率97.2%)

○熊本労災特別介護施設

- ・ 熊本県内に 1 施設（宇土市）
- ・ 建物構造に問題なし。応急措置が必要な箇所から修繕実施。
- ・ 入居者（87名）に怪我人等無し。
- ・ 市水道局からの給水は全日通水（4/24以降）。
- ・ 食糧及び介護用品について、通常の調達が可能となった。（4/26以降）
- その他
 - ・ 救護施設は、熊本県全域の 7 施設について、厚労省が県等に電話により確認したところ、全施設について人的被害はなく、また、軽微な損害（2施設）以外の物的被害なし。
- 事業者団体等の通知
 - ・ 高齢者施設や障害者施設、児童施設等における緊急的な対応として、要援護者の受入に係る定員超過等を容認するとともに、その場合にも給付の対象とすることを自治体等に通知。（4/14～17）

(9) 公共職業能力開発施設等（厚生労働省情報：5月9日 11:00 現在）

熊本県内の公共職業能力開発施設等は以下の 5 施設があり、その状況は以下のとおり。

- 熊本職業能力開発促進センター（合志市）
 - ・ 電気設備実習場の全ガラスが落下。階段崩落の危険性あり。木工実習場は基礎部分が一部破損。立ち入りを制限。国道 387 号側の法面（駐車場の一部）が崩落の恐れあり。緊急修繕は、随時実施中。離職者訓練は、使用可能な実習場及び教室を活用して 4 月 27 日から、一部コースを除いて再開（5 月 9 日から全てのコースで再開）。在職者訓練は、5 月 8 日から再開予定。
- 熊本職業能力開発促進センター荒尾訓練センター（荒尾市）
 - ・ 建物は目立った被害なし。離職者訓練は実施。
- 熊本高等技術訓練校（熊本市）
 - ・ 体育館の天井の一部破損（梁 10 本程度）、ガラス破損、外壁にひび。当面は使用中止の予定。修繕は今後、見積もりを取って検討。学卒者訓練は 5 月 9 日から再開。休講分は補講を実施する予定。
- 熊本県立技術短期大学校（菊陽町）
 - ・ 体育館の照明落下、天井コンクリート剥離、本部棟の全ガラス破損、実習棟 1 階壁に亀裂。地面数か所が隆起。修繕は今後、見積もりを取って検討。学卒者訓練は 5 月 9 日から再開。休講分は補講を実施する予定。
- 熊本障害者職業センター
 - ・ 建物は被害なし。職業準備支援及びリワーク支援事業を通常プログラムにより再開
 - ・ 大分県内の公共職業能力開発施設等は以下の 7 施設があるが、いずれも大きな被害はなく、通常どおり訓練等を実施。
- 大分職業能力開発促進センター（大分市）
- 大分高等技術専門校（大分市）
- 佐伯高等技術専門校（佐伯市）
- 日田高等技術専門校（日田市）
- 竹工芸・訓練支援センター（別府市）
- 大分県立工科短期大学校（中津市）
- 大分障害者職業センター（別府市）

(10) 保健衛生施設等

ア 地方衛生研究所（厚生労働省情報：8月1日 8:00 現在）

- 熊本県保健環境科学研究所(地方衛生研究所)：通常業務

○ 熊本市環境総合センター(地方衛生研究所)：通常業務

○ 大分県衛生環境研究センター(地衛研)：通常業務

イ 保健所(厚生労働省情報：6月16日10:00現在)

○ 熊本県内保健所(10カ所)：5施設(阿蘇、宇城、御船、山鹿、菊池)で建物の亀裂等の被害有り。残り5施設は被害なし。

○ 熊本市保健所：建物被害あり。階段の1つが使用不能。外壁、内壁に亀裂が入り、タイルが剥がれ落ちている箇所多数。

○ 大分県内保健所：建物被害なし。通常業務。

ウ 人工透析関係(厚生労働省情報：8月1日8:00現在)

(熊本県)

・建物の損壊等によって透析再開を断念した施設を除き、6月より全施設が通常の透析医療を再開。

(大分県)

県内で透析対応不可の施設はない。

(11) 文教施設(文部科学省情報：7月26日9:00現在)

| 都道府県名 | 国立学校施設(校) | 公立学校施設(校) | 私立学校施設(校) | 社会教育・体育、文化施設等(施設) | 文化財等(件) | 独立行政法人等(施設) | 計 |
|-------|---------------|--|---|--|--|-------------|-------|
| 福岡県 | 3 | 88 | 49 | 38 | 16 | | 194 |
| 佐賀県 | 1 | 21 | 5 | 14 | 8 | | 49 |
| 長崎県 | 2 | 29 | 2 | 3 | 5 | | 41 |
| 熊本県 | 4 | 443 | 158 | 373 | 117 | 1 | 1,096 |
| 大分県 | 4 | 79 | 27 | 54 | 18 | | 182 |
| 宮崎県 | 1 | 26 | | 3 | 3 | | 33 |
| 計 | 15 | 686 | 241 | 485 | 167 | 1 | 1,595 |
| 6県 | 大学 11 高専 4 | 幼 23 小 323 中 168 高 102 中等 1 特別 35 大学 1 専各 1 その他 32 | 幼 70 中 15 高 38 大学 18 短大 6 専各 67 こども園 27 | 社教 227 青少年 16 社体 202 文化 37 教研 2 その他 1 | 重文(建) 39 登録(建) 74 重文(美) 4 特史 1 史跡 30 名勝 12 天然 2 伝建 3 その他 2 | 独法 1 | |

・主な被害状況：プレースの破断、天井・ガラス・配管等の破損、外壁等のひび割れ、熊本城における石垣崩落等

(12) 金融機関(金融庁情報：8月1日9:00現在)

・施設の閉鎖等により、7金融機関39台のATMが利用不可。

(13) 郵政関係(総務省情報：7月29日10:00現在)

・安全最優先で通常業務を実施。

・4の郵便局において、7月22日(金)の窓口業務を見合わせ。

・2の郵便局等において、業務用システムに障害等。(7/22(金)9:00現在)

・上益城郡(益城町)及び阿蘇郡(南阿蘇村、西原村)の一部地域において、郵便物等の配達が困難な状況。

・熊本県、宮崎県及び鹿児島県で引受・配達される郵便物等の一部に遅れ。

(14) 小売(経済産業省情報：8月1日10:00現在)

熊本県内の休業店舗の状況

・大手コンビニ(休業中3店舗/全596店舗)

(立入禁止区域内店舗：1、建物の安全性に問題がある店舗：2)

・大手スーパーマーケット(休業中6店舗/全57店舗)

(建物の安全性に問題がある店舗：6)

(15) 農林水産関係（農林水産省情報：7月28日12:00現在）

ア 被害の概要

| 区分 | 主な被害 | 被害数 | 被害額 (億円) | 被害地域 (現在7県から報告有り) |
|------------|------------------------|------------|-------------|------------------------------|
| 農作物等 | 農作物の損傷 | 350ha他 | 2.6 | 熊本県、大分県 |
| | 家畜の斃死等 | 541,330頭羽他 | 9.9 | 熊本県、大分県 |
| | 共同利用施設の損壊等 | 225箇所 | 196.6 | 熊本県、大分県、宮崎県 |
| | 農業用ハウスの損傷 | 171件 | 11.8 | 熊本県、大分県、宮崎県 |
| | 畜舎等の損壊 | 1,183件 | 128.8 | 熊本県、大分県、宮崎県 |
| 小計 | | | 349.7 | |
| 農地・農業用施設関係 | 農地の損壊 | 11,696箇所 | 278.3 | 福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 |
| | 農業用施設等の損壊 | 5,260箇所 | 434.9 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 |
| | （農業用施設： ため池、水路、道路等） | 5,187箇所 | 397.1 | |
| | （農地海岸保全施設） | 70箇所 | 35.0 | |
| | （農村生活環境施設： 集落排水施設） | 3箇所 | 2.8 | |
| 小計 | | | 713.2 | |
| 林野関係 | 林地の荒廃 | 433箇所 | 347.8 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県 |
| | 治山施設 | 36箇所 | 26.6 | 熊本県、大分県 |
| | 林道施設等 | 1,686箇所 | 12.9 | 佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県 |
| | 木材加工・流通施設及び特用林産物施設等 | 30箇所 | 8.1 | 福岡県、熊本県、大分県、宮崎県 |
| 小計 | | | 395.4 | |
| 水産関係 | 養殖施設 | 121件 | 2.7 | 熊本県 |
| | 水産物 | 14件 | 1.6 | 熊本県、大分県 |
| | 漁場 | 1件 | 1.1 | 熊本県 |
| | 漁港施設等 | 18漁港 | 19.2 | 熊本県、大分県 |
| | 共同利用施設 | 17件 | 8.2 | 熊本県 |
| 小計 | | | 32.8 | |
| 合計 | | | 1,491.2 | |

注：被害については、現時点で県から報告があったもの（推計を含む。）を記載しており、引き続き調査中。

イ 農業

（ア）園芸作物等

一部の施設で被害があり、作物についても一部落果等の被害が発生。

①共同利用施設

- ・18の選果場で、外壁、選果ライン等の一部破損が発生（熊本県17件、長崎県1件）

②農業用ハウス

- ・ハウス本体・高設栽培ベンチ・配管の損傷、燃油タンクの傾き等の被害が散見される状況

③作物

- ・メロン、トマトの一部落果被害が発生
- ・いちご、レタス、すいか等の一部枯死被害が発生
- ・カーネーション、コチヨウラン等の鉢物の一部落下被害が発生
- ・一番茶で一部適期を逃して収穫できなかった地域あり

(イ) 畜産

- ・当初は生乳の廃棄が発生したものの、4月21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている。施設等に被害が発生。

①生乳

- ・発生直後は集乳できない地域が熊本県下で広がっていたものの、4月21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている
- ・乳業工場の多くが操業を停止していたが、順次、操業を再開

②酪農・肉用牛農家

- ・畜舎等の施設、設備が全壊又は一部損壊したほか、死亡牛も発生

(ウ) 土地利用型作物

- ・大きな被害は報告されていないが、一部の施設で被害があり。

①共同利用施設

- ・カントリーエレベーター等で地盤沈下、配管や搬送設備の破損等の被害が発生

②加工施設

- ・製粉工場等で配管の破損等の被害が発生

③作物

- ・ほ場の地割れや液状化、法面の崩壊等の被害が発生
- ・水路やパイプラインの損壊等により、水が確保できないほ場が散見

(エ) 土地改良施設

- ・熊本県内において水田7,674箇所損壊について、引き続き調査を実施。水田の作付けに向けて査定前着工による復旧を実施。また、県管理の農地海岸の復旧工事については、直轄代行で実施。

①国営造成ダム（実施中）

- ・点検対象4ダムのうち、3ダムについては異常なし
- ・大蘇ダムは、ダムの天端に微細なクラックを確認したが、ダム工学の専門家による調査等を行い、安全性を確認

②国営造成ダム（完了地区）

- ・点検対象24箇所は異常なし

③熊本県内のため池

- ・点検対象122箇所のうち、109箇所は異常なし、13箇所はクラック等の変状あり
- ・変状（クラック）の発生したため池については、安全上の観点から一定の水位まで低下させるとともに、ブルーシートによる保護等を実施
- ・農研機構の専門家（農業土木）9名が、大切畑ため池、下小森ため池第2、鬼ため池ほか4箇所のため池調査を実施
- ・5月31日に熊本県が学識経験者等で構成する「大切畑ダム（ため池）技術検討専門会議（第1回）を開催

④農地・農業用施設

- ・約2,000haが断水していた菊池台地地区では、土地改良区等による迅速な応急工事を実施し、国営幹線水路からの取水はすでに可能となった他、県営以下の施設についても5月30日に復旧完了
- ・国営造成施設の筑後川下流白石地区（佐賀県）でパイプラインからの漏水を確認したが、現在は漏水が止まっているため、目視による点検を行い、引き続き経過を観察中
- ・県管理の農地海岸については、12海岸で堤体の沈下、クラックを確認。熊本県から要請を受け、7海岸の復旧を国による直轄代行で実施
- ・益城町、大津町、玉名市の3市町で農業集落排水施設の被害を確認。大津町、玉名市

については対応済みであり、益城町については管路が一部破損したが、4月30日に仮復旧済。

ウ 林野関係

- ・地震直後から県と協力して、ヘリ調査、技術職員による現地調査を実施。また、県管理の治山施設の復旧工事については、直轄施行で実施。

(ア) 林地の荒廃

① 林地被害

- ・山腹崩壊等の林地被害が、433箇所発生（熊本県 398 箇所、福岡県 1 箇所、佐賀県 1 箇所、長崎県 5 箇所、大分県 25 箇所、宮崎県 3 箇所）

② 治山施設

- ・36 箇所の治山施設で、施設の一部損壊等の被害が発生（熊本県 31 箇所、大分県 5 箇所）
- ・熊本県において被災した治山施設 31 箇所のうち、熊本県から要請を受けた 17 箇所について直轄施行で実施

(イ) 林道施設等

- ・152 路線の林道施設で、路面の亀裂・沈下等の被害が発生（熊本県 121 路線、佐賀県 1 路線、大分県 12 路線、宮崎県 18 路線）

(ウ) 木材加工施設・流通施設、特用林産物施設等

- ・30 箇所の木材加工施設等で、施設の一部損壊等の被害が発生（熊本県 22 箇所、福岡県 3 箇所、大分県 2 箇所、宮崎県 1 箇所）

エ 水産関係

- ・一部の施設に被害が発生したが、現在、水産物の水揚げや流通はおおむね順調に推移。
- ・熊本県の 17 漁港、大分県の 1 漁港において、防波堤等に被害
- ・共同利用施設（荷さばき所等）の一部破損
- ・飼育水槽の排水管破損によるアユ等の斃死
- ・民間事業者の錦鯉等養殖池が破損
- ・アサリ漁場（白川河口部）への堆積土砂の流入

オ 卸売市場

- ・一部の地方卸売市場において施設に被害が発生。
- ・熊本市田崎市場青果棟及び水産物棟において卸売場等の一部破損
- ・他の市場においても、事務所被害等が発生

(16) 廃棄物関係（環境省情報：7月29日現在）

ア 災害廃棄物（7月19日（火）16時半熊本県情報）

- ・県内各市町村で災害廃棄物の仮置場が順次設置され（26市町村で合計61）、災害廃棄物を搬入中。
- 熊本市、宇土市及び宇城市においては、市内のごみ集積所に、災害廃棄物を搬入中。
- ・災害廃棄物の発生総量を195万トンと推計（6/21（火）熊本県災害廃棄物処理実行計画）。

イ 廃棄物処理施設（7月19日（火）16時半熊本県情報）

- ・ごみ処理施設 27 施設のうち 2 施設が稼働停止。
- ・し尿処理施設 21 施設のうち 1 施設が稼働停止。
- ・最終処分場 25 施設のうち、全ての施設が稼働中。

(17) 原子力発電所関係（原子力規制庁情報：8月1日 09:30 現在）

| 発電所名 (電力会社) | 立地市町村 | 状況 | 立地市町村最大震度 (日時) |
|----------------|-------|----|-------------------|
| | | | |

| | | | |
|--------|-----------|------|--------------|
| 玄海（九州） | 佐賀県玄海町 | 異常なし | 3（4月16日1:26） |
| 川内（九州） | 鹿児島県薩摩川内市 | 異常なし | 4（4月16日1:26） |
| 伊方（四国） | 愛媛県伊方町 | 異常なし | 4（4月16日1:26） |
| 島根（中国） | 島根県松江市 | 異常なし | 3（4月16日1:26） |

5 政府の主な対応

(1) 官邸の対応等

(4月14日)

- ・ 21:31 官邸対策室設置、緊急参集于一ム招集
- ・ 21:36 総理指示発出
- ・ 21:55 緊急参集于一ム協議
- ・ 22:10 非常災害対策本部設置
- ・ 22:13 官房長官会見
- ・ 23:21 第1回非常災害対策本部会議
- ・ 23:25 内閣府情報先遣于一ム出発
- ・ 23:55 官房長官会見

(15日)

- ・ 5:59 緊急参集于一ム協議
- ・ 7:40 官房長官会見
- ・ 8:08 第2回非常災害対策本部会議
- ・ 10:06 官房長官会見
- ・ 10:40 非常災害現地対策本部設置
- ・ 13:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- ・ 16:07 第3回非常災害対策本部会議
- ・ 16:49 官房長官会見
- ・ 17:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(16日)

- ・ 2:38 総理指示発出
- ・ 2:38 緊急参集于一ム協議
- ・ 3:28 官房長官会見
- ・ 5:10 第4回非常災害対策本部会議
- ・ 5:52 官房長官会見
- ・ 10:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- ・ 11:30 第5回非常災害対策本部会議
- ・ 12:13 官房長官会見
- ・ 16:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- ・ 18:34 第6回非常災害対策本部会議

(17日)

- ・ 10:58 緊急参集于一ム協議
- ・ 11:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- ・ 11:37 第7回非常災害対策本部会議
- ・ 12:34 官房長官会見
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- ・ 17:00 被災者生活支援于一ム会合

- ・ 17:59 緊急参集于一△協議
- ・ 18:33 第8回非常災害対策本部会議
- ・ 19:19 官房長官会見
- (18日)
- ・ 11:24 官房長官会見
- ・ 15:59 緊急参集于一△協議
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- ・ 16:34 第9回非常災害対策本部会議
- ・ 17:43 官房長官会見
- (19日)
- ・ 10:12 官房長官会見
- ・ 11:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- ・ 16:59 第10回非常災害対策本部会議
- ・ 17:54 官房長官会見
- (20日)
- ・ 11:23 官房長官会見
- ・ 15:34 第11回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災对本部合同会議
- ・ 16:38 官房長官会見
- (21日)
- ・ 11:25 官房長官会見
- ・ 15:04 第12回非常災害対策本部会議
- ・ 16:19 官房長官会見
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災对本部合同会議
- (22日)
- ・ 10:11 萩生田官房副長官会見
- ・ 16:05 第13回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災对本部合同会議
- ・ 16:53 官房長官会見
- (23日) 総理による熊本地震に係る被災状況視察
- ・ 13:00 第14回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災对本部合同会議
- (24日)
- ・ 9:35 第15回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災对本部合同会議
- (25日)
- ・ 11:11 官房長官会見
- ・ 16:11 第16回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災对本部合同会議
- ・ 17:08 官房長官会見
- (26日)

- ・ 10:10 官房長官会見
- ・ 14:08 第17回非常災害対策本部会議
- ・ 16:19 官房長官会見
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災对本部合同会議
(27日)
- ・ 11:25 萩生田官房副長官会見
- ・ 11:37 第18回非常災害対策本部会議
- ・ 16:28 官房長官会見
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(28日)
- ・ 10:10 官房長官会見
- ・ 16:00 官房長官会見
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部会議合同会議
- ・ 18:00 第19回非常災害対策本部会議
(29日) 総理による熊本地震に係る被災状況視察
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(30日)
- ・ 11:05 第20回非常災害対策本部会議
- ・ 16:20 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(5月1日)
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(2日)
- ・ 15:00 第21回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(4日)
- ・ 11:27 第22回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(6日)
- ・ 11:30 第23回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(9日)
- ・ 13:47 第24回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(11日)
- ・ 16:27 第25回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(13日)
- ・ 11:02 第26回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(16日)
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(18日)

- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- ・ 18:15 第27回非常災害対策本部会議
(20日)
- ・ 13:30 第28回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(24日)
- ・ 11:00 第29回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(31日)
- ・ 12:10 第30回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(6月4日) 総理による熊本地震に係る被災状況視察
(7日)
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(14日)
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(16日)
- ・ 17:14 第31回非常災害対策本部会議
(21日)
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(28日)
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(7月5日)
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(12日)
- ・ 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(2) 総理指示

- ・ 以下のとおり総理指示が発せられた。(4月14日 21:36)

1. 早急に被害状況を把握すること。
2. 地方自治体とも緊密に連携し、政府一体となって、災害応急対策に全力で取り組むこと。
3. 国民に対し、避難や被害等に関する情報提供を適時的確に行うこと。

- ・ 以下のとおり総理指示が発せられた。(4月16日 2:38)

1. 被害が広範囲にわたり、拡大するおそれもあるため、早急に被害状況を把握すること。
2. 地方自治体とも緊密に連携し、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと。
3. 国民に対し、避難や被害等に関する情報提供を適時的確に行うこと。

(3) 災害救助法の適用

平成28年熊本県熊本地方の地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、熊本県は県内全45市町村に災害救助法の適用を決定した。(4月14日適用)

(4) 被災者生活再建支援法の適用

【熊本県】県内全域（4月14日適用）

(5) 激甚災害の指定

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例、事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助、公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例、母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例、罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例の合計12の措置を適用（激甚災害（本激）の指定）。（4月26日）

(6) 特定非常災害の指定

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」に基づき、「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により、平成28年熊本地震による災害を特定非常災害として指定するとともに、この特定非常災害に対し、行政上の権利利益の満了日の延長、期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄すべき期間の特例措置を適用（4月28日閣議決定、5月2日公布・施行）

(7) 大規模災害からの復興に関する法律に基づく非常災害の指定

平成28年熊本地震による災害を「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第2条第9号に規定する「非常災害」として指定する政令を閣議決定した。

これにより、被災した地方公共団体等からの要請により、国又は都道府県は、その事務に支障のない範囲内で、被災地方公共団体が本来施行することとなる災害復旧事業等を代行できるようになる。（5月10日閣議決定、5月13日公布・施行）

(8) 財政支援

- ・4月20日、被災地域において食料品、飲料水、日常生活品など当面の避難生活に必要な物資を緊急支援するための経費として、予備費の使用（約23億円）を閣議決定
- ・5月13日、住宅の確保や生活再建支援金の支給など被災者支援に要する経費（約780億円）と今後、被災者の方々の事業再建、道路・施設等のインフラ復旧やがれき処理等を迅速に進めていくための備えとして「熊本地震復旧等予備費」（約7,000億円）を内容とする平成28年度補正予算案（約7,780億円）を閣議決定（5月17日成立）
- ・5月31日、中小企業・農業・観光業等の事業再開支援とインフラ施設等の復旧のための経費として、「熊本地震復旧等予備費」の使用（約1,023億円）を閣議決定
- ・6月14日、自衛隊の災害派遣活動や被災した自衛隊施設等の復旧と公共土木施設や治山・森林整備関係の災害復旧等のための経費として「熊本地震復旧等予備費」の使用（約590億円）を閣議決定
- ・6月28日、災害復旧等のための経費として「熊本地震復旧等予備費」の使用（約210億円）を閣議決定
- ・7月26日、災害復旧等のための経費として「熊本地震復旧等予備費」の使用（約654億円）を閣議決定

(9) 物資供給の状況（内閣府情報：5月19日18:15現在）

- ・飲料・水・毛布などの物資の調達及び被災地への供給について、内閣府に関係省庁が集まり、一元的な調整を実施。調達物資について、日本通運鳥栖流通センター（佐賀県鳥栖市）に搬

入した後、各市町村への直接供給を実施中。

- ・4月17日から25日の9日間で約204万食を提供。17日～19日は、パン、カップ麺など、カロリーを重視した支援を実施。20日～22日は、被災者のニーズに応えるべく缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やした支援を実施。また、被災自治体からの要請に応じて、米、保存用パンなどを提供。23日～25日は、被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に提供。

○主な供給品目リスト（4月17日～25日）

| 食料 約204万食 | 生活用品 |
|---------------------|-----------------------------|
| (内訳) | (内訳) |
| パン・おにぎり・パックご飯 約96万食 | 肌着・下着・ソックス 約20万枚 |
| カップ麺 約52万食 | マスク 約170万枚 |
| レトルト食品 約14万食 | ハンドソープ 約13万個 |
| ベビーフード 約1万食 | 手指消毒液 約2万個 |
| 介護食品 約1万食 | ウェットティッシュ 約16万個 |
| 缶詰 約20万食 | ボディーシート 約6万個 |
| 栄養補助食品 約12万食 | 化粧水シート 約2万個 |
| ビスケット 約9万食 | ガスコンロ 約0.2万台 |
| ほか、 | ガスボンベ 約0.4万本 |
| 米 約116t | ビニールシート 約0.8万枚 |
| 水 約24万本 | 土嚢袋 約1万枚 |
| 清涼飲料水 約2万本 | 簡易トイレ（便袋含む）約20万個 |
| 粉ミルク（アレルギー対応含む）約2t | 仮設トイレ 約0.1万個 |
| | トイレ用アタッチメント (和式→洋式) 約4百個 |
| | トイレトペーパー 約7万ロール |

※端数処理のため合計値と合わないことがある。

- ・26日以降は、保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて必要な食品を随時提供。大型連休中のニーズに機動的に対応できるよう、必要な食品を一定量まとめて提供。

○主な供給品目リスト（4月26日以降）

<食料>

4月26日～5月6日 約59万食等

(内訳) パン 約3万食、パックご飯 約11万食、カップ麺 約8万食、レトルト食品 約19万食、缶詰 約16万食、栄養補助食品 約2万食

ほか米 10t、清涼飲料水 約19万本、LL牛乳 約5万本、バナナ 約16万本

※5月9日（月）以降は、現地での対応が困難なものについて、具体の要望に応じて個別に提供。

<生活用品>

シャンプー、リンス、歯磨きセット、使い捨てカイロ、土嚢袋などを現地のニーズに合わせて調達

(10) 住まいの確保に向けた対応状況

ア 応急仮設住宅の進捗状況

(ア) 応急仮設住宅の建設

- ・ 16 市町村で 3,813 戸の建設に着手し、うち 2,871 戸完成
 (熊本市 496(371)戸、宇土市 84(84)戸、宇城市 143(89)戸、美里町 32(11)戸、御船町 340(141)戸、嘉島町 204(192)戸、益城町 1,339(1,196)戸、甲佐町 223(164)戸、山都町 6(6)戸、大津町 74(54)戸、菊陽町 20(20)戸、阿蘇市 101(45)戸、産山村 9(5)戸、南阿蘇村 401(163)戸、西原村 302(302)戸、氷川町 39 戸(28)) (注) ()は完成戸数
- ・ UR、地方公共団体職員による応急仮設住宅の建設業務支援 (13 名体制、7/31 現在)

(イ) 民間賃貸住宅の空室提供

- ・ 県から協力要請を受けた不動産業界団体が無料電話相談窓口を開設 (4/25)
 - ・ 被災者の申込みを受け順次空室を提供 : 5,419 戸(7/28 集計分)
- ※ 応急仮設住宅の要件に該当する者については、借上げ型仮設住宅 (いわゆる、みなし仮設) として提供される

イ 公営住宅等の空き住戸の受付開始等の状況

(ア) 熊本県内の状況

- ・ 熊本県 : 191 戸 (うち入居決定 67 戸)
- ・ 熊本市 : 481 戸 (うち入居決定 481 戸)
- ・ その他市町村 : 222 戸 (うち入居決定 78 戸)
- ・ 国家公務員宿舎等 : 266 戸 (うち入居決定 167 戸)
- ・ 雇用促進住宅 : 394 戸 (うち入居決定 299 戸)
- 熊本県内計 : 1,554 戸 (うち入居決定 1,092 戸)

(イ) 九州全体の状況

九州全体計 : 5,663 戸 (うち入居決定 1,657 戸)

(ウ) 全国の状況

全国計 : 11,868 戸 (うち入居決定 1,811 戸)

ウ 受入可能ホテル・旅館施設数 (5 月 30 日 17 時 00 分現在)

- ・ 厚生労働省から「熊本県熊本地方を震源とする地震による被災者等の要援護者への緊急対応について」(平成 28 年 4 月 15 日生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知) が発出したことを受け、熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県において、受入を実施。
 - ・ 受入済み 1,871 名
 - ・ 受入れ先決定済み 157 名

エ その他 (民間フェリー「はくおう」による受入)

- ・ 八代港での民間フェリー「はくおう」における 1 泊 2 日又は 2 泊 3 日の宿泊、食事及び入浴のサービスの提供開始。
 - 第 1 回 : 4 月 23~24 日 (八代市 : 174 名)、第 2 回 : 4 月 25~26 日 (八代市 : 200 名)、
 - 第 3 回 : 4 月 27~28 日 (益城町 : 218 名)、第 4 回 : 4 月 29~30 日 (益城町・嘉島町 : 159 名)
 - 第 5 回 : 5 月 1~2 日 (西原村、益城町 : 195 名)、第 6 回 : 5 月 3 日~5 日 (南阿蘇村 : 250 名)
 - 第 7 回 : 5 月 6~7 日 (御船町 177 名)、第 8 回 : 5 月 8~9 日 (宇城市、宇土市 142 名)、
 - 第 9 回 : 5 月 10~11 日 (嘉島町、西原村、益城町 59 名)、
 - 第 10 回 : 5 月 12~13 日 (南阿蘇村 27 名)、第 11 回 : 5 月 14~15 日 (熊本市、益城町 270 名)
 - 第 12 回 : 5 月 16~17 日 (熊本市 : 221 名)、第 13 回 : 5 月 18~20 日 (熊本市 27 名)、
 - 第 14 回 : 5 月 21~22 日 (熊本市 : 159 名)、第 15 回 : 5 月 23~24 日 (菊陽町、大津町 : 93 名)
 - 第 16 回 : 5 月 25~26 日 (菊池市、合志市、山都町、甲佐町、美里町 : 102 名)
 - 第 17 回 : 5 月 27~29 日 (益城町、南阿蘇村、西原村 : 132 名)
- ※ 4 月 27 日以降、インターネットを活用した募集も実施。

(11) 災害ボランティア等の活動状況

ア 社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターに関する状況(厚生労働省情報:7月14日9:00現在)

(ア) 全国社会福祉協議会の対応

- ・熊本県社協及び大分県社協に職員を派遣し、各県社協とともにボランティアのニーズを調査。(4月14日~16日)
- ・避難所への救援物資の仕分け及び配送等の支援については、全国社会福祉協議会及び県・市町村社協が、支援を要する市町等の情報を熊本県から受け取り、ボランティア活動を専門とするNPO団体等に対してスタッフの派遣を要請(4月18日)。これを受けて、日本生活協同組合連合会等より支援の申し出があり、42名を派遣。

(イ) 災害ボランティアセンターの設置に向けた対応

- ・熊本市社協において、一般市民や学生等による災害ボランティアセンターを4月16日から開設予定としていたが、16日未明に発生した地震の影響で、開設を延期。
 - ・一般市民や学生等によるボランティア活動については、県・市町村社協において、各地域の安全確保の状況を見つつ、順次、災害ボランティアセンターを開設し、避難所における物資の仕分けや避難所の運営支援、被災家屋の片付け等を実施。
 - 4月19日開設:【熊本県】宇土市(3,117名)、宇城市(4,119名)、菊池市(777名)
 - 4月20日開設:【熊本県】南阿蘇村(5,643名)【大分県】由布市(204名)
 - 4月21日開設:【熊本県】益城町(29,733名)、山都町(265名)
 - 4月22日開設:【熊本県】熊本市(35,922名)、美里町(194名)、大津町(2,959名)、合志市(796名)、菊陽町(1,795名)
 - 4月24日開設:【熊本県】西原村(11,567名)
 - 4月25日開設:【熊本県】甲佐町(732名)
 - 4月26日開設:【熊本県】嘉島町(1,943名)、阿蘇市(729名)
 - 4月29日開設:【熊本県】御船町(4,624名)
- ※()内は7月30日までの延べ人数(累計105,119名)。但し速報値であり変動の可能性あり。

イ NPO/NGO等のボランティア団体の活動(JVOAD準備会※提供情報)

※JVOAD準備会:全国災害ボランティア支援団体ネットワーク準備会

【活動団体数】6月5日時点

- ・熊本県域(一部大分県含む)で活動しているNPO/NGO等の連携会議「熊本地震・支援団体火の国会議(以下、「火の国会議」)」に参加するNPO/NGO等(以下、NPO等)支援団体、民間企業、大学等 221団体(活動のための現地調査中の団体含む)

【主な動き】

○行政とNPO等との連携・協働

- ・4月27日:「火の国会議」参加NPOと県が連携し、個人からの支援物資を避難所へ配送する業務を開始。
- ・4月28日:政府現地対策要員、熊本県関係課、県社協による「被災者支援に関する関係機関連絡会議」が開催。熊本県庁、NPO等、社協の連携による円滑な被災者支援のため、週2回の定例会議(月曜日、木曜日10時30分~)の開催が決定。
- ・5月5日:熊本市内で活動するNPO等など支援団体と熊本市で今後の市内の避難所運営に関する会議が開催された。現在、区毎にNPOの担当を決め、避難所の現状を精査及び支援内容の検討を行うとともに、適宜実施。
- ・5月6日:熊本県関係部局、熊本市の協力を得て、「火の国会議」参加NPO等が5月2日~4日(予定)に熊本県内の全ての避難所を対象としたアセスメントを実施し、「火の国会議」参加NPO等が直接調査する避難所については熊本県及び政府現地対策本部に報告

した。この結果を受け、火の国会議参加のNPO等が避難所の生活環境の向上を図っている。

- ・5月10日：「火の国会議」参加NPOと熊本市とで課題や現状等情報を共有するため、週2回の定例会議の開催が決定（適宜、政府現地対策要員が本会議に参加）。
- ・5月12日：第1回益城がんばるもん会議（仮称）が開催され、「火の国会議」参加NPO、熊本県、益城町、益城町社会福祉協議会、政府現地対策要員、益城町民等、総勢約60名が参加。今後、週2回の定例会議とすることを決定。
- ・5月15日：益城町長よりJVOAD準備会に対し公文にて、8月末頃まで益城町保健福祉センター等7か所及び今後の新設避難所の運営業務について協力依頼（打合せレベルでは4月中に依頼があったが、改めて公文にて依頼のあったもの）。
- ・5月17日：火の国会議において、政府作成の「熊本地震被災者応援ブック」、熊本県から熱中症などの健康面の留意事項、仮設住宅や今後の生活再建等に関してA3両面で1枚にまとめた「被災した皆様へ～熊本県からのお知らせ～」が共有された。
- ・5月18日：益城町における炊き出しの支援に関して、JVOADに調整の依頼が町役場からあり、NPOくまもとがホームページ上で受付窓口を開設、支援団体間の調整を行うこととなった（これまでも火の国会議等において実質的にNPO間の調整を行っているが、改めて依頼に基づく対応を行ったもの）。
- ・5月19日：県庁を経由して宇城市保健所からの要請を受け、宇城市保健所管轄の避難所の担当者等に対する講習会を実施。

○NPO等間の連携・協働

- ・4月19日以降、毎日19時に県庁にて火の国会議を実施し、各NPO等が調査した被災者及び避難所の状況、各NPO等の活動地域や活動内容等について情報共有の他、NPO等が相互に補完するための調整を行っている（適宜、政府現地対策要員が本会議に参加）。
- ・4月25日：火の国会議において、NPO等による災害ボランティアセンター運営支援の地域割りが一部決定。
- ・「火の国会議」参加NPO等により、上記5月2日～4日に協働で熊本県内の全避難所アセスメントを実施し、5月6日に「火の国会議」参加NPO等が直接調査する避難所については熊本県及び政府現地対策本部に報告した。
- ・5月2日火の国会議にて、熊本県弁護士会が作成した災害Q&Aを共有した。必要に応じ被災者へ情報提供する。
- ・5月25日火の国会議にて、片づけを行うボランティア等に向けて厚生労働省が実施する「がれきの処理等を行う方のための安全講習会（5月29日 於：熊本市国際交流会館）」を周知し、参加を呼びかけた。
- ・緊急支援フェーズから復旧・復興フェーズへの移行に伴い、火の国会議の日程を変更（情報共有会：火曜日・木曜日19時～、地域に特化した情報共有会：水曜日17時～※他、必要に応じ随時開催）
- ・6月14日復旧・復興などの作業に携わる事業者やNPO法人等に向けて厚生労働省が実施する「熱中症予防・防じんマスク装着方法等講習会」を6月22日の火の国会議にてする調整を行った。また6月29日 くまもと森都心プラザで開催される同講習会について案内した。

6 各省庁等の対応等

(1) 内閣府の対応

- ・内閣府災害対策室設置（4月14日21:26）
- ・内閣府情報先遣チーム出発（4月14日23:25）
- ・男女共同参画局より熊本県及び熊本市に対し、「男女共同参画の視点からの避難所運営等の災害対応について」を発出し、避難所運営等において男女共同参画の視点からの適切な措置

を講じるよう要請（4月15日）

- ・男女共同参画局より男女共同参画の視点からの避難所運営等の状況調査等のため職員1名を避難所（南阿蘇村）に派遣（4月29日）

(2) 警察庁の対応

- ・警察庁災害警備本部設置（4月14日21:31）
- ・熊本県警察では、本部長を長とする災害警備本部を設置（21:31）
- ・警察庁は、警察災害派遣隊の出動及び待機を指示（21:40）
- ・警察庁は、次長を長とする非常災害警備本部を設置（22:10）

【警察災害派遣隊体制】

- ・6月29日をもって全ての部隊の派遣を終了

【警察災害派遣隊の派遣状況（累計）】

- ・延べ41都府県27,937人（最大時2,751人（4月19日時点））

【被災県体制】

- ・熊本県警察 本部長以下1,900人（最大時2,200人）

<警察措置>

ア 救出救助・捜索活動

- ・発災直後から益城町等の倒壊家屋内から閉じ込められた要救助者の救出活動を実施（4/14～4/18）
※これまで救助した人の数 159人（4月14日からの累計）
- ・益城町内において、警察災害派遣隊（長崎、鹿児島、宮崎、大阪等）、消防及び自衛隊との合同ローラー捜索を実施（4/15～4/18）
- ・熊本県警察では、災害救助犬（直轄犬1、嘱託犬1）を運用して捜索・救助活動を実施（4/15～4/30）
- ・兵庫県警察、岡山県警察の部隊により、190人が入院している益城病院から患者を大型輸送車で搬送（4/15）
- ・南阿蘇村立野地区、河陽地区、長野地区の損壊家屋等において、捜索・救助活動を実施（4/16～4/25）
- ・阿蘇大橋崩落現場周辺において、ホイストによる崩落車両内の捜索活動を実施（4/18）
- ・南阿蘇村の避難所である立野小学校の北側斜面が崩落するおそれがあるとして、村役場が避難指示を発令。同避難指示に基づき、警察及び自衛隊が避難支援を実施し、警察の大型バス、自衛隊車両等で立野小学校の避難者を大津町運動公園及び本田技研体育館まで搬送。付近住民には個別に避難の声かけを実施し、避難完了を確認（4/21）
- ・南阿蘇村立野地区阿蘇大橋の土砂崩落現場において、国土交通省の無人ユンボによる土砂撤去作業が開始されたことに伴い、警備部隊が現場に前進待機（4/23～5/1）
- ・南阿蘇村立野ダム工事現場から内牧橋周辺において、熊本県警察（県機動隊、管区機動隊、鑑識課）101人及び消防で捜索を実施（6/1）

イ 航空警察活動

- ・発災直後から熊本県内を中心に被災状況をヘリテレ映像で配信（4/14～4/30）
- ・警視庁及び広島県警察の特別救助班の輸送を実施（4/14～4/15）
- ・南阿蘇地区を中心とした被災情報の収集を実施（4/16～4/30）
- ・阿蘇大橋付近における上空からの捜索を実施（4/17～4/30、6/1）
- ・大雨警報発表に伴い、上空から捜索現場の安全確認を実施（4/17）
- ・上空から交通渋滞状況のヘリテレ撮影を実施（4/19～4/30）
- ・生活安全部隊「きずな隊」の人員搬送を実施（4/19、4/23）
- ・熊本県からの要請による物資空輸（4/20）

ウ 交通警察活動

- ・日本道路交通情報センターのホームページ等により、一部通常と異なる交通規制が行われている九州自動車道の通行についての注意を促す広報を実施（4/17～）
- ・九州自動車道の通行止め区間のう回路である国道3号での信号操作による渋滞緩和対策の実施（4/17～4/30）
- ・白バイ部隊及びオフロード部隊で、崩落し通行できない道路のう回路検索を実施（4/17～4/21）
- ・交通部隊を九州自動車道植木IC付近に配置するなどして、物資輸送車両等に対する益城熊本空港IC方面への誘導等を実施（4/19～4/29）
- ・九州自動車道益城熊本空港IC及び嘉島JCTにおいて、車両総重量25t超の車両の一般道への誘導等を実施（4/29～5/1）
- ・政府の支援物資の被災地への搬送について、一部、警察白バイ、パトカーによる先導を実施（18日2台、19日10台、20日18台、21日15台、22日12台、合計57台）
- ・主要交差点での交通整理、交通誘導、突発事件事案対応に従事（4/16～5/20）

エ 生活安全・地域警察活動

- ・被災住宅街に対するパトロール活動の強化等をメール、ツイッター、防災無線等で情報発信（4/17～）
- ・熊本県警察では、移動交番車を活用した避難所での警戒・要望把握活動を実施（4/15～5/25）
- ・特別自動車警ら部隊が被災（不在）家屋における盗難防止パトロール及び駐留警戒活動を24時間体制で実施（4/16～6/29）
- ・福岡、佐賀、長崎及び鹿児島県警察から派遣された女性警察官からなる特別生活安全部隊が、避難所における防犯指導、相談対応等を実施（4/18～4/26）
- ・特別生活安全部隊たる警視庁きずな隊が、避難所における防犯指導、相談対応等を実施（4/19～5/28）
- ・派遣部隊車両により、派遣県名を告げて、空き巣被害の防止、デマ情報に対する注意喚起のマイク広報を実施（4/21～6/29）
- ・茨城、長野、岡山及び広島県警察から派遣された女性警察官からなる特別生活安全部隊が、避難所における防犯指導、相談対応等を実施（4/27～5/5）
- ・大阪府警察、和歌山、香川及び愛媛県警察から派遣された女性警察官からなる特別生活安全部隊が、避難所における防犯指導、相談対応等を実施（5/6～5/14）
- ・神奈川、福岡、佐賀、長崎、鹿児島県警察から派遣された女性警察官からなる特別生活安全部隊が、避難所における防犯指導、相談対応等を実施（5/15～5/23）
- ・埼玉、千葉、兵庫、奈良県警察から派遣された女性警察官からなる特別生活安全部隊20人が、避難所における防犯指導、相談対応等を実施（5/24～6/1）

オ 検視・捜査活動

- ・熊本県警察は遺族対策班を編成し、遺族対応に従事（4/15～）
- ・刑事部隊（検視部隊）は、熊本県警察学校及び高森警察署等において、死体調査（検視）及び死体の身元確認、並びに遺族対応を実施（4/15～4/18）
- ・特別機動捜査部隊が、被災地において犯罪が多発する地域等におけるよう撃捜査等を実施（4/18～6/28）
- ・熊本県警察は、益城町の避難者宅からタブレット等を盗んだ窃盗被疑者を通常逮捕（4/23）。所要の捜査の結果、益城町の別の避難者宅からヘルメット等を盗んだ事実が判明したことから、同人を追送致（5/13）
- ・鹿児島県警察は、熊本地震の被災者を装い1万円をだまし取った詐欺被疑者を通常逮捕（4/24）

- ・熊本県警察は、熊本市中央区の避難者宅に侵入した建造物侵入被疑者2人を通常逮捕(4/28)。所要の捜査の結果、熊本市中央区の事務所に侵入した余罪が判明したことから、両名を建造物侵入・窃盗未遂で追送致(6/15)
- ・熊本県警察は、熊本市においてテレビ等を窃取した空き巣事件の被疑者を通常逮捕(5/5)。所要の捜査の結果、熊本市南区の避難者宅から現金5,000円、商品券等を窃取した余罪が判明したことから、同人をを住居侵入・窃盗の罪で再逮捕(6/8)。さらに、熊本市西区において現金等を盗んだ余罪も判明したことから、同人を住居侵入・窃盗の罪で再々逮捕(7/3)
- ・熊本県警察は、南阿蘇村においてテレビ等を窃取した空き巣事件の被疑者を通常逮捕(5/7)
- ・熊本県警察は、熊本市内の避難所において避難中の少女に対し、わいせつ動画を見せた熊本県少年保護育成条例違反の被疑者を通常逮捕(5/16)
- ・熊本県警察は、熊本市において、内壁等の修繕に関する契約をしたにも関わらず、契約内容を明らかにする書面を交付しなかった特定商取引に関する法律違反(書面不交付)の被疑者を通常逮捕(5/20)
- ・福井県警察は、熊本地震の被災者を装い熊本行きの切符(代金2万610円相当)をだまし取った詐欺被疑者を通常逮捕(5/21)
- ・熊本県警察は、熊本市内の避難所において警察官に暴行を加えた公務執行妨害事件の被疑者を現行犯逮捕(5/24)
- ・熊本県警察は、八代市内の避難所において市職員に暴行を加えた公務執行妨害事件の被疑者を現行犯逮捕(5/25)
- ・熊本県警察は、宇城市内の店舗において乾電池4本を盗んだ出店荒らし事件の被疑者を現行犯逮捕(5/26)
- ・熊本県警察は、熊本市内の駐車場において電動工具等を盗んだ窃盗事件の被疑者を現行犯逮捕(5/26)
- ・熊本県警察は、益城町の家屋外壁にスプレー式塗料で文字を記載した器物損壊事件の被疑者を現行犯逮捕(5/26)
- ・熊本県警察は、益城町の会社事務所においてパソコン等を窃取した事務所荒らし事件の被疑者を通常逮捕(5/28)
- ・熊本県警察は、罹災証明書を偽造して熊本県内の医療機関に交付し、診療報酬の支払いを免れようとした有印公文書偽造・同行使、詐欺未遂事件の被疑者を通常逮捕(6/1)
- ・熊本県警察は、熊本市内のマンション一室においてエアコンを窃取しようとした窃盗未遂事件の被疑者を通常逮捕(6/2)
- ・熊本県警察は、熊本市内の被災した会社営業所の駐車場に置かれた電気温水器を窃取した被疑者を任意送致(6/9)
- ・熊本県警察は、熊本市内の建築現場から銅線を盗んだ窃盗事件の被疑者として、別の事件で逮捕されていた被疑者を再逮捕(6/20)
- ・熊本県警察は、阿蘇市内の避難者宅から掃除機を窃取した空き巣事件の被疑者を通常逮捕(6/21)
- ・熊本県警察は、大津町において鍋を窃取した空き巣事件の被疑者を通常逮捕(7/5)
- ・熊本県警察は、自己が暴力団員であることを隠し、被災者対象の小口貸付を行っていた熊本県社会福祉協議会から、貸付金名目で10万円をだまし取ろうとした詐欺未遂事件の被疑者を通常逮捕(7/6)

※ 熊本地震に関連した犯罪検挙状況

| | |
|--------|------------------|
| 窃盗 | 13件(侵入13件、非侵入3件) |
| 詐欺 | 4件 |
| 公務執行妨害 | 2件 |

| | | |
|-------|----|---------------|
| 器物損壊 | 1件 | |
| 県条例違反 | 1件 | |
| 特商法違反 | 1件 | 計25件(追送致2件含む) |

カ 機動通信活動

- ・熊本県情報通信部の機動警察通信隊により、被災現場の映像伝送を実施(4/14~)
- ・管区警察局情報通信部(近畿、中国、九州)で編成する機動警察通信隊により、被災現場の映像伝送、通信機器の臨時設置作業などを実施(4/15~4/25)
- ・熊本県情報通信部の機動警察通信隊は、警察・消防による南阿蘇村立野ダム工事現場から内牧橋周辺の捜索に帯同し、捜索現場の映像伝送及び官邸等への映像配信を実施(6/1)

(3) 消防庁の対応

- ・震度6弱以上を観測した関係消防本部・市町村に直接被害状況の問い合わせをしたところ、連絡不通団体なし
- ・熊本県、熊本市、阿蘇市、南阿蘇村に消防庁職員9名を派遣し、現地での情報収集等を実施
- ・消防研究センターによる「石油コンビナートの液状化など危険物施設等の損傷被害に関する調査」を実施
- ・4月16日に熊本県から要望のあった毛布の支援7.6万枚については、静岡県、大阪府、広島県、関西広域連合から調達することとし、7万枚については4月17日に、残る0.6万枚についても4月18日に佐賀県鳥栖市の仕分け所に搬入済み
 その他、指定都市市長会を通じたプッシュ型支援1.5万枚のうち1.1万枚については4月17日に、残り0.4万枚についても4月18日に熊本県民総合運動公園(熊本市)に搬入済み
- ・4月16日に熊本県から要望のあった簡易トイレの支援2,750個については、東京都、千葉県から調達し、4月18日に福岡県久山町の仕分け所に向けて搬送し、4月20日までに搬入済み
- ・4月19日に、消防本部や消防団が避難者に対し、エコノミークラス症候群防止に関する注意喚起とその予防方法の積極的な情報提供について協力を行うよう、各都道府県を通じて周知
- ・4月25日に熊本県から要望のあったブルーシートの支援1.5万枚については、埼玉県、千葉県から調達し、4月26日に福岡県久山町の仕分け所に向けて搬送し、4月28日までに搬入済み
- ・4月28日に熊本県から要望のあったブルーシートの追加支援2万枚については、同日、千葉県、山梨県、広島県から調達し、0.5万枚については、5月3日に、残る1.5万枚についても5月8日までに福岡県久山町の仕分け所に搬入済み
- ・4月27日に、消防本部や消防団が被災住民、ボランティア等の方々に対し、熱中症に対する注意喚起とその予防方法の積極的な情報提供について協力を行うよう、熊本県、大分県を通じて周知
- ・5月2日に、総務大臣及び消防庁長官が被災地を視察するとともに、熊本県庁、南阿蘇村及び益城町に赴き、熊本県知事、熊本市長、南阿蘇村長、益城町長との意見交換及び消防職員・消防団員への激励を実施
- ・5月21日に、土屋総務副大臣が被災地を視察するとともに、熊本県庁、熊本市、西原村及び益城町に赴き、熊本県副知事、熊本市長、西原村長、益城町長との意見交換及び消防職員・消防団員等への激励を実施

ア 地元消防機関(消防団を含む)等の活動

被災地では、消防機関(消防団を含む)が火災、救助、救急及び警戒等の対応を行っている。

特に被害が大きい熊本県及び大分県における地元消防機関の活動状況は次のとおり

【熊本県】（消防団を除く）

・最大活動時の人員 968名（4月16日）

【大分県】（消防団を除く）

・最大活動時の人員 378名（4月16日）

【熊本県・大分県両県の消防団の活動】

① 活動人員（※速報値）

熊本県：延べ活動人員 約59,000名（4月15日～5月4日）

※5月5日以降の活動人員は確認中

最大活動時人員 約9,200名（4月17日）

大分県：延べ活動人員 約4,700名（4月16日～4月17日）

② 活動事例

〔震災直後の活動〕

- ・消火活動（益城町消防団（4月14日）・八代市消防団（4月16日））
- ・倒壊家屋等からの救助活動（南阿蘇村消防団が5名、西原村消防団が7名、益城町消防団が47名の要救助者を救助）
- ・土砂災害現場における活動（南阿蘇村消防団）
- ・発生直後から速やかな安否確認、避難誘導

〔その後の活動〕

- ・避難所運営の支援（給水活動、炊き出し、食料配布、搬入支援）
- ・エコノミークラス症候群の注意喚起（避難所等での呼びかけ）
- ・被災地域での巡回、警戒活動等（被害確認、空き巣の防止等を兼ねた定期的な巡回。土砂崩れ現場の警戒。堤防一部崩落の応急処置。立ち入り禁止区域への車両進入の警戒など）

イ 県内応援消防本部の活動状況

【熊本県】

① 出動期間 4月27日（水）～5月5日（木）計9日間

② 延べ活動人員 186名

③ 最大活動時人員 32名

※ 県内応援隊が、南阿蘇村において消防活動支援を実施

ウ 県外の応援消防本部の活動状況（緊急消防援助隊を除く）

【熊本県】

① 出動期間 4月27日（水）～5月2日（月）計6日間

② 延べ活動人員 36名

③ 最大活動時人員 6名

※ 北九州市消防局及び福岡市消防局から各1隊3名（救急隊）が、南阿蘇村において消防活動支援を実施

エ 緊急消防援助隊の活動状況

【活動状況】

① 出動期間 4月14日（木）～4月27日（水）計14日間

② 出動部隊総数 20都府県 1,644隊（ヘリ18機含む）

出動人員総数 5,497名

※交替を含む派遣された部隊・人員の総数

③ 延べ活動部隊数 4,336隊（ヘリ18機含む）

延べ活動人員 15,613名

④ 最大派遣時部隊数 20都府県 569隊（ヘリ18機含む）

最大派遣時人員 2,100名

【4月27日の主な実績】

福岡県大隊が、南阿蘇村における救急・救助活動について、熊本県内の応援隊への引継ぎ等を完了

○緊急消防援助隊の出動を必要とする余震等が発生した場合に備え、今回出動した各府県においては、緊急消防援助隊の統合機動部隊が1時間以内に出動する体制を確保

【4月26日の主な実績】

福岡県、宮崎県、鹿児島県（計3県）の各大隊が救助活動等を実施

○阿蘇大橋付近（熊本側）において、8時00分から宮崎県大隊が国交省が実施する道路啓開の安全管理支援活動等を実施

→13時00分から熊本県内の応援隊へ安全管理支援活動等を引継ぎ

【4月25日の主な実績】

福岡県、宮崎県、鹿児島県（計3県）の各大隊が救助活動等を実施

○南阿蘇村高野台地区において、福岡県及び鹿児島県の各大隊が夜間から継続し捜索救助活動を実施

→16時01分 自衛隊により行方不明者1名を発見、福岡県大隊救急小隊により平田医院へ搬送

→18時35分 行方不明者本人と確認

○南阿蘇村高野台地区は行方不明者発見に伴い捜索救助活動を終了

○阿蘇大橋付近（熊本側）において、8時00分から17時15分まで、宮崎県大隊が、国交省が実施する道路啓開の安全管理支援活動等を実施

阿蘇大橋付近（大分側）の活動は、4月25日11時45分を以て終了

〈ヘリ関係〉

○県災害対策本部報告によるヘリの主な活動

・鹿児島県防災ヘリが、南阿蘇村上空からヘリテレによる情報収集

【4月24日の主な実績】

福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県（計5県）の各大隊が救助活動等を実施

○南阿蘇村高野台地区において、7時00分に国交省、警察、自衛隊とともに現地確認、8時30分から捜索救助活動を実施

○阿蘇大橋において、8時30分から佐賀県及び宮崎県の各大隊が、国交省が実施する道路啓開の安全管理支援活動等を実施

○南阿蘇村の避難所からノロウィルス（疑いを含む）患者（計2名）の救急搬送を実施
〈ヘリ関係〉

○県災害対策本部報告によるヘリの主な活動

・長崎県防災ヘリが南阿蘇村上空からヘリテレによる情報収集

【4月23日の主な実績】

福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県（計5県）の各大隊が捜索救助活動等を実施

○福岡県、佐賀県、宮崎県の各大隊は南阿蘇村高野台地区で夜間から継続し捜索救助活動を実施

なお、長崎県及び鹿児島県の各大隊は熊本市から移動後、同地区で捜索救助活動を実施

→13時30分 捜索救助現場において活動中の福岡県大隊が携帯電話を発見

→14時30分 高野台地区天候不良のため、活動中止

○鹿児島県大隊が阿蘇大橋付近での国交省が実施する道路啓開の安全管理支援活動等を実施

- 南阿蘇村の避難所となっている南阿蘇中学校からノロウィルス（疑いを含む）患者（計 17 名）の救急搬送を実施

〈ヘリ関係〉

- 県災害対策本部報告によるヘリの主な活動
 - ・ 長崎県防災ヘリ及び鹿児島県防災ヘリが南阿蘇村上空からヘリテレによる情報収集

【4月22日の主な実績】

大阪府、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の各大隊が救助活動等を実施

- 福岡市消防局ヘリにより、9時頃、南阿蘇村の状況を調査
 - 南阿蘇村の高野台地区において、大阪市消防局の指揮支援隊及び大阪府、沖縄県の各大隊が捜索救助活動を実施
 - 南阿蘇村の阿蘇大橋において、国交省の道路啓開活動再開に伴い、福岡県大隊が「早期地震警報装置」を設置し、安全管理の支援活動を実施
 - 福岡県、佐賀県及び宮崎県の各大隊が南阿蘇村で捜索救助活動を実施
- なお、夜間においても交代ローテーションを組み活動を継続
- 熊本市内において、長崎県及び鹿児島県の各大隊が警戒活動を実施

〈ヘリ関係〉

- 県災害対策本部報告によるヘリの主な活動
 - ・ 福岡市消防局ヘリ及び長崎県防災ヘリが南阿蘇村上空からヘリテレによる情報収集

【4月21日の主な実績】

京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の各大隊が救助活動等を実施

- 南阿蘇村の河陽高野台地区において、大阪市消防局及び神戸市消防局の各指揮支援隊、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、山口県、高知県、沖縄県の各大隊が地滑りによる行方不明者の捜索救助活動を4月20日深夜から引き続き実施、4時10分に天候不良のため、活動中止
- 南阿蘇村の阿蘇大橋においては、国交省をはじめ関係機関による道路啓開活動を実施後、活動隊を選定し捜索救助活動を実施予定だったが、天候不良のため活動中止
→南阿蘇村全体で、248隊834名が活動
- 熊本市内において、北九州市消防局指揮支援隊及び、鳥取県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県の各大隊が警戒活動を実施

【4月20日の主な実績】

○ 南阿蘇村の河陽高野台地区において、大阪市消防局及び広島市消防局の各指揮支援隊、大阪府、広島県、山口県、徳島県、高知県の各大隊が地滑りによる行方不明者の捜索救助活動を実施

- 南阿蘇村の阿蘇大橋において、岡山市消防局指揮支援隊及び岡山県大隊が、国交省をはじめ関係機関が行う道路啓開活動を支援するため地震警報装置を設置するとともに、地滑りによる行方不明者の捜索救助活動に備え待機
→南阿蘇村全体で、217隊782名が活動

○ 熊本市内において、神戸市消防局及び北九州市消防局の各指揮支援隊、京都府、兵庫県、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の各大隊が警戒活動を実施

○ 益城町及び西原村において、鳥取県、香川県、愛媛県の各大隊が警戒活動を実施

〈ヘリ関係〉

- 県災害対策本部報告によるヘリの主な活動
 - ・ 高知県ヘリ、鹿児島県ヘリ 阿蘇地域等上空からヘリサット等による情報収集

【4月19日の主な実績】

○ 南阿蘇村の河陽地区において、大阪市消防局指揮支援隊及び大阪府、広島県の各大隊

- が、土砂崩れにより車両が埋まっている可能性がある現場の捜索救助活動を実施
- 南阿蘇村の河陽高野台地区において、広島市消防局指揮支援隊及び山口県隊、徳島県、高知県の各大隊が地滑りによる行方不明者の捜索救助活動を実施
 - 阿蘇市西湯浦地区において、広島市消防局指揮支援隊及び山口県大隊が地鳴り現場の警戒・確認を実施
 - 南阿蘇村及び阿蘇市全体で、160隊599名が活動
 - 熊本市内において、神戸市消防局及び北九州市消防局の各指揮支援隊、京都府、兵庫県、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の各大隊が活動
 - 益城町及び西原村において、岡山市消防局指揮支援隊及び岡山県、鳥取県、香川県、愛媛県の各大隊が活動

〈ヘリ関係〉

【県災害対策本部報告によるヘリの主な活動】

- ・高知県ヘリ 阿蘇地域等上空からヘリサットによる情報収集
- ・長崎県ヘリ 阿蘇医療センターから傷病者1名を転院搬送
- ・福岡市消防局ヘリ 福岡空港から本山河川敷へ救援物資等を輸送

【4月18日の主な実績】

- 南阿蘇村の立野地区及び河陽地区において、大阪市消防局指揮支援隊及び大阪府、広島県の各大隊が行方不明者の捜索救助活動を実施
- 南阿蘇村の赤瀬地区において、広島市消防局指揮支援隊及び山口県、徳島県、高知県の各大隊がペンション群の捜索救助活動を実施
 - 南阿蘇村全体で、157隊599名が活動
- 益城町において、岡山市消防局指揮支援隊及び岡山県、鳥取県、香川県、愛媛県の各大隊がローラー作戦を実施

〈ヘリ関係〉

【県災害対策本部報告によるヘリの主な活動】

- ・高知県ヘリ 益城町、阿蘇地域等上空からヘリサットによる情報収集
- ・鹿児島県ヘリ、宮崎県ヘリ 熊本医療センターをはじめ、3病院から傷病者計3名を県外へ広域医療搬送
- ・福岡市消防局ヘリ 福岡空港から熊本空港へ救援物資等を輸送

【4月17日の主な実績】

- 東京消防庁ヘリが、ヘリサット等を活用して情報収集を実施
- 鳥取県ヘリが、上益城にて孤立した住民1名の救出活動を実施し、ヘリにて搬送
- 福岡市消防局ヘリ 旧大名小学校（福岡市内）から熊本県民総合運動公園へ救援物資等を輸送

【4月16日の主な実績】

- 高知県ヘリ、長崎県ヘリ、京都府ヘリ、山口県ヘリ、広島市消防局ヘリ、岡山市消防局ヘリ、東京消防庁ヘリ 阿蘇地域等上空から情報収集
- 高知県ヘリ 情報収集中、南阿蘇村立野地区で発見した孤立被災者2名を救助
- 鹿児島県ヘリ 南阿蘇村ペンションメルヘン村の孤立被災者2名を救助
- 広島県ヘリ 南阿蘇村河陽地区の2箇所て孤立被災者2名を救助
- 広島県ヘリ、山口県ヘリ 南阿蘇村河陽地区で発見した孤立被災者2名を救助
- 山口県ヘリ、香川県ヘリ、愛媛県ヘリ 西原村の孤立被災者26名を救助

オ 消防機関の主な活動内容

【消防機関による救助者数等(合計)】

- ・救助者数 308名

・救急搬送者数 2, 283名

(ア) 地元消防本部の活動内容 (各県からの情報: 7月13日まで集計)

【熊本県】

| 消防本部 | 火災件数 | 救助件数 | 救助者数 | 救急件数 | 救急搬送者数 |
|------------------|------|------|------|-------|--------|
| 熊本市消防局 | 9 | 116 | 124 | 1,365 | 1,285 |
| 山鹿市消防本部 | 0 | 0 | 0 | 7 | 7 |
| 人吉下球磨消防組合消防本部 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 上益城消防組合消防本部 | 1 | 16 | 9 | 119 | 124 |
| 八代広域行政事務組合消防本部 | 2 | 3 | 6 | 87 | 83 |
| 阿蘇広域行政事務組合消防本部 | 1 | 29 | 63 | 78 | 58 |
| 有明広域行政事務組合消防本部 | 0 | 0 | 0 | 29 | 23 |
| 水俣芦北広域行政事務組合消防本部 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 宇城広域連合消防本部 | 1 | 9 | 5 | 157 | 148 |
| 菊池広域連合消防本部 | 2 | 7 | 2 | 130 | 118 |
| 天草広域連合消防本部 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 合計 | 16 | 180 | 209 | 1,977 | 1,851 |

【大分県】

| 消防本部 | 火災件数 | 救助件数 | 救助者数 | 救急件数 | 救急搬送者数 |
|------------|------|------|------|------|--------|
| 大分市消防局 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 |
| 別府市消防本部 | 0 | 6 | 13 | 29 | 27 |
| 竹田市消防本部 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 宇佐市消防本部 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 由布市消防本部 | 0 | 0 | 0 | 7 | 7 |
| 日田玖珠広域消防本部 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| 合計 | 0 | 6 | 13 | 45 | 44 |

(イ) 緊急消防援助隊の活動内容 (4月27日16時現在の速報値)

- ・救助者数 86名 (うち、ヘリによる救助者数 35名)
- ・救急搬送者数 388名 (うち、ヘリによる救急搬送者数 46名)

(4) 海上保安庁の対応

ア 地震発生時の初動措置

14日(木)

21:26頃 地震発生、第十管区地震災害対策本部設置

21:31 海上保安庁対策本部設置

21:36 巡視船艇・航空機に発動指示

21:37 日本航行警報、NAVTEX航行警報発出

22:20 AIS(船舶自動識別装置)、MICS(沿岸域情報提供システム)により地震情報を発出

16日(土)

01:26頃 地震発生。津波注意報発令

01:30 第七管区地震対策本部設置

01:40 NAVTEX航行警報発出

01:41 日本航行警報発出

01:50 十管区地域航行警報、MICSにより地震情報を発出

02:14 津波注意報解除

02:20 A I Sにより地震情報を発出

02:45 長官指示発出

05:35 長官指示発出

イ 対応勢力 (5月13日まで)

- 船艇：のべ373隻（三管区11隻、五管区9隻、七管区103隻、八管区10隻、十管区240隻）
 - 航空機：のべ91機（固定翼18機、回転翼73機）
 - 特殊救難隊のべ18名、機動救難士のべ90名、潜水士のべ22名
- ※5月14日以降も引き続き、即応体制を確保

ウ 対応状況

(ア) 被害状況調査

- 14日（木）～15日（金）：前震（震度7）
 - ・船艇・航空機により沿岸部の状況調査を実施。被害認めず
- 16日（土）～17日（日）：本震（震度7）
 - ・船艇・航空機により沿岸部の状況調査を実施。被害認めず
- 18日（月）：余震（震度5強）
 - ・巡視艇により沿岸部の状況調査を実施。被害認めず
- 29日（金）：余震（大分：震度5強）
 - ・巡視艇、航空機により沿岸部の状況調査を実施。被害認めず

(イ) 緊急医療支援

- 16日（土）
 - ・08:40～10:30、熊本県の要請に基づき、ヘリコプターにより、南阿蘇地区から大分県立病院へ負傷者1名搬送
 - ・09:30～10:50、熊本県の要請に基づき、ヘリコプターにより、南阿蘇地区から大分県立病院へ負傷者1名搬送
 - ・10:47～12:50、ヘリコプターにより、大分県立病院から南阿蘇地区へ医師2名搬送
 - ・11:10～11:37、ヘリコプターにより、大分県立病院から南阿蘇地区へ看護師1名搬送
- 18日（月）
 - ・14:20～14:57、熊本県の要請に基づき、ヘリコプターにより、山鹿消防本部から熊本大学病院へ患者1名、付添1名、医師1名を搬送
- 19日（火）
 - ・13:00～14:20、熊本県の要請に基づき、ヘリコプターにより、熊本空港から長陽運動公園へ医師等4名を搬送
 - ・14:47～14:55、熊本県の要請に基づき、ヘリコプターにより、長陽運動公園から熊本空港へ医師等4名を搬送
- 22日（金）
 - ・09:30～10:05、熊本県からの要請に基づき、ヘリコプターにより、熊本大学病院から飯塚市防災センターへ患者1名、医師1名を搬送
 - ・10:15～10:50、熊本県からの要請に基づき、ヘリコプターにより、飯塚市センターから熊本大学病院へ医師1名を搬送

輸送人員計 19名

(ウ) 港での住民支援

- ・熊本港、三角港、八代港において、給水・食料支援、入浴提供、携帯電話充電等の住民支援実施

4月16日給水量 計約4,323ℓ

17日給水量 計約31,192ℓ、入浴者数62人、他食糧等

| | |
|---------|----------------------------|
| 18日給水量 | 計約 39,065ℓ、入浴者数 453 人、他食糧等 |
| 19日給水量 | 計約 23,187ℓ、入浴者数 529 人、他食糧等 |
| 20日給水量 | 計約 26,915ℓ、入浴者数 711 人、他食糧等 |
| 21日給水量 | 計約 5,543ℓ、入浴者数 675 名、他食糧等 |
| 22日給水量 | 計約 18,164ℓ、入浴者数 885 人、他食糧等 |
| 23日給水量 | 計約 5,409ℓ、入浴者数 447 人、他食糧等 |
| 24日給水量 | 計約 16,924ℓ、入浴者数 673 人、他食糧等 |
| 25日給水量 | 計約 2,405ℓ、入浴者数 312 人、他食糧等 |
| 26日給水量 | 計約 1,494ℓ、入浴者数 290 名 |
| 27日給水量 | 計約 3,880ℓ、入浴者数 184 名 |
| 28日給水量 | 計約 1,280ℓ、入浴者数 139 名 |
| 29日給水量 | 計約 551ℓ、入浴者数 201 名 |
| 30日給水量 | 計約 2,063ℓ、入浴者数 121 名 |
| 5月1日給水量 | 計約 2,085ℓ、入浴者数 149 名 |
| 2日給水量 | 計約 166ℓ、入浴者数 51 名 |
| 3日給水量 | 計約 486ℓ、入浴者数 60 名 |
| 4日給水量 | 計約 994ℓ、入浴者数 68 名 |
| 5日給水量 | 計約 939ℓ、入浴者数 88 名 |
| 6日給水量 | 計約 468ℓ、入浴者数 36 名 |
| 7日給水量 | 計約 478ℓ、入浴者数 44 名 |
| 8日給水量 | 計約 727ℓ、入浴者数 39 名 |
| 9日給水量 | 計約 273ℓ、入浴者数 19 名 |
| 10日給水量 | 計約 46ℓ、入浴者数 14 名 |
| 11日給水量 | 計約 149ℓ、入浴者数 32 名 |
| 12日給水量 | 計約 175ℓ、入浴者数 14 名 |
| 13日給水量 | 計約 385ℓ、入浴者数 27 名 |

(エ) 避難所等への生活物資支援（輸送）

・4月17日～5月13日支援実績 食糧 計 22,805 食、飲料水 計 12,266ℓ

エ 船舶に対する勧告

4月16日（土）

01:27～02:14 福岡県及び熊本県の計 11 港に避難勧告を发出

4月21日（木）

03:08～15:53 暴風警報発表に伴い、熊本県内の計 4 港に警戒勧告を发出

オ リエゾンの派遣

- ※ 鹿児島県庁リエゾン派遣解除（4月14日 22:00～4月15日 08:15）
- ※ 佐賀県庁リエゾン派遣解除（4月16日 02:09～4月16日 13:55）
- ※ 長崎県庁リエゾン派遣解除（4月16日 02:53～12:32）
- ※ 福岡県庁リエゾン派遣解除（4月16日 05:20～12:00）
- ※ 大分県庁リエゾン派遣解除（4月16日 04:30～25日 18:00、4月29日 15:45～18:00）
- ※ 内閣府防災職員派遣解除（4月18日 18:00～5月9日 21:00）
- ※ 熊本県災害対策本部リエゾン派遣解除（4月14日 23:50～5月13日 20:00）
- ※ 政府現地対策本部リエゾン派遣解除（4月15日 10:40～5月13日 20:00）

(5) 防 衛 省の対応

ア 災害派遣の概要

・4月14日（木）22時40分、熊本県知事から陸上自衛隊第8師団長（北熊本）に対して、人命救助等に係る災害派遣要請（撤収要請：5月30日（月）9時00分）

- ・4月16日(土)2時36分、大分県知事から陸上自衛隊西部方面特科隊長(湯布院)に対して、人命救助等に係る災害派遣要請(撤収要請:4月28日(木)10時24分)

イ 派遣規模実績

- ・人員:延べ約814,200名(最大時約26,000名)、航空機:延べ2,618機(最大時132機)、艦艇:延べ300隻(最大時15隻)

ウ 主な対応状況

- ・統合任務部隊(JTF)4月16日編成(指揮官:西部方面総監)→編成解除(5月9日)
- ・即応予備自招集命令4月17日発令、生活支援等に従事してきた約160名は、5月2日に活動終了

エ 活動実績

○人命救助

- ・人命救助・行方不明者捜索【累計:16名】
- ・病院等の患者の輸送【累計:512名】
- ・被災者の安全確保のための人員輸送【累計:727名】
- ・DMAT輸送:【累計94名】

○生活支援

- ・民間船舶「はくおう」の被災者の休養施設としての利用【累計:2,605名(うち221名インターネット申込)】
第1回~第17回実施(熊本市、八代市、益城町、嘉島町、西原村、南阿蘇村、御船町等)
- ・エコノミークラス症候群対策として、テクノ中央緑地公園(益城町)において、6人用天幕×20張を貸与
- ・天幕支援【累計:32張】(実績:阿蘇市、益城町、南阿蘇村、由布市)
- ・米軍輸送機による輸送支援(4月18~23日)
UC-35×1機、C-130×延べ4機、MV-22オスプレイ×延べ12機により自衛隊員22名、車両8両、生活支援物資計約36tを輸送
- ・道路の啓開(瓦礫除去)(4月18日~27日)【累計:約15.9km】
- ・即応予備自衛官(約160名)による生活支援活動等(4月23日~5月2日)
給水支援【累計:約40t】、給食支援【累計:約5,700食】、入浴支援【累計:約1,700名】、衛生支援【累計:約300名】、物資輸送【累計:食料品約116,000食等】
このほか、避難所等における被災者のニーズの確認、車両の整備に係る支援業務等を実施
- ・感染症対策チームによる環境評価支援等(4月24日~29日)
看護師及び臨床検査技師による避難所での環境評価支援及び感染管理物資(手指消毒剤、手袋等)の配給を実施
- ・瓦礫等(熊本市)の搬出(4月27日~5月3日)【累計:30個地域、トラック164台分(最大時30個地域)】
- ・医療支援(4月16日~5月8日)【累計:2,323名】(最大時9か所)
- ・物資輸送(4月15日~5月9日)【累計:毛布42,348枚、日用品53,058箱、食料品1,755,252食、飲料水1,003,008本】(最大時227か所)
- ・給食支援(4月15日~5月11日)【累計:911,678食】(最大時49か所)
- ・給水支援(4月15日~5月13日)【累計:10923.7t】(最大時147か所)
- ・入浴支援(4月15日~5月26日)【累計:140,937名】(最大時25か所)

(6) 金融庁の対応

- ・災害救助法の決定を受け、4月15日、熊本県内の関係金融機関等に対し、九州財務局長及び日本銀行熊本支店長の連名により、「平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害に対する

金融上の措置について」を发出し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請。

- ・4月17日、金融庁ウェブページに特設サイトを設け、被災者の生活支援等に資する情報を随時更新。
- ・4月18日、金融庁長官をヘッドとする庁内横断の対応チームを設置。
- ・4月18日、自然災害対応私的整理ガイドラインについて、全銀協を通じ、被災地の金融機関に対して、広報チラシの配布や窓口設置等による周知広報を改めて依頼。
- ・4月19日、金融機関のニーズを把握するための情報収集体制を整備。
- ・4月20日、被災者からの相談を受け付ける「平成28年熊本地震金融庁相談ダイヤル」（フリーダイヤル）を設置。
- ・4月20日、義援金の募集を装った詐欺行為に対する注意喚起を実施。
- ・4月20日、被災企業が提出期限までに有価証券報告書等を提出することができない場合には、各財務（支）局において、個別企業ごとに提出期限の延長を承認することで対応。
- ・4月22日、自然災害対応私的整理ガイドラインについて、金融機関に対し改めて、住宅ローン借入者等からの相談を受けた場合、ガイドラインの内容や手続等について丁寧な説明を行うことを要請。
- ・4月22日、貸金業法施行規則を改正し、貸金業法上の提出書類など借入手続等を弾力化。
- ・4月22日、犯収法施行規則を改正し、義援金の現金振込について、200万円以下の場合は本人確認を不要に（本来は10万円超の場合に必要）。また、被災者が口座開設する際の本人確認は、本人確認書類が無くとも暫定的に被災者の申告で可能。
- ・4月22日、公認会計士試験について、①全国11の試験地（熊本を含む）で当初予定どおり5月29日（日）に実施、②受験地の変更や受験票紛失者への再交付について個別に対応することを公表。
- ・4月25日、九州地方紙の記者に対するブリーフィングを実施。
- ・4月28日、「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が閣議決定（5月2日公布・施行）。これにより、提出期限までに有価証券報告書等を提出できなかつた場合でも、7月29日までに提出すれば行政上及び刑事上の責任を問われないこととなり（この場合、各財務（支）局長の延長承認は不要）、7月29日までに提出できない場合には、各財務（支）局長による個別企業ごとの延長承認で対応。
- ・5月10日、金融機関等に提出義務のある諸報告・届出の提出期限等に係る特例措置について、金融庁・九州財務局のウェブサイトにおいて公表するとともに、関係金融機関等に直接連絡し周知。
- ・7月8日、金融機関においては、東日本大震災の際の対応等も踏まえ、今般の災害の影響を受けた債務者の実態やニーズ等を適切に把握した上で、解決策の提案や経営再建計画の策定支援、個別の資産査定も含め、一層きめ細かく柔軟に対応していくことが重要であり、金融庁としても、そうした点に配慮した検査・監督に努める旨を公表。

(7) 消費者庁の対応

- ・4月15日：熊本県の消費生活センターは特段被害はなく、業務上支障がないことを確認。
- ・4月15日：（独）国民生活センターより「自然災害に便乗した悪質商法にご注意ください」を发出。
- ・4月15日～：消費者ホットラインに寄せられた、震災に便乗した悪質商法等について調査（相談受付件数：7月13日までに2,017件）
- ・4月15日～：消費者ホットライン（188番）の接続先を被災市町村から熊本県消費生活センターに変更（7月13日時点で4市町（大津町、御船町、嘉島町、益城町））

- ・4月18日：消費者庁長官をチーム長とする「熊本県熊本地方を震源とする地震対応チーム」を設置。
- ・4月18日：消費者庁より「過去の震災時に寄せられた震災に関係する主な相談例とアドバイス」を公表。
- ・4月20日：消費者庁より「震災に関する義援金（ぎえんきん）詐欺に御注意ください」を公表。
- ・4月20日：「平成28年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」通知
 - ・食品の円滑な供給を図るため、被災地である熊本県内で譲渡及び販売される食品について、アレルギー表示及び消費期限を除き、義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしている。
- ・4月21日：（独）国民生活センターより「平成28年熊本地震に便乗した不審な電話や訪問にご注意ください！」を発出。
- ・4月22日：「平成28年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」におけるアレルギー表示等の取扱いについて」を通知。
- ・4月22日：チラシ「食品を支給・販売する場合の表示に気をつけてください！！」を作成し、避難所・小売店舗等に配布。
- ・4月28日：（独）国民生活センターに「熊本地震消費者トラブル110番（0120-7934-48）」を設置し、九州地方（沖縄県を除く）からつながるフリーダイヤル（通話料無料）で相談受付開始。（相談受付件数：7月13日までに873件）（7月14日終了）
- ・5月9日：（独）国民生活センターより「平成28年熊本地震に便乗した不審な電話や訪問にご注意ください！（第2報）」を発出。
- ・5月27日：消費者庁より「震災に関連する主な相談例とアドバイス」を更新。
- ・6月3日～：被災者の方々の消費者トラブルに関する相談及び生活再建を図る上で必要な総合的な相談体制の構築を支援するため、被災地の相談窓口消費者問題の専門家を派遣。
 - ・6月3日～：熊本県消費生活センターに弁護士1名を派遣（週1日）
 - ・6月13日～：熊本市消費生活センターに消費生活相談員1名を派遣（週3日）
 - ・6月21日～：熊本県消費生活センターに司法書士3名を派遣（週1日）
 - ・7月2日～：熊本市消費生活センターに弁護士1名を派遣（週2日）
- ・7月5日：「平成28年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用の終了について」通知

(8) 総務省の対応

○対策本部の設置等

- ・4月14日（木）21時33分 総務省非常災害対策本部設置（4月14日から5月9日まで、計16回の本部会議を開催。）
- ・4月14日（木）22時50分 九州総合通信局災害対策本部設置
- ・4月15日（金）現地対策本部要員派遣（九州総合通信局1名）（4月19日（火）から1名増員し2名派遣）（5月21日（土）から1名体制）
- ・4月16日（土）から現在まで、移動電源車貸与、通信機器貸し出し、ラジオ配布、臨時災害放送局開設準備支援等のため、九州総合通信局職員17人を19県市町村等に延べ44人日派遣。
- ・4月18日（月）～ 総務省被災者生活支援チームの現地連絡調整要員として、総務省本省から課室長級職員を2名派遣
- ・4月18日（月）九州総合通信局内に「平成28年熊本地震に関する「特別相談窓口（情報通信関係）」を開設

- ・ 4月20日（水）、から現在まで、政府現地災害対策本部で編成された被災者生活支援リエゾンに2名派遣。（派遣先：熊本県御船町（みふねまち）、熊本県嘉島町（かしままち））
- ・ 4月22日（金）九州総合通信局による臨時災害放送局の開局要望に関する現地調査実施（4月23日（土）も実施）。
- ・ 4月22日（金）から4月25日（月）まで、政府現地対策本部との連携により、熊本市内の食料支援チームに九州総合通信局から延べ20人日派遣。
- ・ 5月1日（日）から5月31日（火）まで、熊本県からの要請による西原村（にしはらむら）でのり災証明書発行受付、家屋認定調査業務の支援に九州総合通信局から延べ126人日派遣。
- ・ 5月2日（月）、高市総務大臣が熊本県内を訪問。
- ・ 5月9日（月）、古賀総務大臣政務官が熊本県内を訪問。
- ・ 5月21日（土）、土屋総務副大臣が熊本県内を訪問。

○総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

- ・ 簡易無線機、MCA無線機及び衛星携帯電話を、これまで10自治体に計82台を貸出（9自治体より61台返却。）。

| 貸出先 | 機種 | 台数 | 貸出日 (返却日) | 備考 |
|---------|-----------------|-----------|--------------------------------|--------------------------------|
| 熊本県御船町 | MCA無線機 | 2台 | 4月15日 (6月9日) | |
| 熊本県甲佐町 | 簡易無線機 | 10台 | 4月15日 (6月9日) | |
| 熊本県宇土市 | MCA無線機 | 21台 | 4月16日 | |
| 熊本県高森町 | 簡易無線機 衛星携帯電話 | 10台 2台 | 4月18日 (5月11日) | |
| 愛知県 | 衛星携帯電話 | 2台 | 4月18日 (4月21日) | 熊本県災害対策本部の支援のため、愛知県より職員を派遣するため |
| 熊本県南阿蘇村 | 簡易無線機 衛星携帯電話 | 10台 3台 | 4月19日 (4月20日) | |
| 熊本県菊陽町 | 簡易無線機 | 15台 | 4月19日 (4月24日※) (5月30日※2) | ※5台返却 ※2:10台返却 |
| 岩手県 | 衛星携帯電話 | 3台 | 4月20日 (4月28日) | 熊本地震被災地支援のため、岩手県医療チームを派遣するため |
| 京都府亀岡市 | 衛星携帯電話 | 2台 | 4月23日 (6月9日) | 熊本地震被災地支援のため、京都府亀岡市より職員を派遣するため |
| 富山県 | 衛星携帯電話 | 2台 | 4月26日 (5月26日) | 熊本県南阿蘇村支援のため、富山県より職員を派遣するため |

○移動電源車の貸与状況

- ・ 4月15日（金）熊本県益城町に九州総合通信局より中型車を貸与（5月7日（土）益城町の申出により返却、5月20日（金）～九州局待機）
- ・ 4月16日（土）熊本県宇土市に中国総合通信局より中型車を貸与（5月16日（月）宇土市の申出により返却、5月16日（月）～中国局帰還）
- ・ 4月19日（火）熊本県高森町に近畿総合通信局より小型車を貸与（4月28日（木）高森町の申出により返却、4月28日（木）～九州局待機、その後5月25日（水）～近畿局帰還）
- ・ 4月19日（火）熊本県南阿蘇村に東海総合通信局より中型車を貸与

(4月20日(水)南阿蘇村の申出により返却、4月20日(水)～九州局待機、その後4月28日(木)～東海局帰還)

○被災地支援のための制度手当

- ・災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の納入告知書、催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- ・携帯電話不正利用防止法が義務づける契約の相手方の本人確認について、被災で本人確認書類を消失したために、本人であることを確認できる書類がない場合にも被災者が携帯電話の契約等を行えるよう、省令改正。

○通信事業者等に対する要請

- ・主要な事業者に対して、全力で復旧にあたるよう要請済。(4/17付け NTT西日本、NTTドコモ、KDDI及びソフトバンク)
- ・主要な事業者に対して、特設公衆電話や無料公衆無線LANアクセスポイントの開設、携帯電話充電器(マルチチャージャ)の配備など、優先的に避難所での通信利用環境の確保に取り組むよう要請。

(4/17付け 対NTT西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、UQコミュニケーションズ、ワイヤレスシティプランニング)

- ・通信事業・無線関係団体に対して、避難所の通信利用環境の確保について協力を要請。

(4/18付け 対電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、移動無線センター、全国陸上無線協会)

○燃料の安定的な確保

- ・資源エネルギー庁と連携して、NTT西日本及び携帯電話事業者が通信電源用に使用する燃料を確保。

※：熊本県内の中核サービスステーション(自家発電設備や大型タンク等を備えた災害時に地域の石油製品の供給の拠点)からの調達。

○被災者支援システムの整備

- ・主に避難所に、被災者が必要とする生活用品等を速やかに把握し届けるためのシステム及び1,000台のタブレット(IBM及びソフトバンク)を配備し、活用中。

※)経済産業省と連携して対応。

※)4月28日(木)からシステムの本格運用が開始。

- ・アップルがiPad500台を被災自治体に寄付を申出中。

※)熊本市に100台を提供予定。

※)御船町、西原村から要望があり、75台を提供。

※)九州総合通信局が、6月29日(水)に熊本県内市町村を対象とした「情報配信システム等説明会」を開催し、操作用としてiPadを配布。参加が出来なかった市町村に対しては、資料送付に併せて要望を調査し、配布予定。

○4月18日(月)、報道発表により被災地域における地域の避難情報や生活情報等を放送するコミュニティFM局を周知。

○4月18日(月)、熊本市からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。(4月30日(土)で熊本市の臨時災害放送局が閉局。)

○4月19日(火)、日本放送協会、(一社)日本民間放送連盟、(一社)日本ケーブルテレビ連盟及び(一社)日本コミュニティ放送協会に対して、災害情報、生活情報等の放送の確実な実施、被災地住民への十分な配慮等について要請を実施。

○4月19日(火)、NHKから、南阿蘇局(テレビ・FM)について、倒壊のおそれがある等の理由から、中継局の設置場所の変更等(可搬型送信機による代替送信所の設置)の申請があり、即時に許可。

○熊本行政評価事務所などにおいて、被災者からの各種相談、問合せを受け付け。

4月20日(水)正午から、熊本行政評価事務所において、災害専用フリーダイヤルを開設するとともに、支援措置を講じている関係機関の窓口リストである「平成28年熊本地震被災者の皆様への生活支援」を公表し、避難所で配布するよう、被災市町村へ依頼。

- 4月20日(水)、9市町村からの要請を受け、被災者の生活情報の確保のため、経済産業省の協力を得て、ラジオ2,500台(うち900台はソニーより、1,000台はパナソニックより無償供与)を確保。22日(金)及び23日(土)、九州総合通信局から県内ラジオ局の周波数表を添えて各市町村に合計2,080台配布。
- 4月21日(木)、熊本県及び県内16市町村に対し、応急対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、6月に定例交付すべき普通交付税の一部(421億円)を繰り上げて交付することを決定。
- 4月21日(木)付で、被災納税者に対する地方税の減免措置について、自治税務局長通知を発出。
- 4月23日(土)、熊本県甲佐町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。
- 4月25日(月)、熊本県御船町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。
- 4月27日(水)、熊本県益城町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。
- 宝くじによる熊本地震の被災地支援について
 - ・熊本地震の被災地への支援策の一つとして、発売団体である全都道府県及び全政令指定都市のご協力を得て、5月から発売(発売期間:H28.5.11~6.3)の「ドリームジャンボ宝くじ」を活用し、熊本地震の被災地の緊急支援を実施。
 - ・計画額750億円のうち100億円を被災地支援分と位置づけ、収益金(約40億円)を被災団体に配分予定。
- 4月28日(木)、地方公共団体やNPO等向けに、「被災者の生活再建と被災地の復興に向けた通信・放送利用の施策Webガイド」を、総務省ホームページにおいて公表。
- 5月2日(月)、熊本県の民放テレビ4社及び民放FMラジオ1社から、南阿蘇局について、倒壊のおそれがある等の理由から設置場所の変更等(仮設中継局の設置)の申請があり、即時に許可。
またNHK(テレビ・FM)からも4月19日(火)付けで変更許可した代替送信所の場所の再変更の申請があり、即時に許可。
- 5月7日(土)、九州総合通信局から御船町にラジオ20台を追加配布。
- 5月9日(月)、九州総合通信局から益城町にラジオ200台(うち100台はNHKより無償供与)を追加配布。
- 5月11日(水)、新たにラジオ1,030台確保し(全てソニーより無償供与)、15日(日)、益城町にラジオ925台、御船町にラジオ5台を追加配布。
- 5月13日(金)、熊本県内6市町に対し、応急対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、6月に定例交付すべき普通交付税の一部(78億円)を繰り上げて交付することを決定。
- 5月18日(水)、北陸総合通信局保有のICTユニット1台を熊本県宇土市に貸与。市役所機能を移転した臨時庁舎において、臨時の内線ネットワークとして利用。
- 5月31日(火)、被災自治体等向けに、「熊本地震の被災自治体等からの情報伝達手段」を、総務省ホームページにおいて公表。
- 5月31日(火)、熊本県及び県内21市町村に対し、応急対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、9月に定例交付すべき普通交付税の一部(455億円)を繰り上げて交付することを決定。
- 5月31日(火)、南阿蘇中継局について、仮設中継局からの放送に切り替えたことにより発生した難視聴地域のうち、共聴施設の設置が必要となる世帯について、国として熊本地震復旧等予備費を使用して支援することを閣議決定(「テレビジョン放送難視聴対策事業」(60百万円))。

総務省関係団体・事業者等の対応状況

○避難所等の通信利用環境整備(詳細)

| 事業者 | 特設公衆電話 | 衛星携帯電話 | ポ-ダブル衛星装 | 無料公衆無線 | 携帯電話用充電器 | 移動電源 | 可搬型発 | 携帯電話 | | タブレット | データ通信端末 |
|-----|--------|--------|----------|--------|----------|------|------|------|--|-------|---------|
| | | | | | | | | | | | |

| | | | 置(固定 電話) | LAN (Wi-Fi) | (マルチチャ ージャ) | 車 | 電機 | | | | |
|------------|---------------|-------------------|-----------------|---------------------|-----------------------|----|-----------------|-------------------|--|-------------------|------------------|
| NTT 西日本 | 35台 (20箇所) | 25台 (19箇所) | 0台※1 (0箇所)※1 | 6台 (4箇所) | — | — | — | — | | — | — |
| NTT ドコモ | — | 164台 (18組織) | — | 104台 (67箇 所) | 109台 (70箇所)※2 | — | — | 1667台 (68組織) | | 186台 (17組織) | 80台 (16組織) |
| KDDI | — | 29台 (9組 織) | — | 約87台 (62箇 所) | 213台 (163箇所)※ 2 | — | — | 415台 (20組織) | | 100台 (6組 織) | 217台 (12組織) |
| ソフト バンク | — | 337台 (3組 織) | — | 約127台 (98箇 所) | 約101台 (101箇 所) | 2台 | 2台 (2箇 所) | 865台 (3組 織) | | 1135台 (約4組織) | 14台 (2組 織) |
| NTT BP | — | — | — | 約0台 (0箇所) | — | — | — | — | | — | — |
| 合計 | 35台 | 555台 | 0台※1 | 約324台 | 約423台 | 2台 | 2台 | 2947台 | | 1421台 | 311台 |

※1 各自治体と相談し、特設公衆電話に切り替えた結果0台となった。

※2 避難所の統廃合により配備箇所が減少。

○公衆無線 LAN サービスの利用環境整備（インターネットへのアクセス確保）

- ・主に避難所に電気通信事業者が無料公衆無線 LAN を設置（避難所201箇所（重複を除外）、324アクセスポイント（AP））。
 - ・NTTグループ：71箇所/約110AP
 - ・KDDI：63箇所/約88AP
 - ・ソフトバンク：98箇所/約127AP 等
- （※）4月28日（木）、ほぼ全ての避難所において設置を完了。
- ・主に携帯電話事業者が九州全域で、通常、有料で提供している公衆無線 LAN サービスを無料開放。「0000JAPAN」（ファイブゼロ・ジャパン）の名称で合計約55,000のAPを確保。
 - ・ソフトバンク：約36,000
 - ・KDDI：約10,000
 - ・NTTドコモ：約9,000 等
- （※）避難所以外における無料開放については5月31日（火）に終了。避難所においては引き続き無料で開放。
- ・他にも、NTTグループが、提携企業とも連携し、九州全域で15,000超のAP（コンビニエンスストア等を含む）を利用開放。
- ・無料公衆無線 LAN のAPが設置された全ての避難所において携帯電話用の充電器（チャージャ）を配備し、活用中。（※）経済産業省と連携して対応

○ICTユニットの配備

- ・熊本県阿蘇郡高森町にICTユニット（5台）（※）を搬送し、役場・避難所にICTユニットを用いた無線LANサービス及び音声通話サービスを提供。電源及び通信の復旧に伴い4月20日で提供終了。引き続き、自治体等からの要請に応じて貸し出せるようICTユニットを総合通信局に待機中。
 - ※ Wi-Fi、小型サーバー、バッテリーなどを搭載した小型で移動可能な通信設備であり、災害時に迅速に通信ネットワークを応急復旧させることが可能。

○災害用伝言サービスの状況

- ・NTT東西、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板、

災害用伝言板（web171）、災害用音声お届けサービスを展開済み。

※5/31（火）15:00に全社が災害用伝言サービスの展開を終了。

○公衆電話の無料化を実施済（熊本県全域）。

※大分県は4/23（土）00:00に無料化を終了。

※熊本県は4/29（金）00:00に無料化を終了。

○通信速度制限の解除

- ・NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクは、災害救助法適用地域内に居住する携帯電話利用者を対象に、追加データの購入なしに、自動的に通信速度制限を解除（5/31で終了）。

○通信料金の減免

- ・NTT西日本は、災害救助法適用地域内に居住する固定電話等利用者を対象に、避難により利用できなかった場合には、4ヶ月を限度に料金の減免を実施。
- ・KDDI（※）、ソフトバンクは、災害救助法適用地域内に居住する固定電話等利用者を対象に、避難により利用できない期間の料金の減免を実施。
※KDDIは、2016年6月30日までの申告が対象。
- ・九州通信ネットワークは、災害救助法適用地域内に居住する光インターネット接続等利用者を対象に、避難により利用できない期間の料金の減免を実施。

○NTT西日本、ソフトバンク、九州通信ネットワークは、仮住居への移転工事等が生じた場合の工事費を無料化。

○NTT西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクは、熊本県庁にリエゾン要員を派遣済。

○日本郵政グループ

- ・4月15日（金）から当面の間、災害救助法が適用された地域を対象に、通帳・証書等や印章をなくした被災者の貯金等の非常取扱い、また、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱いを実施。
- ・4月19日（火）から5月18日（水）まで、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施。また、4月19日（火）から同月25日（月）まで、郵便はがきの無償交付を実施。
- ・益城町内の3の郵便局において、貯金の払戻し等を行うため、4月16日（土）・17日（日）及び4月23日（土）・24日（日）の営業を実施。
- ・4月29日（金）から当面の間、熊本県内の7の郵便局において、ATMの取扱時間を延長。
- ・4月25日（月）から、益城町総合運動公園内において車両型郵便局（1台）が営業を実施。6月1日（水）からATMサービスのみ取扱。
- ・5月9日（月）から5月31日（火）まで、4の臨時郵便局を設置して貯金の払戻し業務を実施。
- ・ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において、4月18日（月）から6月30日（木）まで、災害に対する義援金の無料送金サービスを実施。
- ・4月19日（火）から6月30日（木）まで、救援等を行う団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施。
- ・ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において、4月21日（木）から6月17日（金）まで、年金・恩給、国税還付金等を受け取る被災者が必要書類を持参できない場合でも支払いに応じる等の取り扱いを実施。
- ・被災者である契約者に対する普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免措置、及び入院保険金の特別取扱いを実施。
- ・「かんぼの宿 阿蘇」において、中広間等を近隣住民へ開放し、数百名の避難者を受入れ。食料・飲料を提供。（5/14（土）に終了）
- ・日本郵政、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぼ生命保険の4社が、義援金として2,000万円を寄付。
- ・5月16日（月）から7月29日（金）まで、郵便局等を活用した募金活動「ポスト募金」を実

施。

○NHK

- ・災害救助法による救助が行われた区域内において、半壊、半焼等の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約及び災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示又は退去命令を継続して1か月以上受けているものの放送受信契約につき、6ヶ月間の受信料免除。
- ・NHKラジオのネット同時配信「らじる★らじる」において、熊本県域放送（ラジオ第一放送及びFM放送）の同時配信を実施。
- ・避難所等にテレビを設置（熊本県益城町に3台、熊本市、御船町、大分県別府市に各1台それぞれ配布）。
- ・ラジオ300台を準備し、既に益城町や南阿蘇村に約100台を配布。

○地上放送（民間放送事業者）

- ・ニッポン放送（関東広域圏のAM事業者）、熊本放送ラジオ500台を準備し、避難所等に順次配布。

○衛星放送

- ・(株)WOWOW
災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置（申し出があった場合に、4月分及び5月分の視聴料を免除）
- ・スカパーJ S A T(株)
災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置（申し出があった場合に、4月分の視聴料を免除）

○ケーブルテレビ

- ・株式会社 ジュピターテレコム
災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置（視聴料の減免・支払期限の延長等）

○情報通信研究機構(NICT)による災害対応

- ・DISAANA(ディサーナ) - 対災害 SNS 情報分析システム
平常どおり情報提供中。熊本県益城町等の被害情報を提供中。
- ・多言語音声翻訳アプリ“VoiceTra”(ボイストラ)
平常どおりサービス提供中
被災地に外国人観光客等がいる場合、翻訳機能が利用可能
- ・航空機搭載合成開口レーダ(Pi-SAR 2)による観測
 - a 4月17日(日)午前8時過ぎから10時頃まで熊本県から大分県にかけての状況把握のための航空機 SAR(Pi-SAR2)観測を実施。
 - b 機上で処理した画像を内閣府(防災担当)、熊本県、大分県に提供済み。
 - c 4月17日(日)午後9時、NICT ウェブサイトにおいて詳細な画像データを一部公開。観測データの処理に合わせ、当該サイトを随時更新。
- ・車載衛星地球局の配備
熊本県阿蘇郡高森町に車載衛星地球局(※)(2台)を搬送し、役場・避難所にICTユニットと連携した無線LANサービス(衛星経由)を提供していたが、電源及び通信の復旧に伴い4月20日で提供終了。
※ 超高速インターネット衛星(WINDS)を搭載した車両。移動電源車の役割も担える。

○地方公務員共済組合宿泊施設への被災者受入れの状況

- ・宿泊無料(食費実費負担)で受入れ実施中
(各施設の利用状況によっては受け入れられない場合もある)
- ・7月28日の利用状況
 - ・ホテルルポール 麴町こうじまち (麴町 会館)こうじまちかいかん (千代田区)ちよたく): 1名

- ・ホテルアジュール^{たけしば}竹芝^{みなとく}（港区）：1名
- ・ホテル日航立川東京^{にっこうたちかわ}（立川市）：1名
- ・東京グリーンパレス^{ちよだく}（千代田区）：1名
- ・レイクサイド入鹿^{いるか}（愛知県犬山市）：2名
- ・ひまわり荘^{みやざきし}（宮崎市）：3名
- ・マリンパレスかごしま^{かごしまし}（鹿児島市）：4名

○被災自治体の住基情報等（7/28 現在）

<既存住基>

- ・熊本県内の全市町村の既存住基システムのデータは維持（4/19 県庁情報）
- ・熊本県内の次の市町村では、本庁舎損壊のため、住基窓口業務を「支所等で実施」

【支所等で実施】

^{やつしろし}
八代市（支所）

^{ひとよしし}
人吉市（本庁別館）

^{うとし}
宇土市（本庁近隣の体育館、支所）

^{おおづまち}
大津町（プレハブ仮庁舎）※7/28 県庁からの情報

^{ましきまち}
益城町（5/16 から町中央公民館で住基窓口業務を再開（5/16 証明書発行業務、5/17 住基窓口全業務））

- ・熊本地震の被災地域（災害救助法の適用地域である熊本県内の全市町村）の住民が、転出証明書を持たずに他市区町村で転入届をしても受理できる旨 4月19日付けで全国に通知。

→5/17 から県内全市町村で転出証明書の発行可

<住民基本台帳ネットワークシステム>

<LGWAN>

- ・熊本県内の全市町村で疎通（繋がっている）（5/10・5/11 益城町復旧）

(9) 法務省の対応

- ・法務省所属機関の建物等に若干の被害があるが、業務遂行に特段の影響なし。
- ・情報連絡室設置（4/14 21:26 設置）
- ・法務省災害対策本部設置（4/16 11:00）
- ・熊本刑務所においては、4月15日から5月24日まで、避難所として武道場等を開放し、最大約250名の近隣住民の避難を受け入れた。
- ・同刑務所においては、大阪・広島・福岡管内刑事施設等から職員を応援派遣するとともに、被災地域外の法務省所属機関において備蓄している非常用物資を移送し、避難住民に対して4,000食を超える非常食等を提供した。また、同所医師による避難住民の診察、熊本少年鑑別所臨床心理士による避難住民の心理ケアを実施し、熊本少年鑑別所においても、飲料水の提供のほか、同所医師が近隣の避難所で医療支援を行うなどの被災者支援を行った。
- ・熊本市から要請を受け、福岡拘置所及び佐賀少年刑務所が、九州公安調査局、福岡高等検察庁・地方検察庁、佐賀地方検察庁から提供されたものを含む飲料水2,676リットルを熊本市の集積場所（KKウイング）に運搬した。
- ・JMATから要請を受け、高松刑務所が、JMATに対し、破傷風ワクチン59回分を提供した。
- ・熊本機能病院から要請を受け、熊本刑務所から同病院に対し、非常食1,800食（200人×3日分）を提供した。

- ・ 4月29日午後3時9分頃発生した大分県中部を震源とする地震による被害拡大は特段認められない。
- ・ 5月中旬に実施した司法試験及び同予備試験について、福岡市試験地での受験希望者の希望試験地の変更を認めた。
- ・ 被災地域に対し、土地・建物の権利証を紛失しても、土地・建物の所有権等の権利を失うことはないこと、土地の境界を特定するため、境界標や石垣の基礎部分を可能な限り保存してもらいたいことについて周知を行った。
- ・ 4月28日、特定非常災害特別措置法に基づき熊本地震が特定非常災害に指定されたことに伴い、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例及び民事調停の申立手数料の特例に関する措置を講ずることなどを内容とする政令が閣議決定された。
- ・ 6月28日、総合法律支援法の一部を改正する法律のうち、日本司法支援センター（法テラス）による大規模災害の被災者に対する無料法律相談援助に関する部分を平成28年熊本地震に適用することを内容とする政令が閣議決定され、同援助は7月1日から開始された。

(10) 財 務 省の対応

【財務本省、国税庁】

- 熊本県、宮崎県、佐賀県、長崎県、福岡県、大分県、鹿児島県に未利用国有地及び公務員宿舎の利用可能リストを提供（4/15～）
 - ・ 福岡県が一時避難先として国家公務員宿舎の入居受付を開始（約100戸）（4/23）
- 災害救助法の適用決定を踏まえ、被災中小企業への対応として、親身な窓口対応、資金の円滑な融資等を、日本政策金融公庫等に要請（4/15 厚労省、中小企業庁と連名）
- 本地震災害について、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の危機対応融資の対象に追加（4/15 農水省、中小企業庁と連名）
- 救援物資に係る関税・消費税の免除及び申告手続の簡素化、被災地域における関税に関する申請等の期限延長、通関業法に基づく期限に係る措置等（4/18、4/22、5/2）
- 被災した場合における国税の申告・納税の期限延長等の措置（4/22 官報公告）
- 被災中小企業に対する既往債務の負担軽減、貸付金の返済据置期間中の利子の支払い方法に係る対応を日本政策金融公庫等に要請（4/25 厚生労働省、中小企業庁と連名）
- 激甚災害指定の決定を踏まえ、地震により被害を受けた中小企業者等に対し日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等が実施する災害復旧貸付について、貸付金利を引下げる措置を実施するため、これらの機関に通知。（4/25 厚生労働省、中小企業庁、農林水産省と連名）
- 被災酒類製造業者、酒類販売業者に係る免許等の手続についての弾力的な措置（4/25）
- 個人向け国債の中途換金に係る臨時特例措置（4/27 省令改正）
- たばこ小売販売業者に係る許可等の取扱いについての弾力的な措置（5/13）
- 「熊本地震復旧等予備費」使用の閣議決定を踏まえ、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等が実施している災害復旧貸付等を拡充した平成28年熊本地震特別貸付を創設。直接・間接被災事業者等に対して、貸付金利の引下げ等を実施。（6/1～）

【九州財務局】

- 九州財務局災害現地対策本部設置（4/14 22:00）
- 熊本地方合同庁舎（熊本市西区）に近隣住民避難者の受入れ（4/14～6/10）（避難者 最大庁舎内780名、車内220名）
- 宇土合同庁舎を宇土市に提供（4/17～4/18）
- 政府現地対策本部に連絡要員として職員5名を派遣（4/20～6/3）
- 宇土市に市役所業務対応要員として、職員5名を派遣（4/20～4/22）

- 熊本市（中央区役所）に物資の仕分け等要員として職員 10 名を派遣（4/22～4/25）
- 美里町に罹災証明発行業務等要員として職員 8 名を派遣（5/3～5/5）
- 益城町に連絡調整業務等要員として職員 8 名を派遣（5/6～5/28）
- 大津町に罹災証明発行業務等要員として職員 4 名を派遣（5/9～6/3）
- 合志市に罹災証明発行業務等要員として職員 4 名を派遣（5/9～5/31）

【熊本国税局】

- 税務大学校熊本研修所（熊本市東区）に避難者の受入れ（4/16～5/8）（最大約 220 名）
- 熊本市（西区役所）に物資の仕分け等要員として職員 12 名を派遣（4/22～4/25）
- 益城町等に避難者支援要員として職員 5 名を派遣（4/23～4/29）
- 西原村・益城町・合志市に罹災証明発行支援要員として職員 12 名を派遣（5/1～5/31）
- 熊本市に家屋被害調査（1 次調査）支援要員として（1 日平均）17 名を派遣（5/24～5/31）、また 9 名を派遣（6/6～6/10）
- 御船町に罹災証明書発行支援要員として職員 1 名を派遣（5/18～6/10）
- 嘉島町に税務課における納付書等の封入作業支援要員として 2～3 名を派遣（5/18～5/19、5/23～5/24、6/6～6/9）
- 甲佐町に罹災証明書発行支援等要員として職員 2 名を派遣（5/18～5/31）、また 1 名を派遣（6/1～6/10）
- 八代市に罹災証明発行支援要員として職員 1 名を派遣（5/17～5/27）
- 美里町に家屋被害調査（1 次調査）支援要員として職員 1 名を派遣（5/30～6/10）
- 阿蘇市に納付書発送事務支援要員として職員 2 名を派遣（5/21）、また家屋被害調査（1 次調査）支援要員として職員 1 名を派遣（5/24）
- 南阿蘇村に窓口・電話対応支援要員として職員 2 名を派遣（6/1～6/30）

(11) 文部科学省の対応

＜省内の体制整備、職員等の派遣＞

- ・文部科学省災害情報連絡室（室長：施設企画課長）を設置（4 月 14 日 21 時 45 分）
- ・熊本県、大分県及び宮崎県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請（4 月 14 日 21 時 51 分）
- ・文部科学省非常災害対策本部（本部長：事務次官）を設置（4 月 14 日 21 時 53 分）
- ・文部科学省非常災害対策本部を開催（4 月 14 日、15 日、16 日）
- ・文教施設の被害情報を収集するため、東京大学生産技術研究所の中埜良昭（なかの よしあき）教授及び文部科学省職員 1 名を派遣（4 月 15 日～17 日）
- ・九州 7 県の各教育委員会等に対して、今般の地震における文教施設の安全性確保を要請（4 月 15 日）
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会を開催し、平成 28 年（2016 年）熊本地震の評価を実施・公表（4 月 15 日）
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会臨時会を開催し、平成 28 年 4 月 16 日熊本県熊本地方の地震の評価を実施・公表（4 月 17 日）
- ・熊本県教育委員会からの派遣要請を受け、応急危険度判定士を中心に、のべ 21 名の職員等を派遣し、応急危険度判定を実施（4 月 19 日～5 月 2 日）
- ・文化財等の被災状況を把握し、被災状況や現地の要望を踏まえて支援方策を検討するため、文化庁熊本地震災害連絡調整室を設置（4 月 21 日）
- ・文化財の被害情報を収集するため、文化庁文化財調査官等を熊本県（4 月 22 日～順次）、大分県（4 月 25 日～順次）、宮崎県（5 月 19 日～順次）に派遣
- ・馳大臣が熊本県に入り、学校施設や熊本城などの被害状況を確認するとともに、避難先になっている学校を訪問し、教員をはじめとした関係者と意見交換を行った（5 月 1 日）

- ・文化庁に「熊本地震文化財復旧・復興プロジェクトチーム」を設置（5月9日）
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会を開催し、平成28年（2016年）熊本地震の評価を実施・公表（5月13日）
- ・被災自治体へ、被災度区分判定（被災建物の状況を踏まえ、建物を建て直すか、補修するかといった復旧の方針を決めるための調査）を実施するため、のべ40名の専門家を、学校設置者等からの依頼を受け派遣（5月21日～6月8日）
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会を開催し、2016年5月の地震活動の評価を行い、その中で熊本地震の評価を実施・公表（6月9日）
- ・熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会を開催（6月13日、30日、7月12日）
- ・緊急的な保護等を必要とする被災文化財の救援と修復への寄付を呼びかける文化庁長官メッセージを発出（6月20日）
- ・文化財建造物の被災状況調査や復旧に向けた技術的支援等を行う専門家を派遣する熊本地震被災文化財建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）及び緊急に保全措置を必要とする動産文化財の調査・救出等を行う熊本県被災文化財救援事業（熊本文化財レスキュー事業）を本格実施（6月20日）
- ・熊本県教育委員会からの派遣要請を受け、熊本県内の公立学校施設の早期復旧・復興を支援するため、職員を派遣（7月4日～29日）
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会を開催し、2016年6月の地震活動の評価を行い、その中で熊本地震の評価を実施・公表（7月11日）

<被災した児童生徒や学生等への支援・配慮等>

- ・平成28年度全国学力・学習状況調査については、地震の被害状況を踏まえ、熊本県全域及び宮崎県の一部の市町村教育委員会において、調査の実施を見送り
- ・①被災した児童生徒等の学校への受入れ、②被災した児童生徒等への教科書の無償給与、③児童生徒の入学料等や就学援助、就学支援金、奨学金等の弾力的な取扱い・措置、④修了認定や補充のための授業等への配慮、⑤心のケアの実施、等について取組を促す通知を、関係教育委員会及び都道府県知事宛てに発出（4月18日）
- ・被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等（①義務教育段階における教科書の取扱い、②幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱い、③就学援助等について、④高校生等への修学支援、⑤課程の修了の認定等について、⑥補充のための授業等について、⑦心のケアを含む健康相談等の充実）について取組を促す通知を、附属学校を置く各国立大学長宛てに発出（4月19日）
- ・熊本地震により被災した生徒等に関する高等学校等就学支援金の具体的な取扱いに係る事務連絡を都道府県・各国立大学法人等高等学校等就学支援金担当宛てに発出（4月19日）
- ・被災した学生への配慮等（①修学困難な学生に対する経済的支援、②外国人留学生に対する配慮、③学生に対する単位の認定、就職活動等への配慮）について取組を促す通知を、各国公私立大学長、各国公私立短期大学長、各国公私立高等専門学校長、並びに、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、専修学校を置く国立大学長、厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長を經由して各専修学校及び各種学校宛てに発出（4月20日）
- ・被災した児童生徒への教科書給与を行うに当たっての教科書事務に関する留意事項について、各都道府県教育委員会宛てに事務連絡を発出（4月21日）
- ・被災地へのスクールカウンセラー派遣について、日本臨床心理士会に協力依頼するとともに、各都道府県・指定都市教育委員会に被災地からの派遣要請に応じて、スクールカウンセラーの派遣や関連情報の提供を依頼（4月21日）

- ・熊本県教育委員会、熊本市教育委員会において、熊本県内の小中学校 279 校にスクールカウンセラーを追加配置（7 月 26 日現在）
- ・高等学校卒業程度認定試験について、本来は 5 月 10 日（火）が出願締切だが、熊本在住の被災者については 5 月 31 日（火）まで、出願期間を延長。また、熊本県外の被災者で出願手続きが困難な場合や、本人が被災したわけではなくとも出願時に必要な添付書類（例：住民票、高校の単位修得証明書等）の取得が震災の影響により困難な場合に、状況に応じて個別に対応（5 月 10 日までに相談）（4 月 22 日～）
- ・被災地域の児童生徒等の私立学校における就学機会の確保等（①被災した児童生徒等の私立学校への受入れ等について、②義務教育段階における教科書の取扱い、③私立学校における授業料（保育料）等の取扱い、④就学援助等について、⑤高校生等への修学支援、⑥課程の修了の認定等について、⑦補充のための授業等について、⑧心のケアを含む健康相談等の充実）について取組を促す通知を、各都道府県知事等宛てに発出（4 月 22 日）
- ・熊本県教育委員会からの要望を踏まえ、45 人分の教員加配を追加措置（4 月 28 日）
- ・大分県教育委員会からの要望を踏まえ、5 人分の教員加配を追加措置（5 月 2 日）
- ・熊本県教育委員会から、今後、教員加配の支援を追加で受けたとしても、必要な人材の確保が困難な見通しであり、他の都道府県からの派遣を要請したいとの依頼。これを受け、文部科学省及び全国都道府県教育委員会連合会、指定都市教育委員・教育長協議会が連携協力し、全国の都道府県教育委員会等に対し、熊本県への教員の派遣要請を実施（5 月 27 日）
- ・熊本県教育委員会からの追加要望を踏まえ、34 人分の教員加配を追加措置（7 月 8 日）。4 月 28 日の 45 人分と合わせ年換算で計 79 人分の予算措置（96 名の実配置を予定）

<被災した職員・関係機関への支援・配慮等>

- ・住居滅失など地震被害に伴う職員の職務専念義務免除について、各都道府県教育委員会等に事務連絡（4 月 20 日）
- ・被災した公立学校施設の早期復旧を図るため事前着工の着手等について、関係教育委員会宛てに事務連絡を発出（4 月 22 日）
- ・被災した学校を再開する際の留意点について、熊本県内の教育委員会等に対し事務連絡を発出（4 月 24 日）
- ・平成 28 年熊本地震に起因するやむを得ない理由により、災害共済給付契約に係る共済掛金を支払うことができない場合における支払い期限の延長等について定めた「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定（4 月 28 日）。その理由がやんだ日から 2 ヶ月以内に限り支払期限を延長することができることとした。本政令は、5 月 2 日公布
- ・文教施設の構造的な被害状況等を詳細に調査し、被災施設の復旧方針に関する設置者への助言及び今後の文教施設に必要な耐震性能等に関する検討を行うための調査研究の実施を決定（4 月 28 日）
- ・平成 28 年熊本地震を特定非常災害として指定する「平成 28 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」を閣議決定（4 月 28 日）。特定非常災害に対し、期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責等が適用されることから、政令の公布（5 月 2 日）に合わせ、文部科学省関係の以下の特別措置につき、関係機関に速やかに通知。
 - 一 国立大学法人法及び国立大学法人法施行令関係（財務諸表の提出不履行に関する免責等）
 - 一 私立学校法及び私立学校振興助成法関係（財産目録等の作成、備置き及び閲覧の期限等）
 - 一 文化財保護法及び銃砲刀剣類所持等取締法関係（重要文化財等の毀損等に係る届出義務不履行の免責等、登録を受けた銃砲又は刀剣類に係る届出義務不履行の免責）

一宗教法人法関係（宗教法人の財産目録等の写しの提出不履行の免責等）

- ・熊本県及び関係市町村教育委員会に対して、公立学校施設の災害復旧に係る事務手続きに関する説明会を熊本県で開催（5月19日、6月30日、7月1日）
- ・文部科学大臣が指定する看護師学校等医療関係職種の学校に対して、教育体制と、実習施設の変更承認を受ける時期について柔軟な手続きが取れるよう事務連絡を発出（5月27日）
- ・公立学校施設災害復旧事業の事務手続きについて、学校設置者が作成する事業計画書等、簡素化を図る旨の通知を関係教育委員会に発出（6月16日）

＜その他の支援・配慮等＞

- ・公立学校共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団に対し、組合員証を紛失した場合でも速やかに再発行を行うことや、組合員証がなくても保険医療機関等において受診できること等を連絡（4月15日）
- ・学校設置者に対して、所管の学校等において、地域住民の避難場所としての提供について最大限配慮するよう要請（4月16日）
- ・避難された方々が、少しでも安心して学校施設での避難生活を送っていただけるようにするため、現在の避難場所での避難が維持できるよう、最大限の対応をお願いすることについて、熊本県や教育委員会等に対し、事務次官名で通知を発出（4月21日）
- ・被災建築物応急危険度判定を受けた文化財の所有者に対して、復旧の可能性等の十分な検討を経ず取り壊すことのないよう適切に指導するよう求める通知を、各都道府県教育委員会宛に発出（4月26日）
- ・熊本地震に伴い、ボランティア活動を希望する学生に対して、①修学上の配慮、②安全確保及び情報提供を依頼する通知を、各国公私立大学長、各国公私立短期大学長、各国公私立高等専門学校長宛てに発出（4月27日）
- ・熊本地震に伴い、ボランティア活動を希望する専修学校・各種学校の生徒に対して、①修学上の配慮、②安全確保及び情報提供を依頼する通知を、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、専修学校を置く国立大学長、厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長を経由して各専修学校及び各種学校宛てに発出（4月28日）
- ・熊本地震に伴い、ボランティア活動を希望する介護福祉士養成施設等の学生に対して、柔軟な単位の付与を依頼する通知を、各都道府県介護福祉士養成施設主管課、各地方厚生（支）局介護福祉士養成施設主管課を経由して介護福祉士養成施設等宛てに発出（5月2日）
- ・観光庁からの依頼を受け、九州への修学旅行について、現地の正確な情報に基づき、できる限り予定通りの実施が望まれる旨の周知に関し、各都道府県教育委員会等宛に通知を発出（5月10日）
- ・避難所となっている学校施設等の環境改善（簡易洋式トイレ・空調の設置等）について、災害救助法に基づく救助として国庫負担の対象となることから、防災部局との緊密な連携を取るよう、熊本県及び熊本市の教育委員会宛てに事務連絡を発出（5月12日）
- ・熊本県からの要望を受け、文部科学省のエントランス等にて熊本地震の写真展を開催（5月23日～7月29日）

ア 国立大学法人等の対応

- ・被災者を受け入れている熊本大学に対し、九州大学、長崎大学等から水、毛布、食料等の物資を支援。また、厚生労働省の要請を受け、大学附属病院より、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣（4月14日～）
- ・放送大学においては、被災学生に対して、熊本や大分の学習センターにおける日本学生支援機構の経済的支援に関する情報の周知や震災の影響により、学習センターでの面接授業が閉講または欠席した学生に対する科目変更や返金などで対応（4月21日～）

イ 国立研究開発法人 防災科学技術研究所の対応

- ・ウェブサイトとポータルサイト（クライシスレスポンスサイト）を開設（4月14日）
- ・リアルタイム地震被害推定システム（暫定版）により建物全壊棟数分布の推定を実施（4月15日、16日）
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会に強震観測網の解析結果等の資料提供（4月15日、17日）
- ・被災状況等を整理し、DMAT等に必要な情報提供を行う災害リスク情報活用システム（eコミュニティ・プラットフォーム）を活用した熊本県災害対策本部への業務支援（4月15日～）
- ・土砂災害に関し「土砂移動分布図（速報）」と「今後の注意点」について公表（4月21日）、「土砂移動分布図」を更新（5月13日、6月27日）、地震後の降雨による土石流について公表（5月31日）
- ・熊本地震に関する緊急報告会を開催（4月24日）
- ・理事長が熊本県知事と意見交換、被災者生活再建支援システム導入説明会等に参加（4月25日）、同システムを活用した被災自治体での罹災証明書の発行や被災者台帳の管理等の業務を支援
- ・熊本地震復旧等予備費により地震で被災した観測施設の復旧にかかる取組を開始（5月31日）
- ・熊本地震液状化調査報告を公表（6月28日）
- ・以下の調査等に職員を派遣
- －熊本県災害対策本部等への業務支援及び情報収集（熊本県内74名（現時点6名）：4月15日～順次派遣、大分県内2名：4月21日～順次派遣）
- －道路・家屋等の被害状況調査（熊本県内1名：4月16日～17日、5月4日～6日、大分県内3名：4月21日～22日）
- －文教施設等の非構造部材の被害状況調査（熊本県内及び大分県内1名：4月29日～5月2日）
- －土砂災害、液状化の被害状況調査及び情報収集（熊本県内15名：4月17日～19日、4月28日～5月1日、5月2日～5日、9日～12日、20日～22日、5月30日～6月1日）
- －火山観測施設の現状確認等（熊本県内3名：4月20日～22日、26日～28日、5月13日～15日）
- －震源断層近傍での現状確認観測等（熊本県内13名：4月23日～26日、4月28日～5月1日、5月16日～18日、7月10日～13日）

ウ 国立研究開発法人 理化学研究所の対応

- ・被災した九州地方の大学・研究機関等に対して、研究者・学生の受入、生物資料の保管・提供、機器の貸付といった支援を行うこととし、申込窓口を開設してウェブ上に公開（4月21日）

エ 国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構の対応

- ・陸域観測技術衛星2号「だいち2号」（ALOS-2）による取得画像を、要請に基づき以下の関連機関に対して提供（4月15日）（内閣府防災/国土交通省砂防計画課、九州整備局/国土地理院/九州大学/日本医師会）

オ 国立研究開発法人 物質・材料研究機構の対応

- ・被災した大学・研究機関等に対して、研究者・学生の受入等の支援を行うこととし、申込窓口を開設してウェブ上に公開（4月26日）
- ・被災した企業・大学・研究機関等に対して、登録されている共用装置の優先利用とその利用料免除等の支援を行うこととし、申込窓口を開設してウェブ上に公開（4月26日）

カ 独立行政法人 日本学生支援機構の対応

- ・被災学生に対する奨学金緊急採用、JASSO支援金等の申請受付を開始（4月15日）
- ・災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急・応急採用の相談窓口を設置（4月

20日)

キ 独立行政法人 青少年教育振興機構の対応

- ・阿蘇市内の小学校において、避難児童を対象に出前講座を提供（4月26日～）
- ・南阿蘇村・熊本市・益城町の災害ボランティアセンターに職員を派遣し、避難所の運営や一般家庭のがれき撤去・清掃作業等の支援活動を実施（5月16日～）

ク 国立研究開発法人 科学技術振興機構の対応

- ・熊本地震に関連した緊急を要する国際共同による研究・調査を支援する「国際緊急共同研究・調査支援プログラム（J-RAPID）」の研究課題の公募を開始（4月28日）
- ・J-RAPIDについて、平成28年熊本地震災害の全体像の把握に関する研究課題の採択（1件）を決定（5月13日）
- ・J-RAPIDについて、研究課題の追加採択（3件）を決定（5月31日）
- ・J-RAPIDについて、研究課題の追加採択（4件）を決定（6月30日）

ケ 公立学校共済組合の対応

- ・公立学校共済組合の九州地区宿泊施設について、被災者の宿泊料を無料で受け入れることを決定（4月16日）。また、更なる被災者への支援を徹底するため、同組合に初等中等教育局財務課長通知を発出（4月18日）。なお、熊本宿泊所（70名）、その他3施設において被災者を受入れ済み（4月18日）。さらに、避難地域の広域化を勧案し、関西・四国・中国地方まで受入宿泊施設を拡大（4月20日）

コ 日本私立学校振興・共済事業団の対応

- ・私学事業団所管の全国の直営宿泊施設について、被災された加入者（家族も含む）を宿泊料無料（食事代のみ実費負担）で受け入れることを決定（4月21日）。3施設で被災者を受入れ済み（19名）（6月29日）

(12) 厚生労働省の対応

- ・4月14日 21:26 厚生労働省災害情報連絡室設置
- ・4月14日 22:30 厚生労働省災害対策本部設置
- ・4月14日 22:45 厚生労働省災害対策本部第1回会合開催
- ・4月15日 07:30 厚生労働省災害対策本部第2回会合開催
- ・4月15日 11:50 熊本労働局内に、6名体制の「厚生労働省現地対策本部」を設置。
- ・4月16日 11:00 厚生労働省災害対策本部第3回会合開催
- ・4月17日 16:00 厚生労働省災害対策本部第4回会合開催
- ・4月24日 11:30 厚生労働省災害対策本部第5回会合開催
- ・5月01日 塩崎厚生労働大臣が被災地（熊本県熊本市ほか）視察。
- ・5月09日 18:40 厚生労働省災害対策本部第6回会合開催予定
- ・5月14日 塩崎厚生労働大臣が被災地（熊本県熊本市ほか）視察。
- ・5月22日 塩崎厚生労働大臣が被災地（熊本県熊本市ほか）視察。

※ 厚生労働省現地対策本部に職員4人を派遣（8/1 08:00）

救護活動関連の状況

ア DMA Tの派遣等

- ・DMA TからJMA T等の医療チームへの引継ぎが進み、DMA Tは縮小し、医療チームの派遣調整機能をDMA T都道府県調整本部から熊本県医療救護調整本部に統合。

なお、熊本県からの要請により、ロジスティックチームは、県医療救護調整本部のサポートを実施。（5/2時点）

その後、地元医療機関が再開してきていることから、医療救護活動の体制は縮小傾向にあり、県医療救護調整本部の体制は、6月2日に県健康福祉部に集約。これに併せて、ロジスティックチームの活動も終了。（6/6時点）

イ ドクターヘリ

- ・九州全域、中四国地域及び関西広域連合に出動要請し、最大 9 機を熊本に配備。災害によるニーズが減少し、4 月 21 日からは通常体制。

ウ 被災者への医療・健康管理・こころのケア

○ 医療救護班等

- ・活動可能な地元医療機関の再開に伴い、医療救護活動は終了。(7/16 時点)

○ 歯科医師等

- ・活動可能な地元医療機関の再開に伴い、歯科支援活動は終了。(7/31 時点)
- ・熊本県歯科医師会がホームページで、受診可能な歯科医療機関の情報を公開。

○ 保健師

- ・保健師が避難所、公園、駐車場等の避難者を巡回し、感染症予防の指導、健康状態の把握、こころのケア等を実施中。
- ・全国の都道府県、政令市等との派遣調整を行い、6 月 16 日は 21 チームが活動中。
- ・公衆衛生医師等から構成される保健所支援チームが、保健所の運営支援を実施中。(4/24)

○ DPAT（災害派遣精神医療チーム）の活動

- ・6 月 23 日から熊本 DPAT が活動中。活動地域は、熊本市保健所圏域及び益城町、御船保健所圏域（益城町を除く）及び宇城保健所圏域、阿蘇保健所圏域（西原村を除く）、菊池保健所圏域及び西原村、の 4 地域。避難所巡回、個別対応など、地域ニーズに即した対応を継続中（7/13）
- ・県外からの DPAT 派遣については、熊本 DPAT に引き継いだ上で 6 月末に終了。
- ・行政職員等のメンタルヘルス相談、啓発活動は、熊本県精神保健福祉センターが熊本 DPAT と連携し対応。

○ 不眠への対応

- ・専門家が作成した不眠対策のリーフレット（「夜、眠れない方のために」、「避難所等における不眠対策」（内山真日本大学教授他監修）を、5 月 6 日熊本県、熊本市、DPAT 等へ送付。必要に応じて被災者や避難所等の管理者に配布予定。

○ 子どものこころのケア

- ・5 月 27 日付けで、日本児童青年精神医学会が被災地への児童精神科医の派遣要請に応える旨について、熊本県・熊本市宛て事務連絡を发出した。

○ エコノミークラス症候群への対応

（熊本県内の主要医療機関で入院を必要としたエコノミークラス症候群の患者数）
平成 28 年 6 月 16 日（10:00 現在）（4 月 14 日～6 月 16 日までの累計）

| | 65 歳未満 | 65 歳以上 | 計 |
|----|--------|--------|----|
| 男性 | 5 | 7 | 12 |
| 女性 | 13 | 26 | 39 |
| 計 | 18 | 33 | 51 |

※熊本県健康福祉部発表

（対応）

- ・4 月 15 日「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を送付し、エコノミークラス症候群予防策も含む、避難所で生活される方々の健康管理にあたり、関係者が留意する事項について情報提供。
- ・厚生労働省ホームページの「平成 28 年熊本地震関連情報」に、エコノミークラス症候群に関するページを設け、予防策を周知。

（現地での対応状況）

- ・「エコノミークラス症候群の予防のために」という注意喚起のチラシを作成。4 月 19 日、

被災地で健康管理を行っている保健師の巡回にあわせて配布したほか、グランメッセ(益城町)の2,000台に配布し、周知。自衛隊、警察、消防、ガソリンスタンド、コンビニエンスストアにも周知を依頼。20日夕刻、エミナース(益城町)の500台に配布済。さらに、エコノミー症候群の予防策の周知について、コミュニティラジオに対して放送を開始。

- ・車中泊している人を減らし、足を伸ばせるような環境で生活できるよう、熊本県庁に働きかけを実施。熊本県で高齢者等への宿泊施設の提供を開始。
- ・4月22日、車中泊が多い避難所を対象に、専門家チームが、弾性ストッキングの配布を含むエコノミークラス症候群の予防活動を実施。弾性ストッキングは、履き方を誤ると逆効果になるため、配布に当たっては、巡回する保健師等が、医療救護班等と協力して、装着方法を指導しながら実施。
- ・5月3～5日、災害医療センター、日本臨床衛生検査技師会等の共催で、熊本市内の各所(市総合体育館、アクアドーム等)に拠点を設けてエコノミークラス症候群検診実施予定。

○ 栄養・食生活支援

- ・全国の都道府県、政令市等との派遣調整を行い、避難所の食事状況の情報を集約し改善につなげる管理栄養士が活動を開始(4/26時点：1保健所・1市)。
- ・避難所の食事状況の把握や、離乳食、アレルギー食等が必要な被災者の支援等を行う管理栄養士の派遣を日本栄養士学会が開始(4/22)。
- ・日本栄養士会が熊本県庁内に特殊栄養食品(離乳食、アレルギー食等)ステーションを設置(4/21)。
- ・熊本県が5月12日～16日に実施した避難所における食事提供状況のアセスメントを踏まえ、避難所生活が長期化する中、栄養不足の回避、生活習慣病の予防の観点から、避難所における食事提供のためのエネルギー・栄養素の参照量と適切な栄養管理の留意事項を提示(6/6)

エ 感染症対策

(ア) 南阿蘇中学校体育館避難所ノロウイルス

① 状況

- ・南阿蘇中学校体育館避難所において、急性感染性胃腸炎の患者22名が発生(4/23)。重症者はなし。

② 対応

- ・阿蘇保健所等が同避難所においてトイレ等の消毒など感染拡大防止対策を行うとともに、熊本県等がその他の避難所も含めトイレの清潔保持の強化、消毒薬等の衛生資材の配布、手洗い励行のための周知ポスターの掲示など感染予防策の強化に着手(4/23)。

(イ) その他

① 状況

- ・熊本県内の避難所で、ノロウイルス等の集団感染事例は報告されていない。(6/16)

② 対応

- ・熊本県が感染症予防のため、手洗いの徹底を周知するとともに、保健師が避難所等を巡回し早期発見に努め、発見された場合は、他の避難者との接触を避け別室等での生活を徹底する等感染拡大防止に努めている。
- ・国立感染症研究所の専門家等を派遣し、避難所やトイレ等の衛生状況、感染症対策についての把握、避難所の管理者、熊本県担当課への指導・助言を実施済(4/21)。
- ・避難所におけるインフルエンザ流行に備え、新型インフルエンザ対策に限定して使用する契約で製薬会社から都道府県及び国が安価で購入し備蓄しているタミフルについて、今後予防・治療用として使用することについて製薬会社から了解を得た(4/19)。
- ・駐車場型避難所における仮設トイレの配置の実態、必要な関係資材等を取りまとめ、

平成 28 年熊本地震被災者生活支援チームに提供(4/20)。避難所における適切なトイレ数の基準等を示し、不足がある場合は仮設トイレや手洗い場の新規設置の検討、国への要請を呼びかける事務連絡を发出(4/22)

- ・手洗いタンクなどを使用した流水による手洗いを徹底するよう保健師により指導するとともに、全ての避難所に手洗い励行のポスターを掲示(4/25)。

オ 食中毒対策

【城東小学校避難所における食中毒】

(ア) 状況

- ・5月6日(金)に避難所(城東小学校)で出された昼食の摂食者は43人。うち有症者は34人(入院者21人)。
- ・有症者の症状、患者便、吐物、食品等の検査結果から、病因物質は、黄色ブドウ球菌。(患者便、吐物、おにぎりから黄色ブドウ球菌を検出)

(イ) 対応

- ・5月9日、熊本市の調査結果を踏まえ、現時点において避難所が設置されている熊本県、大分県及び熊本市に対し、避難所の管理者、食事提供者及び調理従事者等への追加の注意喚起を依頼。

【その他これまでの対応】

- ・食中毒予防のため、4月18日に熊本県等、避難所設置県内の自治体(計14自治体)に対して、食中毒発生防止及び発生時等の情報提供について協力を依頼。
- ・公益社団法人日本食品衛生協会が、4月19日以降、熊本県・市等に対し消毒用アルコール、嘔吐物処理キット等の衛生用品を提供。さらに、4月26日以降、益城町、西原村、大津町内の避難所の被災者(約3,300名)に対して、衛生用品(食中毒予防のためのリーフレット、手指消毒剤、ウェットティッシュ、マスク)のセットを追加配布し、衛生指導を実施。
- ・現地対策本部より、食中毒予防のチラシを配布(5/7~)。

カ アレルギー疾患関係

- ・6月末に、学会が設けた被災地のアレルギー症状で困っている患者や家族を対象とした相談窓口での対応およびアレルギー対応食の提供を終了した。

キ 薬剤師等の派遣

- ・救護所の閉鎖や地域薬局への移行が順調に進んでいることから、5/29をもって全国からの薬剤師派遣を終了。
- ・他県の薬剤師会の支援によるモバイルファーマシー(災害対策医薬品供給車両)についても、5/30をもって撤収。
- ・熊本県薬剤師会が避難所をまわり、医薬品(OTC)の適切な保管管理・提供方法について確認・指導を行っていたが、避難所の縮小と地元医療機関が再開していることから、6月上旬をもって活動終了。

ク 熱中症対策(5/6 15:00 現在)

- ・被災地における熱中症予防のチラシ・ラジオ等により周知。(4月22日、厚労省、環境省の連名で、被災自治体あて、周知依頼の事務連絡发出)
- ・厚生労働省、経済産業省、環境省等で連携し、避難所におけるうちの配布を開始(5月3日~)
- ・避難所等を巡回する保健師等により、予防策を周知・啓発。

(13) 農林水産省の対応

- ・農林水産大臣を本部長とする「農林水産省緊急自然災害対策本部」を開催(計7回)するとともに、第7回より「平成28年熊本地震復興推進本部」と呼称

- ・ 森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、農地やため池の被害、カントリーエレベーターや畜舎の損壊、林地の荒廃など、現場の状況を調査（5月2日）
- ・ 森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、卸売市場や水産加工施設、園芸作物の集荷場などの状況を調査（5月6日）
- ・ 森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、「第7回水田営農再開連絡会議」への出席、震災によるみかん園地の石積み崩壊、大豆への作付転換、野菜施設被害、及び大雨によるノリ加工施設への浸水、漁港への流木被害などの状況を調査（7月22日、23日）
- ・ 既存の事業の運用を工夫することなどによる「平成28年熊本地震による被災農林漁業者への支援対策」（第一弾）を公表（5月9日）

【支援対策のポイント】

- ・ 被災農業者向け経営体育成支援事業の発動
- ・ 災害関連資金の特例措置の実施（貸付限度額の引上げ、貸付当初5年間実質無利子化）
- ・ 手作業による選果、他の集出荷施設等への輸送経費等への助成
- ・ 牛・豚マルキンの生産者積立金の納付免除、簡易畜舎の整備や家畜導入等に要する経費の助成
- ・ 被災農業者等の雇用支援 など
- ・ 補正予算で措置される復旧予備費を活用した追加対策（第二弾）を公表（5月18日）

【支援対策のポイント】

- ・ 被災農業者向け経営体育成支援事業について、
 - (1) 補助率の引上げ、
 - (2) 撤去費用に対する助成、
 - (3) 加工用施設等を対象に追加
- ・ 農林水産業共同利用施設や卸売市場等の再建・修繕に対する支援
- ・ 作物転換する際の種子・種苗の購入、農作業委託等に対する支援
- ・ 被災した畜産農家等の地域ぐるみでの営農再開、体質強化を進める取組に対する支援
- ・ ため池等の災害の未然防止、小規模な水路補修、復旧と一体となり「創造的復興」にも資する大区画化に対する支援
- ・ 山地の復旧支援、木材加工施設の再建に対する支援
- ・ 水産荷さばき施設等の再建・修繕に対する支援 など
- ・ 平成28年熊本地震による災害を激甚災害に指定
- ・ 特定非常災害特別措置法に基づき、行政上の権利利益の満了日の延長を措置（農業経営改善計画の認定の有効期間の延長等、全12件）
- ・ 平成28年熊本地震の農林水産業に関する相談窓口を九州農政局管内に設置
- ・ 農作物及び漁業等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金（農業共済・漁業共済）の早期支払等について、九州各県の農業・漁業共済団体等に対し通知を发出（4月15日、18日）
- ・ 農業共済の共済掛金の払込期限の延長（6月30日まで）等について、熊本県の農業共済団体に対し通知を发出（4月26日）
- ・ 共済金（JA共済・JF共済）の迅速な支払いや、共済掛金の払込期間を延長する等の適時的確な措置を講じるよう、全共連・共水連等に対し通知を发出（4月15日）
- ・ 既貸付金の償還猶予等を適切に講じるよう、日本政策金融公庫等に対し通知を发出（4月15日、18日、25日、5月2日）
- ・ 被災農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、新規融資に係る償還期限・据置期間の長期設定を適切に講じるよう日本政策金融公庫等に対し通知を发出（5月2日）

- ・アグリビジネス投資育成会社等による投資機能の活用や、被災農業法人への支援における出資条件等について柔軟な対応を要請する通知を发出（5月2日）
- ・災害救助法が適用された熊本県内の被災者に対し、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講じるよう、農協・漁協等に対し通知を发出（4月15日）
- ・農協・漁協を含む金融機関等における本人確認の柔軟な取扱い等を認める犯罪収益移転防止法施行規則の特例を措置（4月22日）
- ・環境保全型農業直接支払交付金について、申請期限の延長（6月末日→8月末日）等を行うこととし、九州農政局長に対し通知を发出（4月28日）
- ・平成28年産経営所得安定対策等に関係する交付申請書、ナラシ対策の積立申出、水田フル活用ビジョン、米の需給調整関係の計画書等の申請期日等を、通常の期日から2ヶ月後に延長することとし、熊本県知事、熊本県農業再生協議会会長等に対し、通知を发出（4月27日）
- ・平成27年産収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の交付申請期日の延長（5月2日→6月30日）を行うため告示改正することとし、九州農政局長等に対し通知を发出（4月19日）
- ・多面的機能支払交付金について、活動要件等の特例について適切な運用を行うこと、また事業実績及び実施状況報告書の提出期限を延長（5月末日→7月末日）する等の措置を講じるよう、九州農政局長を通じて管内県知事に対し通知を发出（4月28日）
- ・中山間地域等直接支払交付金について、事業実績の提出期限を延長（5月末日→7月末日）する等の措置を講じるよう、九州農政局長を通じて管内県知事に対し通知を发出（5月9日）
- ・災害救助法が適用された熊本県内の倉庫において破袋した米穀について、詰替えた場合であっても、農産物検査証明を有効とするための手続き等を定め、九州農政局生産部長等に対し通知を发出（4月26日）
- ・水稲から大豆への作付転換に係る大豆種子について、不足する場合は食用からの転用種子の確保を講じるよう、熊本県内をはじめとする関係機関・団体に対し通知を发出（4月27日）
- ・水田営農の再開に向けて、①営農対策会議の開催、②被害状況の把握、③作付転換の意向確認等を行うため、九州農政局、熊本県、JA熊本中央会による水田営農再開連絡会議を設置
- ・応急措置・復旧に係る農業振興地域制度・農地転用許可制度の取扱いについて通知を发出（4月15日）
- ・「災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用について」の通知を发出（4月18日）
- ・地震災害の査定前着工、多面的機能支払交付金の活用の事例等をまとめたパンフレット「査定前着工制度等の活用について」を県、関係市町村等に配布
- ・農地・農業水利施設等への被害に係る農業者への技術指導について、品目毎に参考となる事項をまとめ、九州農政局生産部長等に対し通知を发出（4月27日）
- ・被災農林漁業者に対する支援対策について、県段階の現地説明会を開催（5月20日農業及び林業関係、5月23日水産関係）
- ・被災農林漁業者に対する支援対策について、市町村・地域段階の現地説明会を開催（5月23日から）
- ・多面的機能支払交付金要綱・要領を改正し、農地維持・資源向上(共同)、資源向上(長寿命化)とも、被災箇所の応急措置、補修・更新等の災害復旧活動を行えるように、特例を設定（6月9日）
- ・地震による影響を受けた森林域における航空レーザー計測結果について市町村説明会を実施

施（7月4日）

等

<職員の現地派遣>

農林水産省職員を現地に派遣し、食料供給・物流の円滑化や被害状況の把握等農林漁業の早期復旧に向けた取組を実施。

- ・九州農政局（764人）・九州森林管理局（182人）が熊本県に所在しており、職員が総力を挙げて震災対応を実施（4月22日から6月5日まで、国出先機関支援チームに九州農政局から延べ950人、九州森林管理局から延べ160人派遣）
- ・物資調達・配送支援担当の責任者として、食料産業局長を九州農政局に派遣し、現場ニーズの把握や確実な提供の実現に向けた取組を実施。熊本県庁出向経験者等を派遣し、食料産業局長をサポート
- ・現地の司令塔として農林水産技術会議事務局研究総務官を九州農政局に派遣し、生産現場の営農再開を支援
- ・生産局畜産部室長他1名を九州農政局に派遣し、被害調査・復旧支援を実施
- ・これまでに120名の農業土木技術職員等（農村振興局、地方農政局等）を九州農政局及び熊本県内市町村に派遣し、早期復旧支援を実施
- ・水産庁担当官2～3名を熊本県等に派遣し、被害状況の把握、漁業関係者等からの現地情報の収集等を実施
- ・森林土木技術職員（林野庁）を熊本県に派遣し、災害復旧に向けた現地調査等を実施
- ・九州森林管理局職員を熊本県へ派遣し、治山及び林道の被害調査・復旧支援を実施
- ・市町村が行う罹災証明書発行に向けた家屋被害認定調査に協力するため、九州森林管理局から延べ106名の職員を交代で派遣
- ・政策統括官穀物課長、生産局野菜担当調整官を熊本県に派遣し、被害状況を把握
- ・政策統括官穀物課長を大分県に派遣し、被害状況を把握
- ・本省と九州農政局の担当が熊本県内の45の全ての地域農業再生協議会を訪問し、現状・課題等の把握や現地の取組をサポート
- ・市町村が行う罹災証明書発行に向けた家屋被害認定調査に協力するため、全国の地方農政局等から延べ17名の職員を交代で派遣
- ・農村振興局防災課災害査定官を熊本県に派遣し（5月26日から6月1日、6月13日から6月24日、7月20日から7月22日、7月27日から29日）、早期の災害復旧に向けた復旧計画の策定、復旧工法の検討を指導

(14) 経済産業省の対応

- ・防災連絡会議を設置（4月14日）
- ・防災連絡会議を開催（4月15日）
- ・緊急災害対策本部を設置（4月16日）
- ・緊急災害対策本部会議（第1回）開催（4月16日6:00）
- ・緊急災害対策本部会議（第12回）開催（4月21日15:00）
- ・熊本県への派遣：経済産業省（本省、九州経済産業局及び九州産業保安監督部）から熊本県への派遣を終了（6月3日）
- ・九州電力から、熊本県全市町村及び隣接市町村における規制の小売料金及び託送料金についての特別措置（料金の支払期日の延長、電気料金の免除等）に関する認可申請を受け、同日、認可（4月18日）

【中小企業等】

<体制整備>

○中小企業・小規模事業者の状況を直接把握し、その対応策を政府一丸となって進めるた

め、林経済産業大臣を本部長、鈴木経済産業副大臣を副本部長とする「総合中小企業対策本部」を設置（4月18日）

- ・ 中小企業庁次長以下、現地に職員を派遣・常駐化（4月18日～）
- ・ 被災中小企業者向けの支援策をまとめたガイドブックを現地で配布（4月19日～）。20日に第二版、25日に第三版、5月7日に第四版を発行。
- ・ 林大臣、鈴木副大臣ご出席の下、「熊本地方地震災害総合中小企業対策本部協議会」を開催。中小企業支援機関と意見交換し、更なる協力を要請（4月25日）
- ・ 鈴木副大臣が大分県（別府市・由布市）を訪問。被害状況を確認するとともに、大分県知事、別府市長、由布市長、観光関係者、中小企業等と意見交換（5月1日）
- ・ 林大臣が熊本県を訪問。熊本県知事や現地中小企業支援機関と意見交換を行うとともに、商店街や中小企業の被害状況を確認（5月7日）
- ・ 中小企業庁長官が熊本県を訪問。県会議員や現地中小企業支援機関と意見交換を行うとともに、商店街や中小企業の被害状況を確認（5月12日）
- ・ 中小企業庁経営支援部長が熊本県を訪問。熊本県副知事、中小企業支援機関に熊本地震復旧等予備費を説明するとともに意見交換（5月31日）

<相談対応>

○被災中小企業向けの「特別相談窓口」を設置（4月15日～）

- ・ 熊本県：23ヶ所（公的金融機関、支援機関及びこれらの全国機関、中小機構、下請かけこみ寺、よろず支援拠点、九州経済産業局等）

相談件数：11,624件（7月25日時点）

- ・ 大分県：21ヶ所（公的金融機関、支援機関及びこれらの全国機関、中小機構、下請かけこみ寺、九州経済産業局等）

相談件数：856件（7月25日時点）

○九州地域の商店街に専門家を順次派遣し、被災商店街・周辺商店街に対するよろず相談に対応（4月25日）

○熊本県が開始した「ワンストップ特別相談会」への中小機構の専門家等を派遣や、熊本県や県内支援機関等と連携した専門家による巡回・訪問相談を実施（5月7日）

○相談窓口への電話一本で（事前手続なしで）の専門家派遣を実施（5月7日）

○熊本地震により被害を受けた商店街からの求めに応じ、震災からの復旧・復興に携わった経験を持つ実務家等を無償で派遣し、震災復興に係る取組事例やノウハウ等を伝える研修を実施（5月24日）

<金融支援>

○セーフティネット保証4号（熊本県：4月15日、大分県：4月26日、鹿児島県：5月6日、長崎県：5月13日、宮崎県：5月17日、佐賀県：5月25日、福岡県：6月3日）

—2億8000万円（うち8000万円は無担保）を別枠で100%保証（二階建て保証）

○激甚災害法に基づく災害関係保証（熊本県（直接被害のみ）：4月25日）

—2億8000万円（うち8000万円は無担保）を上乗せ（実質三階建て保証）

○日本政策金融公庫、商工中金による災害復旧貸付（熊本県：4月15日）

—別枠で1億5000万円、10年以内（据置2年以内）、利下げ（当初3年間▲0.9%）

○政府系金融機関による既往債務の返済条件緩和、返済猶予への柔軟な対応、提出書類の簡素化等、負担軽減措置を実施（4月15日・25日）

○小規模企業共済災害時貸付の適用（4月15日（20日に更に深掘り））

—限度額1000万円→2000万円、期間3年又は5年、金利0.9%→0%

○特許庁は、地震の影響に伴う特許出願等に係る救済手続等をHPで周知するとともに、専用の「手続電話相談窓口」を開設（4月27日18時時点で相談件数18件）。（独）INPI

Ｔの熊本県知財総合支援窓口（※）のサービス業務を再開（４月２６日）。

<関係機関への要請等>

○関係団体に対する下請中小企業への配慮要請

- ・公正取引委員会が作成した「下請法上の留意点（Q&A）」を370団体に周知（４月１５日）
- ・親事業者による下請事業者に対する一方的な負担の押しつけの防止、復旧後の調達再開への配慮等につき、864団体に要請（４月２５日）
- ・下請中小企業に対する今後の発注の方針や計画についての情報提供を、親事業者に対して要請（５月１３日）

○官公需における受注機会の増大を図るため、被災地域の中小企業に対する適正な納期・工期の設定や迅速な支払等を各府省や都道府県に要請（４月２７日）

○小規模事業者経営改善資金（マル経）融資の運用の柔軟化について、実施団体（全国商工会連合会商工会、日本商工会議所）に要請（４月２８日）

<その他（手続緩和等）>

○小規模事業者持続化補助金等、公募中の補助金の公募期間を延長（４月２２日、２７日、５月１０日、５月１７日、５月１９日）

○中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書の提出期限を延長（４月２１日）

○中小企業団体の総（代）会の開催義務の柔軟化（４月２２日）

○共済事業に関する手続緩和（契約証書の紛失時の便宜、共済金の支払いの迅速化、共済掛金の猶予期間の延長）（４月２２日）

○熊本地震復旧等予備費を活用し、中小企業対策、観光対策を実施する。具体的には、中小企業の設備・施設の復旧支援のためのいわゆる「グループ補助金」に400億円、金融支援のために200億円、外国人観光客向けのPRに20億円など、総額675億円を支出することとした（５月３１日）。

○熊本地震復旧等予備費を活用した支援策について、熊本現地において、商工会・商工会議所など中小企業支援機関向けに説明会を開催（５月３１日）

○熊本地震復旧等予備費による、熊本地震の影響を受けた小規模事業者において経営計画に基づく販路開拓等の取組を補助する「被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）」の公募を開始（５月３１日）。

○熊本地震復旧等予備費による、熊本県内の商店街等に活気を取り戻すためのイベント等の事業を補助する「商店街震災復旧等事業（商店街にぎわい創出事業）」の公募を開始（６月１日）。

○熊本地震復旧等予備費を活用した支援策について、中小企業向けに説明会等を熊本県・大分県で実施（６月１３日～）。

○熊本地震復旧等予備費による、被災地域の中小企業等のグループが復興事業計画を作成し、施設・設備の復旧・整備等を補助する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の公募を開始（６月２０日）

○熊本地震復旧等予備費による、被害を受けた熊本県内の商店街等のアーケードの撤去・改修、共同設備の改修・建て替え、街路灯の設備改修等の事業を補助する「中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（商店街復旧事業）」の公募開始（６月２２日）

○熊本地震復旧等予備費による、被災地における中小企業組合が行う共同施設の災害復旧事業を補助する「中小企業組合等共同施設等災害復旧補助金（中小企業組合共同施設等災害復旧事業）」の公募開始（６月２２日）

○ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech(ジェグテック)」について、優れた製品・技術を持つ熊本県及び大分県の中小企業についての応援サイトを開設。（５月１１日）

○輸出入に係る許可書等を紛失した者や、当該許可書等の有効期限延長手続きを行えない者

に対し、交付手続きの弾力的運用（許可書の再発行等）を行う。（4月20日午後に関省貿易管理 HP で通知）

※現時点では、許可書等の紛失についての連絡・相談は寄せられていない。

<広報・情報提供>

○被災中小企業者向けの支援策をまとめたガイドブックを現地で配布（4月19日～）。20日に第二版、25日に第三版、5月7日に第四版、5月20日に第五版、5月31日に第六版を発行

○中小企業庁 HP、twitter 及び中小企業支援サイト「ミラサポ」による情報提供（4月15日～）

(15) 国土交通省の対応

○4月14日23:00に第1回非常災害対策本部会議を開催、以降5月19日までに計20回の非常災害対策本部会議を開催

○リエゾン派遣状況 現在熊本県益城町等へ2人派遣(7/14)。

これまで2県25市町村等へ、のべ2,309人派遣(4/14~7/14)

○TEC-FORCE のべ7,702人派遣(4/14~5/23)

- ・被災状況調査の代行、土砂災害危険箇所の点検、応急復旧など17市町村において活動。
- ・激甚災害指定に係る所要期間の短縮に貢献。
- ・南阿蘇村阿蘇大橋地区（国道57号）において、道路復旧のための地質調査、斜面对策のための工事中道路整備を実施。
- ・土砂災害危険箇所（約1,155箇所）の緊急点検結果、県管理17河川の被災調査結果を熊本県知事及び13市町村長等へ報告。
- ・熊本県及び市町村の管理道路等の被災状況調査結果を16市町村長等に報告。
- ・山都町、宇土市の要請により公共物建築物の安全診断を支援。（4/19~4/27）
- ・熊本県内において、被災建築物の応急危険度判定を実施。（4/20~4/28）
- ・九州地方整備局所有船「海輝」「海煌」により飲料水を提供。（4/16~5/2）

○国土技術政策総合研究所、土木研究所、建築研究所、港湾空港技術研究所より、専門家のべ617人派遣(4/15~6/16)。

施設の被災調査および二次災害防止、被災施設の復旧等に関する高度技術指導を実施

○防災ヘリ 九州はるかぜ号 4/15~被災状況調査

四国アイランド号 4/15~5/13 被災状況調査完了

北陸ほくりく 4/17~5/12 被災状況調査完了

○九州地整管内で分解組立型バックホウ等、計5台派遣中(近畿、中国、四国地整からの応援派遣含む)

○応急危険度判定士を増員して被災建築物の応急危険度判定を実施。（18市町村57,570件実施）6月4日までに全ての判定を完了。

(16) 環境省の対応

(4月14日)

- ・各地方環境事務所に対して被害状況の収集を指示(21:45)

(4月15日)

- ・九州地方環境事務所災害対策本部を設置(7:20)
- ・本省災害廃棄物対策室及び九州地方環境事務所以外の4事務所より環境省職員6名を派遣
- ・災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)を活用し、専門家4名を派遣
- ・「災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用」について事務連絡を发出
- ・環境省ホームページに、「平成28年熊本地震における災害廃棄物対策について」として対応状況を掲載

- ・ 政府・現地対策本部に九州地方環境事務所より、職員を1名登録・派遣
(4月16日)
- ・ 被害拡大を踏まえ被害状況の再確認を各地方環境事務所に指示(9:30)
- ・ 被災市町村の仮置場の設置状況と搬入状況等について調査
- ・ 益城町の仮置場において、搬入状況を調査するとともに、分別方法等を指導
- ・ 一般廃棄物の収集・運搬、避難所等で発生するし尿の収集・運搬について、関係業界団体に協力を要請
- (4月17日)
- ・ 熊本県庁内(熊本市)に、現地支援チームの事務室を開設し、県内被災自治体を支援
- ・ 熊本市役所において、現地支援チームと市において、し尿処理対策等について協議
- ・ 仮設トイレの適切な使用方法及び衛生対策について、県を通じて市町村への助言・指導を実施
- (4月18日)
- ・ 片付けごみの円滑・適切な処理について、県を通じて市町村への助言・指導を実施
- ・ 大分県庁内(大分市)に、現地支援チームの事務室を開設
- ・ 環境省福岡事務所内(福岡市)に、九州ブロック広域支援チームの事務室を開設
- ・ 一次仮置場の設置数を当初の設置数21箇所から40箇所に倍増
- ・ 「災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策」について事務連絡を发出
- ・ 益城町及び西原村において、被害状況を調査するとともに、災害廃棄物処理の初動対応について打合せ
- (4月19日)
- ・ 仮設トイレ等のし尿を適正かつ円滑・迅速に収集・運搬、処理するために、避難所の仮設トイレの設置数や稼働状況等を確認するとともに、処理施設の稼働状況を確認(県内の21施設のすべてで受入れを実施中)
- ・ 集積された生活ごみや片付けごみが山積み状態となっている益城町に対して、全国都市清掃会議を通じて神戸市からのごみ収集車の派遣を要請
- ・ 神戸市からのごみ収集車の派遣支援についてプレスリリース(神戸市同時発表)
- (4月20日)
- ・ 神戸市からの先遣隊が益城町(ましきまち)に到着し、現地調査を実施
- ・ 21日以降、益城町に対して神戸市がごみ収集車9台、熊本市に対して福岡市がごみ収集車3台、広島市がごみ収集車7台、京都市がごみ収集車3台とダンプ車1台を派遣することが決定
- ・ 熊本市内で収集した生活ごみについて、順次、熊本市から福岡市に搬入し、福岡市内のごみ処理施設において受け入れることが決定
- (4月21日)
- ・ 益城町に対して神戸市がごみ収集車9台を派遣
- ・ 熊本市に対して福岡市がごみ収集車3台、広島市がごみ収集車7台を派遣
- ・ 京都市からの先遣隊が熊本市に到着し、現地調査を実施
- ・ 熊本市内で収集した生活ごみについて、熊本市から福岡市に搬入し、福岡市内のごみ処理施設において受け入れ開始
- ・ 21日から、阿蘇市内で収集した生活ごみについて、大分市内のごみ処理施設において受け入れ開始を決定
- ・ 21日以降、熊本市に対して北九州市がごみ収集車6台を派遣することが決定
- (4月22日)
- ・ 熊本市に対して、広島市がごみ収集車を7台、北九州市がごみ収集車を6台、日向市がごみ

収集車を2台派遣した

- ・23日から、熊本市に対して松山市がごみ収集車を3台を派遣することが決定
- ・24日から、熊本市に対して京都市がごみ収集車3台とダンプ車1台を派遣
- ・「被災した家電リサイクル法対象品目の処理」について事務連絡を発出
- ・「大規模災害により被災した自動車の処理」について事務連絡を発出
- ・「被災したパソコンの処理」について事務連絡を発出
- ・「大規模災害等により被害の生じた建築物等の建設リサイクル法上の取扱」について事務連絡を発出

(4月23日)

- ・25日から、熊本市の生活ごみを長崎市のごみ処理施設で受け入れることが決定

(4月24日)

- ・熊本県現地支援チームのチーム長として、本省廃棄物・リサイクル対策部企画課長を派遣するとともに、政府・現地対策本部の幹部会議に参画
- ・益城町の仮置場が満杯になり一時閉鎖されたことを受け、現地支援チームを派遣し助言

(4月25日)

- ・由布市の生活ごみについて、大分市内のごみ処理施設において受入れ開始。
- ・益城町において、現仮置場から新規整備中の仮置場へのごみ搬出作業を実施し、現仮置場の搬入準備が整ったが、悪天候の関係で、安全面を考慮し、26日以降天候の回復を待って再開予定。

(4月26日)

- ・「被災市町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合の留意事項」について事務連絡を発出
- ・熊本市役所に、リエゾンを2名派遣
- ・熊本市に対して長崎市・島原市・諫早市・大村市がごみ収集車等を派遣し、支援を開始
- ・27日以降、大津町に対して、鹿児島市がごみ収集車3台を派遣し、収集したごみを久留米市のごみ処理施設で受け入れることが決定

(4月27日)

- ・熊本市に対して四日市市・伊賀南部環境衛生組合・佐世保市がごみ収集車等を派遣し、支援を開始。
- ・28日以降、熊本市に対して、大阪市と日南市がごみ収集車を派遣することが決定
- ・28日以降、熊本市の生活ごみを北九州市のごみ処理施設で受け入れることが決定
- ・28日以降、熊本市内のごみ集積所の片づけがれき等の搬出がネックとなり、路上にがれき等があふれていることを踏まえ、自衛隊の協力(5月3日まで)を得て、優先度の高いところから収集・運搬を開始。

(4月28日)

- ・28日以降、熊本市に対して、伊勢市・大分市・岐阜市がごみ収集車等を派遣することが決定
- ・28日以降、熊本市の生活ごみを佐賀市のごみ処理施設で受け入れることが決定。

(4月29日)

- ・益城町の仮置場について、搬入を一時中止していたが、天候が回復し安全を確認出来たことから29日より搬入を再開。

(5月1日)

- ・被災により停止していた熊本市東部環境工場の焼却炉2基のうち、1基が1日に再稼働し、熊本市東部区域の生活ごみの焼却を再開。

(5月3日)

- ・丸川大臣が熊本市及び益城町を現地調査するとともに、熊本県知事及び熊本市長と意見交換を実施

- ・関係省庁との調整を踏まえ、全壊に加え、半壊の家屋等の解体費用についても、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とすることとした
- ・併せて、「災害廃棄物処理事業の補助対象拡充」について事務連絡を发出
- ・自衛隊協力期間（4月28日～5月3日）終了後の収集・処理体制を県内外の民間事業者の協力を得て強化
(5月4日)
- ・熊本県現地支援チームのチーム長として、新たに本省大臣官房審議官が着任
(5月6日)
- ・益城町への支援強化のため、環境省職員を1名派遣し、補助金等の事務支援や仮置場の管理運営支援を実施予定（5月6日から1週間）
(5月7日)
- ・「災害廃棄物処理事業の取扱いに関する質疑応答」を发出し、既に倒壊した家屋等を自ら解体業者に依頼して撤去した場合についても、一定の条件のもと補助金の対象とすることとした。
(5月9日)
- ・熊本市では、収集が滞っている集積所について町内会長に情報提供を求めるなど被災者のニーズを丁寧にくみとって個別の対応を実施中。
(5月10日)
- ・熊本地震に伴う災害廃棄物処理等に関する説明会を熊本県庁で開催
(5月11日)
- ・今後本格化する災害廃棄物の処理推進に向け、発生総量（100～130万トン）の推計を示すとともに、県が事務委託を受けることの重要性や、広域処理について環境省が必要な調整を行う旨を井上環境副大臣から県に提案。
- ・今後の処理方針について、方向性を示す「基本方針」に加え、具体的内容である「実行計画」の策定について環境省として全面的に支援予定。
(5月17日)
- ・熊本市では、被災により停止していた東部環境工場1号炉について、16日夜から立ち上げ作業を開始し、17日より廃棄物の処理を開始。
(5月18日)
- ・国、県、市町村及び関係団体による「熊本県災害廃棄物処理対策会議」を開催し、今後の処理方針について、方向性を示す「災害廃棄物処理の基本方針」を策定。
(5月20日)
- ・熊本県の6市町村（宇土市、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町及び甲佐町）から発生した災害廃棄物処理について、地方自治法に基づく同市町村からの要請により、熊本県が受託することを熊本県知事会見で公表。
(5月23日)
- ・益城町にて、被災により停止していた益城クリーンセンターについて5月23日から試運転中
(5月26日)
- ・熊本地震に伴う災害廃棄物処理等に関する説明会を熊本県庁で開催
(5月30日)
- ・益城クリーンセンターについて5月30日に完全復旧。
(6月6日)
- ・「被災した建築物等の解体工事に係るアスベスト対策の徹底」について事務連絡を发出。
(6月7日)

- ・「被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策」について事務連絡を发出
(6月14日)
- ・熊本市が「平成28年4月熊本地震に係る熊本市災害廃棄物処理実行計画」を策定・公表。
(6月17日)
- ・「既に所有者等によって損壊家屋等の解体・撤去を行った場合の費用の償還に関する手続」
について事務連絡を发出
(6月20日)
- ・九州地方環境事務所に対して(6月20日からの大雨による)被害状況の収集を指示(21:16)
(6月21日)
- ・各地方環境事務所に対して(6月20日からの大雨による)被害状況の収集を指示(13:45)
- ・井上副大臣が熊本市及び荒尾市を現地調査するとともに、熊本県知事及び熊本市長と意見交
換を実施。熊本県知事より実行計画について説明を受ける
- ・熊本県が「熊本県災害廃棄物処理実行計画～第1版～」を策定・公表し、災害廃棄物発生量
を195万トンと推計
(7月5日)
- ・廃掃法施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関
する省令を公布・施行
(7月8日)
- ・「熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業実施要領」等について熊本県、大分県宛に发出
- ・熊本地震に伴う災害廃棄物処理等に関する説明会を熊本県庁で開催
(7月13日)
- ・西原村から発生した災害廃棄物処理について、地方自治法に基づく同村からの要請により、
熊本県が追加で受託
(7月20日)
- ・熊本市、益城町及び西原村から提出された災害報告書に基づき、災害査定を実施
(7月25日)
- ・「災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等」について事務連絡を
发出
(7月26日)
- ・閣議において、熊本地震災害復旧等予備費において、災害廃棄物処理に340億円を使用する
ことを決定
- ・併せて、予備費にて措置した災害廃棄物処理基金と、地方財政措置の拡充による地方負担額
のさらなる軽減策を公表
- ・井上副大臣が熊本県知事、熊本市長、阿蘇市長及び南阿蘇村長に上記措置を説明するととも
に、意見交換を実施
(7月28日)
- ・熊本市内の災害廃棄物2次仮置場の一つとして、熊本港を活用することを決定
- ・今後、熊本市において整地等を経て仮置場を設置し、現地の準備が整い次第、搬入開始の見
込み。
(7月29日)
- ・環境省の支援拠点を熊本県庁から九州地方環境事務所に移転

(17) 気象庁の対応

- ・非常体制(4月14日21:26)
- ・4月14日23:30以降、7月14日11:00までに39回地震活動の状況について報道発表
- ・4月14日23:37以降、7月14日11:00までに24回の記者会見を実施。

- ・揺れの大きかった市町村を対象に気象支援資料の提供を開始（4月14日）
- ・震度7～6弱が観測された地域を中心に、地震動による被害調査及び震度観測点の状況確認のため、気象庁本庁、福岡管区気象台及び熊本地方気象台より熊本県に派遣（気象庁機動調査班（JMA-MOT））（4月15日）
- ・気象庁ホームページに「平成28年（2016年）熊本地震の関連情報」のポータルサイトを設置（4月15日）
- ・政府現地対策本部に本部員1名、リエゾン1名派遣（4月15日～）
- ・揺れの大きかった地域について土砂災害警戒情報、大雨警報・注意報発表基準の暫定的な運用を開始（4月15日5:50）
- ・「平成28年（2016年）熊本地震」と命名（4月15日10:30）
- ・政府現地対策本部にリエゾン1名追加派遣（4月16日～）
- ・震度5強以上が観測された熊本県、大分県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県に、現地調査のため10班を派遣（気象庁機動調査班（JMA-MOT））（4月16日）
- ・揺れの大きかった地域について土砂災害警戒情報、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報発表基準の暫定的な運用を開始（4月16日 15:00）
- ・臨時の震度観測点の設置について報道発表（4月18日10:30）
- ・臨時の震度観測点の設置について報道発表（4月19日15:30）
- ・益城町および西原村の震度について報道発表（4月20日18:00）
- ・臨時の津波観測点の設置について報道発表（4月23日 15:00）

(18) 国土地理院の対応

- ・益城・熊本・熊本南・宇城地区の緊急撮影を実施（4/15）
- ・宇土・熊本中央・合志・西原・阿蘇・南阿蘇・別府地区の緊急撮影を実施（4/16）
- ・南阿蘇村で UAV 測量による被災状況調査のため国土地理院ランドバード（GSI-LB）を派遣（4/15～4/18）
- ・益城・熊本・熊本南・宇城地区地区の空中写真等を関係機関へ提供（4/15・4/16）
- ・益城・熊本・熊本南・宇城地区地区の空中写真等をホームページで公開（4/15・4/16）
- ・南阿蘇村・益城町で撮影した UAV 測量による被災状況調査の動画をホームページで公開（4/17）
- ・宇土・合志・西原・阿蘇・南阿蘇・別府地区の空中写真等をホームページで公開（4/17）
- ・南阿蘇村で撮影した UAV 測量による被災状況調査の動画をホームページで公開（4/17）
- ・政府現地対策本部に本部員1名、リエゾン1名派遣（4/15～）
- ・政府現地対策本部にリエゾン1名追加派遣（4/19～4/28）
- ・南阿蘇村の土砂災害の立体図をホームページで公開（4/18）
- ・UAVによる動画から判読した地表の亀裂分布図をホームページで公開（4/18）
- ・干渉SARの解析結果をホームページで公開（4/15・4/18）
- ・熊本地区の空中写真等をホームページで公開（4/18）
- ・土砂崩壊地分布図をホームページで公開（4/18・4/22・4/25）
- ・空中写真での被災前後の比較をホームページで公開（4/18～）
- ・小国・南阿蘇2地区の緊急撮影を実施（4/19）
- ・阿蘇地区ほか8地区の撮影を実施（4/20）
- ・小国・南阿蘇2A・西原2地区の空中写真等をホームページで公開（4/20）
- ・重ね合わせ地図（電子基準点、干渉SAR、UAV、土砂崩壊地分布図など）をホームページで追加（4/21）
- ・地震による亀裂分布をホームページで更新（5/13）
- ・だいち2号干渉SARによる変動（上下・東西成分）の検出をホームページで公開（4/20）
- ・だいち2号干渉SARによる変動の検出をホームページで追加公開（4/21・5/3）

- ・立体地図（地理院 Globe における立体地図の閲覧）をホームページで追加公開（4/21）
- ・玉名・御船・菊池・天草地区の空中写真等をホームページで公開（4/24）
- ・熊本断層地区 A・B 地区の撮影を実施（4/29）
- ・熊本断層地区 A・B 地区の空中写真をホームページで公開（5/2）
- ・緊急 GNSS 観測の結果をホームページで公開（5/6）
- ・益城町周辺の航空レーザ計測を実施（5/8）
- ・地表地震断層を中心とした亀裂等の地表変位確認調査を実施（5/10～12）
- ・熊本城で UAV 測量による被災状況調査のため国土地理院ランドバード（GSI-LB）を派遣（5/11～13）
- ・熊本城で地上レーザ計測による被災状況調査のため派遣（5/17～23）
- ・UAV を用いた熊本城復旧支援のための撮影についてホームページで公開（5/19・6/22）
- ・電子基準点改定成果の公表についてホームページで公開（5/19・6/16）
- ・熊本地区 A・B の撮影を実施（5/30・5/31）
- ・災害復旧工事等公共測量実施に必要な測地基準点（三角点・水準点）の復旧測量を実施中（5/31～）
- ・熊本地区 A・B の空中写真等をホームページで公開（6/3）
- ・復旧のための地理空間情報（地図・写真図）の整備を実施中（6/14～）
- ・熊本城での地上レーザ計測による被災状況調査についてホームページで公開（6/22）
- ・布田川断層帯・日奈久断層帯周辺の航空レーザ測量による高精度標高データを整備し、陰影段彩図・標高差分彩図をホームページで公開（7/1）
- ・益城町、西原村、南阿蘇村周辺の空中写真撮影を実施中（7/5～）

(19) 原子力規制庁の対応

- ・原子力規制委員会 臨時会議開催（4月18日10:30）
- ・原子力規制委員会 委員長記者会見（4月18日11:23）

7 地方自治体の対応等

(1) 熊本県の対応

- ・4月14日21:26 熊本県災害対策本部設置
- ・4月14日22:40 自衛隊へ災害派遣要請
- ・4月14日22:42 緊急消防派遣要請
- ・4月15日0:30 第1回災害対策本部会議開催
- ・4月15日3:00 第2回災害対策本部会議開催
- ・4月15日7:00 第3回災害対策本部会議開催
- ・4月15日13:00 第1回政府現地対策本部会議・第4回災害対策本部合同会議開催
- ：
- ・7月19日16:30 第41回政府現地対策本部会議・第46回災害対策本部合同会議開催

(2) 大分県の対応

- ・4月16日1:25 災害対策本部設置
- ・4月28日10:30 廃止
- ・4月29日15:09 災害対策本部設置
- ・4月29日21:00 廃止

(3) 福岡県の対応

- ・4月16日1:25 災害対策本部設置
- ・4月25日17:00 廃止

(4) 長崎県の対応

- ・ 4月16日 1:25 災害対策本部設置
- ・ 4月23日 0:00 廃止

(5) 被災自治体への職員派遣等の概要（総務省情報：7月29日10:00現在）

職員派遣の状況

ア 対応システム

① 熊本県及び市町村（熊本市除く13市町村）への派遣

「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき実施中

- ・熊本県庁内に九州知事会のリエゾンを派遣（4月14日より派遣）
- ・県庁において、県・市町村（熊本市を除く）の職員派遣要望のニーズを把握し、リエゾンと調整
- ・当番県（大分県）がニーズを踏まえ、マッチング
- ・担当県を割り振り、対口支援

宇土市……長崎県（4月18日より派遣）
 沖縄県（4月23日より派遣）
宇城市……鹿児島県（4月20日より派遣）、6月30日で派遣終了
阿蘇市……宮崎県（4月19日より派遣）、5月27日で派遣終了
 長崎県（4月19日より派遣）
西原村……佐賀県（4月19日より派遣）
南阿蘇村…大分県（4月19日より派遣）
 全国知事会（4月21日より派遣）
御船町……山口県（4月18日より派遣）
嘉島町……静岡県（4月19日より派遣）
 福島県（4月19日より派遣）
益城町……福岡県（4月19日より派遣）
 関西広域連合（4月19日より派遣）
菊池市……長崎県（4月21日より派遣）、5月20日で派遣終了
菊陽町……福岡県（4月21日より派遣）、7月7日で派遣終了
 関西広域連合（4月21日より派遣）
甲佐町……鹿児島県（4月20日より派遣）、6月26日で派遣終了
山都町……宮崎県（4月22日より派遣）、5月31日で派遣終了
大津町……関西広域連合（4月21日より派遣）

② 熊本市への派遣

「21大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき実施中

- ・熊本市役所内に指定都市市長会のリエゾンを派遣（4月16日より派遣）
- ・熊本市のニーズをリエゾンが把握・調整の上、指定都市市長会に伝達
- ・指定都市市長会で各指定都市と派遣について調整

③ 全国スキームによる対応

- ①及び②による対応が困難な場合、全国知事会、全国市長会、全国町村会と協力して、必要な職員派遣を確保

イ 地方団体間の人的支援の状況（7月28日 17:00 現在）

【単位：人】

| 派遣先 | 7月28日に被災自治体で活動した職員 | | | | 7月29日に被災自治体で活動している職員 | | 備考 (追加予定等) |
|-----------------|--------------------|------|-----|--------|----------------------|--|----------------------------|
| | 避難所運営 | 行政窓口 | その他 | 罹災証明事務 | 派遣元自治体内訳 | | |
| 熊本県 | 1 | | | 1 | 1 | 宮崎県 (1) | ・7月29日で派遣終了予定 |
| くまもと市 熊本市 | 113 | | | 113 | 110 | 福岡市 (4) 仙台市 (4) 広島市 (4) 横浜市 (4) 札幌市 (3) 堺市 (4) 神戸市 (4) 静岡市 (4) 京都市 (4) 川崎市 (4) 岡山市 (2) 相模原市 (4) 浜松市 (6) 名古屋市 (4) さいたま市 (3) 北九州市 (4) 新潟市 (4) 東京都 (2) 東京都内市区町村 (5) 全国市長会 (37) | ・8月末まで最大120名程度の派遣が継続される見込み |
| うとし 宇土市 | 12 | | | 1 | 11 | 長崎県 (1) 全国市長会 (11) | |
| にしはらむら 西原村 | 19 | | | | 19 | 佐賀県 (6) 佐賀県内市区町村 (13) | ・7月31日で派遣終了予定 |
| みなみあそむら 南阿蘇村 | 2 | | | 2 | 2 | 長崎県 (2) | ・7月30日で派遣終了予定 |
| みふねまち 御船町 | 50 | 1 | 2 | 8 | 39 | 山口県 (15) 山口県内市区町村 (6) 全国知事会 (2) 全国市長会 (13) 全国町村会 (9) 熊本県 (4) | |
| かしままち 嘉島町 | 25 | 2 | 4 | 8 | 11 | 静岡県 (3) 静岡県内市区町村 (12) 全国町村会 (10) | ・7月29日で派遣終了予定 |
| ましきまち 益城町 | 36 | 31 | | | 5 | 熊本県 (19) 全国知事会 (12) 全国市長会 (3) | |
| おおつまち 大津町 | 10 | | | | 10 | 全国知事会 (10) | |
| 合計 | 268 | | | (208) | 262 | (罹災証明事務202名) | |

○ これは速報であり、数値等は今後変わることがある。

○ これは広域連携スキームによるもので、各府省が調整して派遣する職員等は含まない。